

令和５年度第４回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和５年１１月１５日（水）
午後１時３０分
場 所 野田市役所 ８階大会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 題

<審議事項>

- （１）第９期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について（素案）

<報告事項>

- （２）地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について
（３）地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について

４ そ の 他

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画

野田市シルバープラン

第9期計画

(素案)

令和 年 月

野 田 市

目次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
(1) 高齢者をめぐる現状.....	3
(2) 介護保険制度改正の経緯.....	4
(3) 第9期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント.....	5
(4) 第9期介護保険事業計画に関する基本指針について.....	6
2 計画の法的位置付け.....	8
3 計画の期間.....	10
4 計画の策定体制.....	11
(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会.....	11
(2) 住民意見の反映.....	12
第2章 高齢者等の現状等と課題.....	15
1 高齢者の現状.....	15
(1) 総人口と高齢者人口の推移.....	15
(2) 高齢者等の年齢構成.....	17
(3) 第1号被保険者の要介護認定・要支援認定者数等の推移.....	18
(4) 要介護度別要介護等認定者数の推移.....	19
(5) 居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移.....	20
(6) 介護保険給付費の推移.....	21
2 将来人口等の推計.....	22
(1) 将来人口の推計.....	22
(2) 要介護等認定者数の推計.....	23
(3) 日常生活圏域の設定及び状況.....	24
3 課題について.....	29
(1) 各種調査等について.....	29
(2) 地域ケア会議による課題について.....	53
(3) 地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握.....	54
(4) 第8期野田市シルバープランの実施状況からの課題.....	57
(5) 課題の抽出について.....	58
(6) 施策の方向性について.....	61
第3章 計画の基本的な考え方.....	65
1 基本理念と基本目標.....	65
(1) 基本理念.....	65
(2) 基本目標.....	66
(3) 基本方針.....	68
2 基本的な進め方.....	71
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	71
3 施策の体系.....	73

4	健康スポーツ文化都市宣言	74
(1)	健康スポーツ文化都市宣言とは	74
(2)	本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性	74
5	本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	75
(1)	持続可能な開発目標（SDGs）とは	75
(2)	本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	75

第4章 介護保険事業計画..... 83

1	地域包括ケアシステムの深化・推進.....	83
◆	地域支援事業	83
(1)	介護予防・日常生活支援総合事業	83
(2)	包括的支援事業	97
(3)	任意事業	101
(4)	地域支援事業における利用者負担の在り方	101
(5)	保険者機能強化推進交付金等の活用について	101
2	施策の取組（各論）	102
◆	地域支援事業の適切な提供.....	102
(1)	介護予防・日常生活支援総合事業	102
(2)	包括的支援事業	108
(3)	任意事業	112
◆	健康増進活動の推進.....	117
◆	地域密着型サービスの適切な提供	118
◆	施設サービスの適切な提供.....	122
◆	介護保険制度の円滑な運営.....	123
(1)	介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援	123
(2)	その他	124
3	介護給付適正化計画	128
(1)	考え方	128
(2)	適正化事業の推進	128
(3)	介護給付適正化主要3事業の取組	128

第5章 老人福祉計画

136

1	地域包括ケアシステムの深化・推進.....	136
(1)	地域包括ケアシステムの深化・推進	136
2	高齢者の健康づくりの推進.....	138
(1)	健康増進活動の促進.....	138
(2)	疾病予防の促進	142
(3)	安心できる医療供給体制の構築	144
3	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供.....	145
(1)	居宅サービスの適切な提供	145
(2)	施設サービスの適切な提供	148
(3)	介護人材の確保	149

4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供	151
(1) ボランティア活動の推進	151
5 高齢者の生きがいづくりの推進	153
(1) コミュニティ活動の促進	153
(2) 生きがい対策の充実	155
(3) 就労対策の充実	159
6 高齢者にやさしいまちづくりの推進.....	160
(1) 高齢者の生活の安全確保	160
(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進	162
7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚.....	165
(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	165
8 高齢者の人権の擁護	166
(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成	166
(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進	166

本文中の表記について

1 用語等の表記について

本計画書は、老人福祉法や介護保険法などで規定された用語を使用していますが、より分かりやすくするために、用語の一部を下記のとおり置き換えて作成しております。

法における用語	本文中で使用した用語
介護支援専門員	ケアマネジャー
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム
居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジメント
短期入所生活介護／短期入所療養介護	ショートステイ
地域密着型介護老人福祉施設	小規模特別養護老人ホーム
地域密着型通所介護	小規模デイサービス
通所介護	デイサービス
通所リハビリテーション	デイケア
特定非営利活動法人	NPO法人
認知症対応型共同生活介護	認知症グループホーム
認知症対応型通所介護	認知症デイサービス
訪問介護	ホームヘルプサービス

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 高齢者をめぐる現状

我が国では、平成12年度に介護保険制度がスタートしてから24年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けています。第9期計画期間中には、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

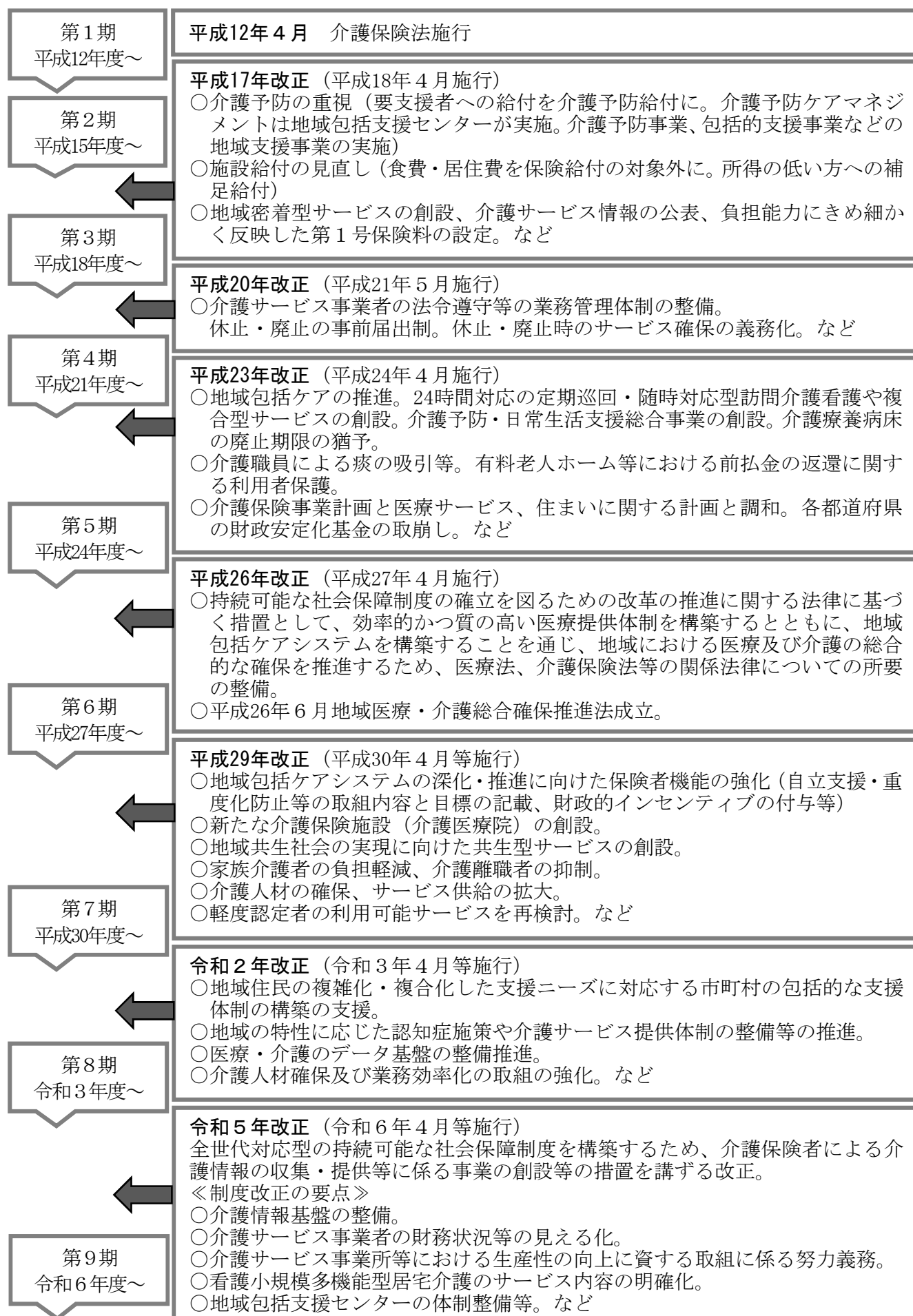
本市においても、人口減少局面を迎えています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加を続け、65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、平成30（2018）年には29.8%だったものが令和5（2023）年には31.1%と上昇し、3人に1人が高齢者となる時代が続き、今後も上昇し続けることが見込まれます。

とりわけ、今後の将来人口推計においては、令和5（2023）年の後期高齢者（75歳以上）25,913人及び前期高齢者（65～74歳）21,871人が、令和8（2026）年には後期高齢者30,793人及び前期高齢者19,244人となり、後期高齢者が増加していきます。

また、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に行った健康スポーツ文化都市宣言を踏まえ、本計画においても、健康スポーツ文化都市宣言の目指す、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」という視点のもと、高齢者福祉施策及び介護保険施策を推進する必要があります。

以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、生き生き暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みを目指す「地域包括ケアシステム」の深化・推進と介護保険制度の持続的な運営に取り組むことが重要となります。

(2) 介護保険制度改正の経緯



（３）第９期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和５年５月１９日公布）が成立しました。

介護保険関係の主な内容

① 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など

④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とするなど

(4) 第9期介護保険事業計画に関する基本指針について

基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

また、都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第9期計画において記載を充実する事項

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

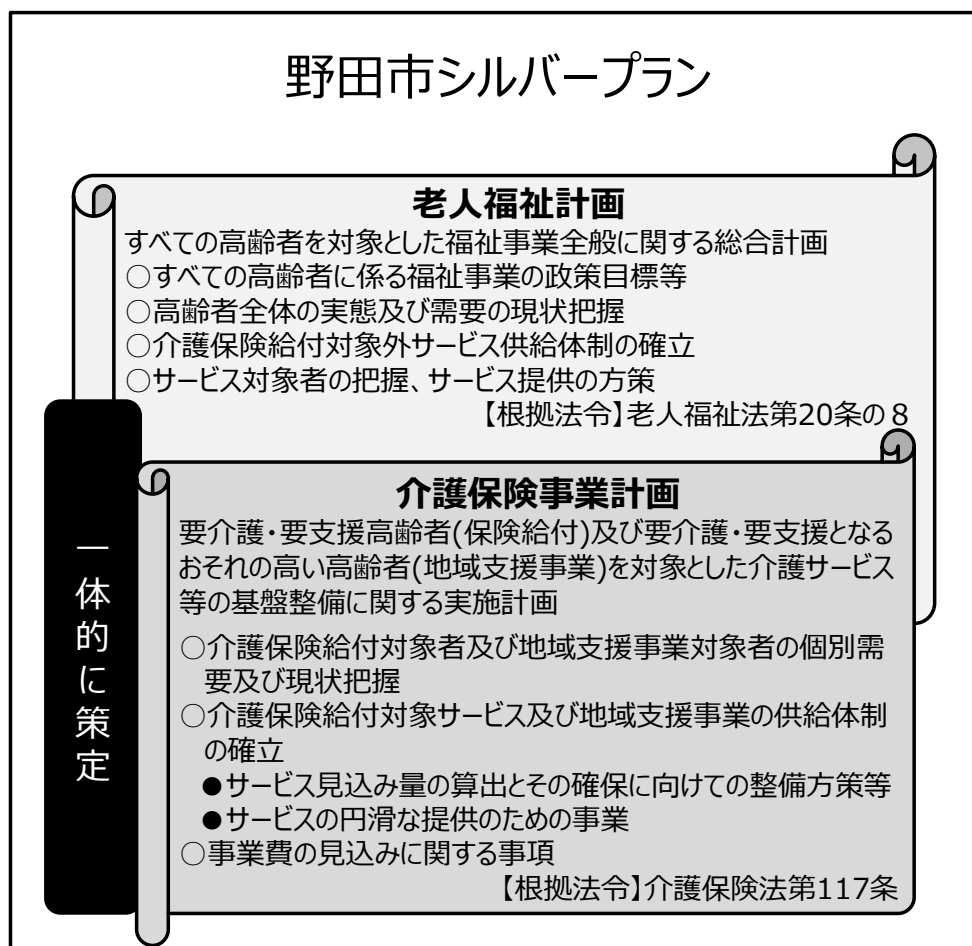
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理的な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

2 計画の法的位置付け

○本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体として策定することが義務付けられているため、野田市では、「野田市シルバープラン」として策定しています。



老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

介護保険法

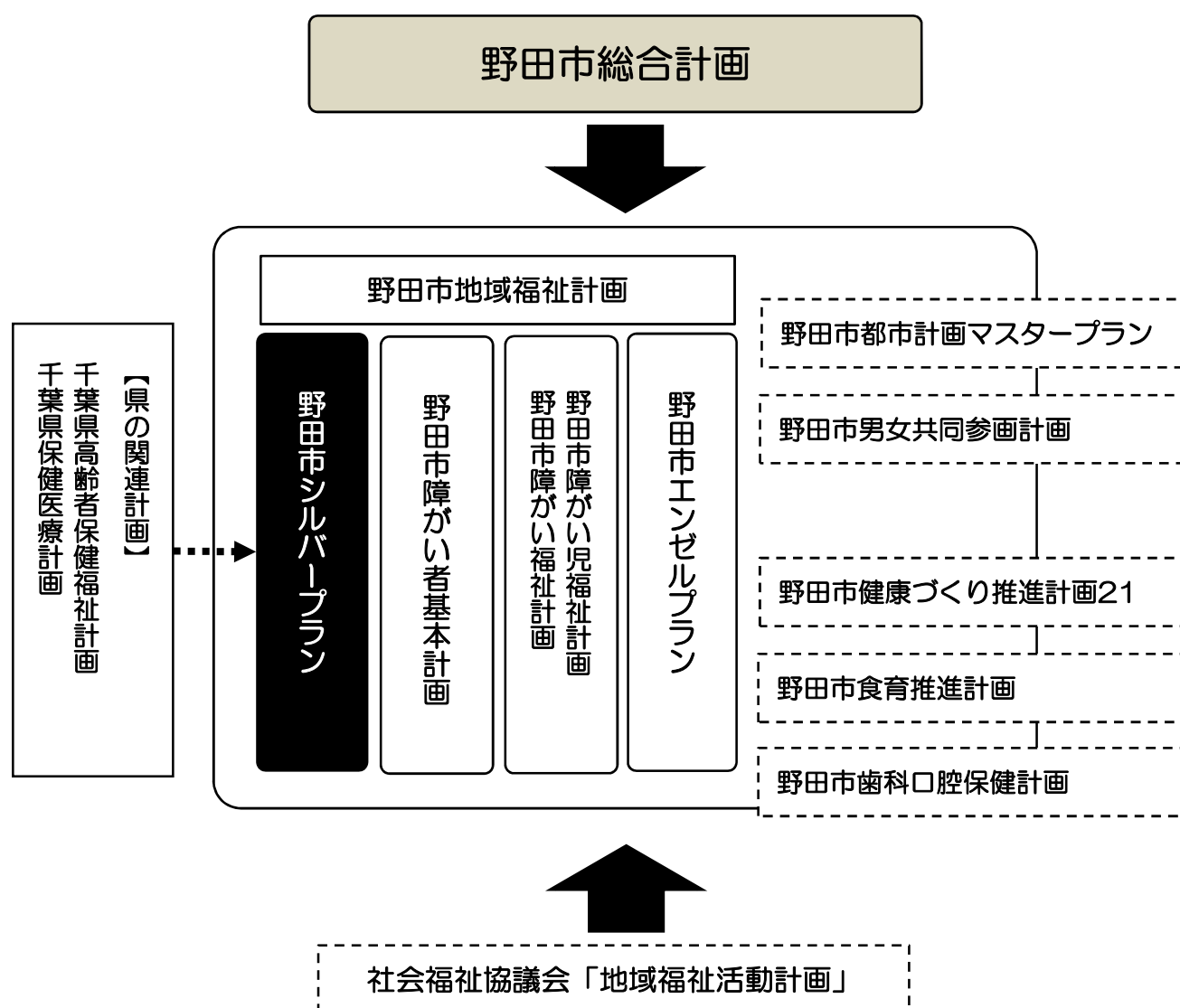
（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」とい

う。)を定めるものとする。

- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

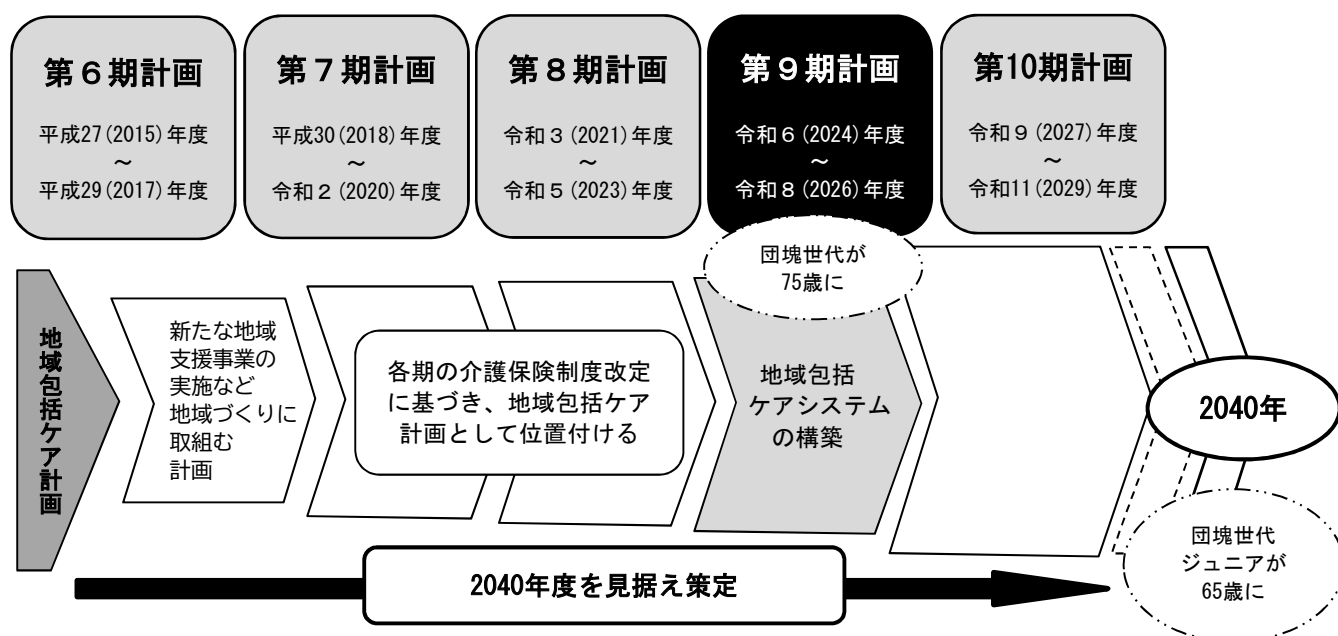
○本計画は「総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市障がい者基本計画」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉関係計画との整合性にも十分配慮するものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険事業計画を一体として策定します。

また、第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、さらに、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていることを見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進と持続可能なサービス基盤、人的整備の推進など、中長期的な視野に立った施策の展開が必要となります。



4 計画の策定体制

(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

第9期野田市シルバープランを策定するに当たり、市民の意見や提言等を反映させた内容とするため、これまでの計画（第1期から第8期まで）と同様、計画の基本的な考え方や内容等について「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において審議・検討しました。

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

回数	開催日	開催場所	審議内容等
1	令和5年 8月23日（水）	市役所	○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について（諮問） ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について ①介護保険法等の改定について ②第9期介護保険事業計画に関する基本指針について ③第9期野田市シルバープラン策定に係る各種調査の結果について ④第9期野田市シルバープラン策定に係る基礎的数値に関する考え方について ⑤現状把握及び課題について
2	令和5年 10月4日（水）	市役所	○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について ①第9期野田市シルバープランにおける課題の抽出について ②第9期野田市シルバープランの骨子案について ③介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの必要性について
3	令和5年 11月15日（水）	市役所	○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（素案）

（２）住民意見の反映

介護保険法では、「市町村は介護保険事業計画を策定する場合、あらかじめ被保険者の意見等を反映するための必要な措置を講じること」とされています。

野田市では、被保険者代表として自治会連合会やいきいきクラブ連合会の代表者及び公募市民を野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員に選任するなど、市民の参加を得ながら、第９期野田市シルバープランの策定を進めています。

さらに、より多くの意見を第９期野田市シルバープランに反映させるため、各種調査の実施や「第９期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）（素案）」について、パブリック・コメント手続の実施を予定しています。

第 2 章

高齢者等の現状等と課題

第2章 高齢者等の現状等と課題

1 高齢者の現状

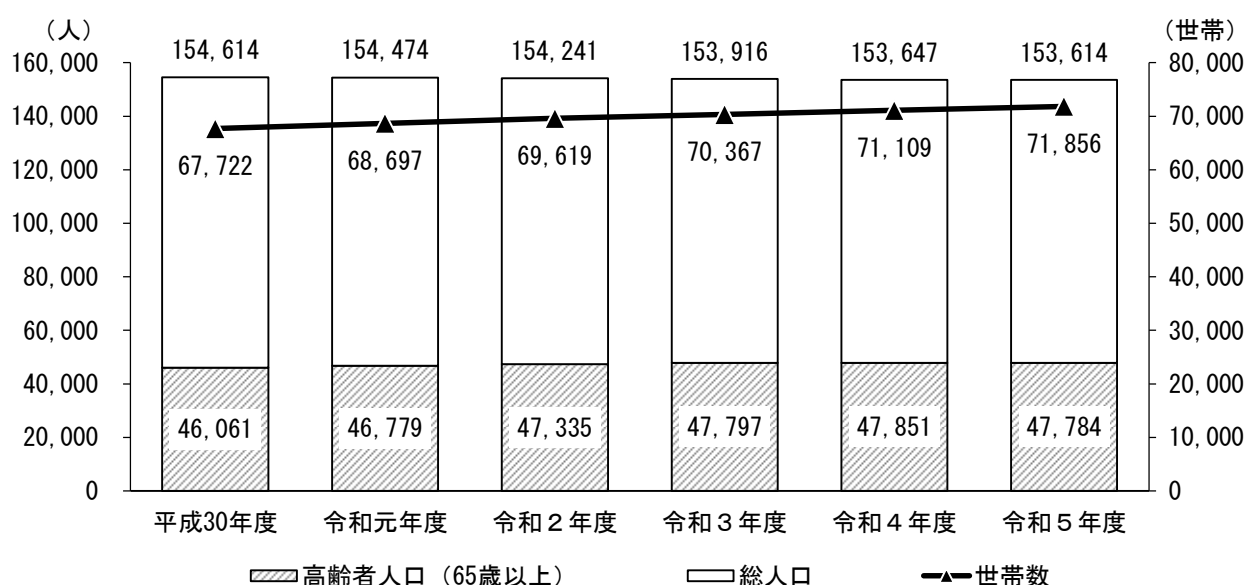
(1) 総人口と高齢者人口の推移

野田市の総人口は、平成30年度から令和5年度にかけて少しずつ減少傾向となっており、

一方、高齢者人口は、46,061人から47,784人となっており、1,723人増加して、高齢化率は29.8%から31.1%と1.3ポイント上昇しています。

また、世帯数については、67,722世帯から71,856世帯になり、4,134世帯増加しています。

■総人口、世帯数の推移



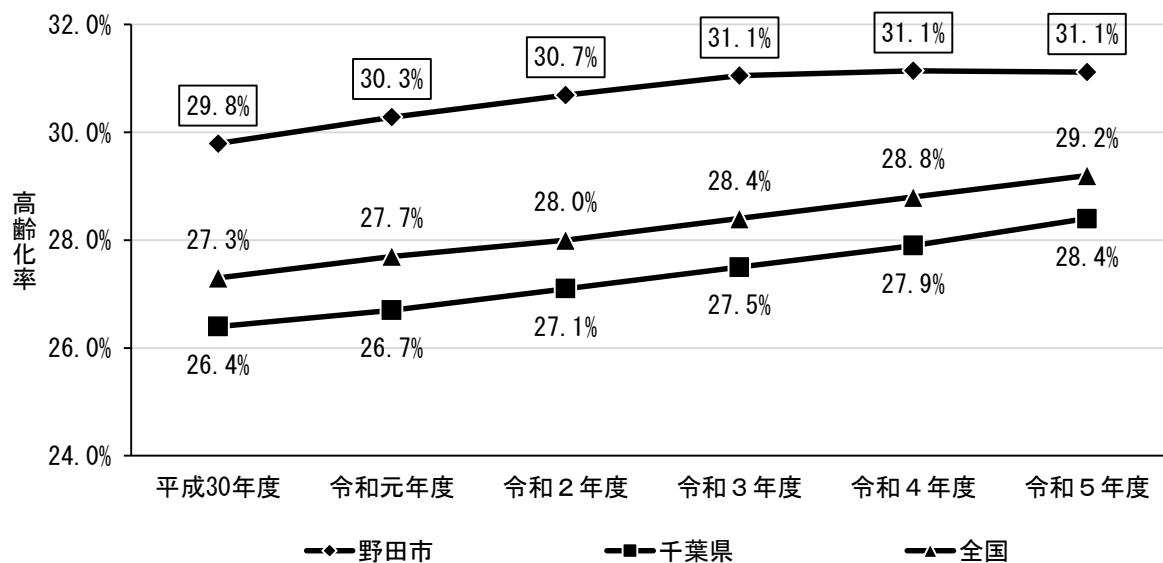
(単位：人・世帯)

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	154,614	154,474	154,241	153,916	153,647	153,614
高齢者人口(65歳以上)	46,061	46,779	47,335	47,797	47,851	47,784
高齢化率	29.8%	30.3%	30.7%	31.1%	31.1%	31.1%
世帯数	67,722	68,697	69,619	70,367	71,109	71,856

※各年度10月1日(住民基本台帳)の数値

■高齢化率の比較

野田市の高齢化率は千葉県の平均及び、全国の平均を上回っています。



区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
野田市	29.8%	30.3%	30.7%	31.1%	31.1%	31.1%
千葉県	26.4%	26.7%	27.1%	27.5%	27.9%	28.4%
全国	27.3%	27.7%	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%

※野田市は、各年度10月1日（住民基本台帳）の数値

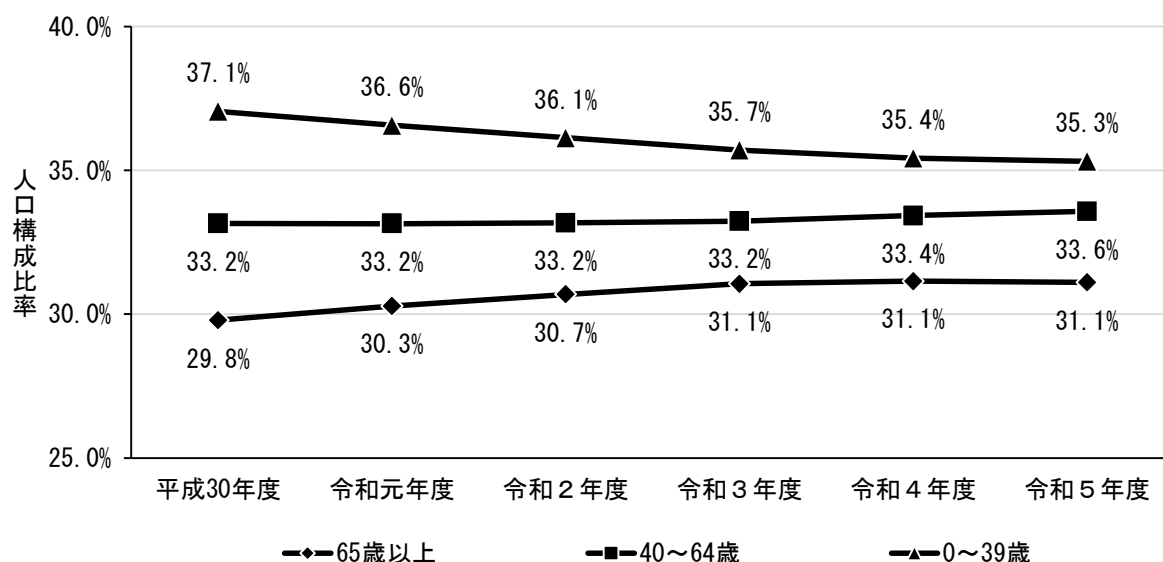
千葉県・全国は、総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（２）高齢者等の年齢構成

年齢構成の推移を見ると、平成30年度以降も65歳以上の人口構成比率（高齢化率）は増加傾向となっており、令和5年度には31.1%まで増加しています。

一方で、0歳から39歳の人口構成比率は年々減少、40歳から64歳はほぼ横ばいで推移しており、65歳以上の人口構成比率との差が小さくなってきています。

■高齢者等の年齢構成



(単位：人)

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者人口(65歳以上)	46,061	46,779	47,335	47,797	47,851	47,784
高齢化率	29.8%	30.3%	30.7%	31.1%	31.1%	31.1%
65～74歳	25,446	24,873	24,807	24,659	23,212	21,871
人口構成比率	16.5%	16.1%	16.1%	16.0%	15.1%	14.2%
75歳以上	20,615	21,906	22,528	23,138	24,639	25,913
人口構成比率	13.3%	14.2%	14.6%	15.0%	16.0%	16.9%
40～64歳	51,258	51,210	51,170	51,153	51,358	51,578
人口構成比率	33.2%	33.2%	33.2%	33.2%	33.4%	33.6%
0～39歳	57,295	56,485	55,736	54,966	54,438	54,252
人口構成比率	37.1%	36.6%	36.1%	35.7%	35.4%	35.3%
総人口	154,614	154,474	154,241	153,916	153,647	153,614

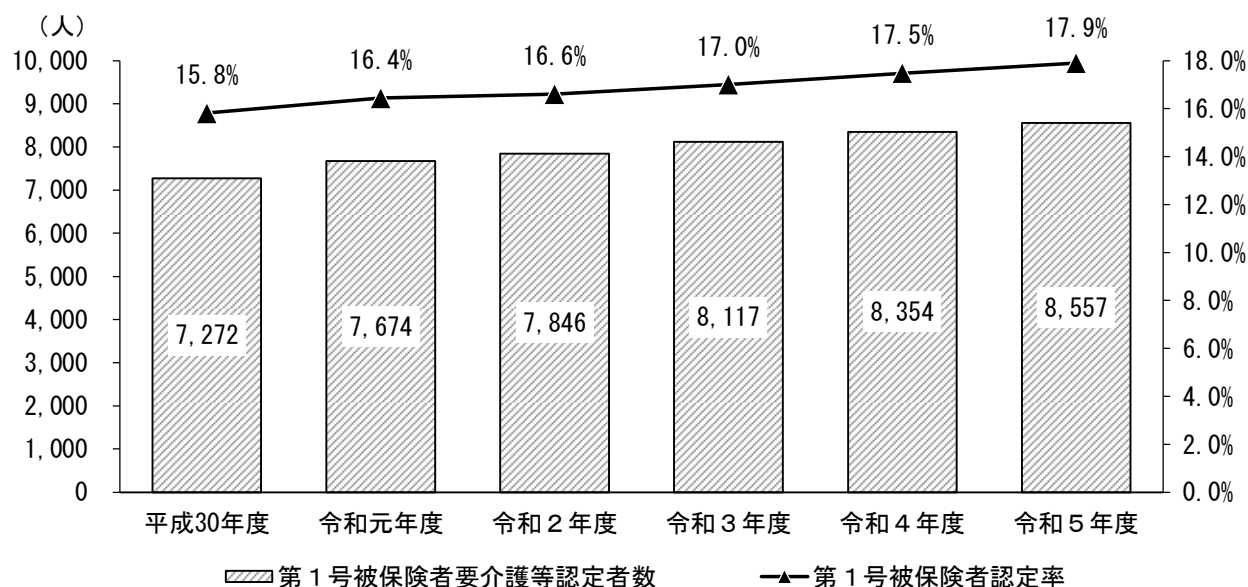
※各年度10月1日（住民基本台帳）の数値

※人口構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

（３）第１号被保険者の要介護認定・要支援認定者数等の推移

平成30年度から令和５年度までの第１号被保険者数の伸びが1,800人（3.9％）の増加となっています。要介護認定・要支援認定者（以下「要介護等認定者」という。）数は1,285人（17.7％）増加していることから、介護保険制度の利用が一層進んでいることが分かります。

■第１号被保険者の要介護等認定者数等の推移



（単位：人）

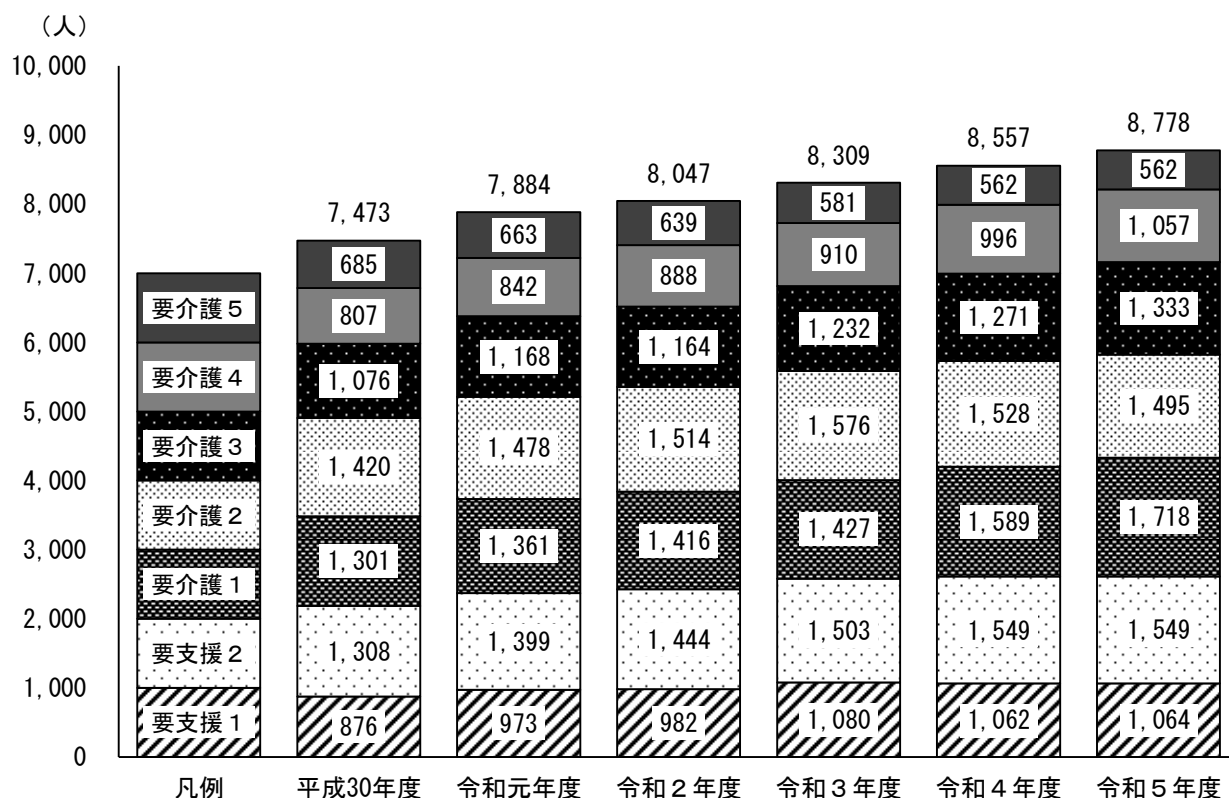
区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
第１号被保険者要介護等認定者数	7,272	7,674	7,846	8,117	8,354	8,557
第１号被保険者認定率	15.8%	16.4%	16.6%	17.0%	17.5%	17.9%
第１号被保険者数(65歳以上)	46,000	46,696	47,247	47,733	47,792	47,800

※各年度「介護保険事業状況報告」９月月報、令和５年度は「介護保険事業状況報告」６月月報

(4) 要介護度別要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の伸びを平成30年度と令和5年度で比較すると、1,305人（17.5%）の増加となっています。中でも要介護1の方が417人（32.1%）の増加と伸びが大きくなっていることが分かります。

■要介護度別要介護等認定者数の推移



(単位: 人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	876	973	982	1,080	1,062	1,064
要支援2	1,308	1,399	1,444	1,503	1,549	1,549
小計(要支援)	2,184	2,372	2,426	2,583	2,611	2,613
要介護1	1,301	1,361	1,416	1,427	1,589	1,718
要介護2	1,420	1,478	1,514	1,576	1,528	1,495
要介護3	1,076	1,168	1,164	1,232	1,271	1,333
要介護4	807	842	888	910	996	1,057
要介護5	685	663	639	581	562	562
小計(要介護)	5,289	5,512	5,621	5,726	5,946	6,165
合計(要支援+要介護)	7,473	7,884	8,047	8,309	8,557	8,778

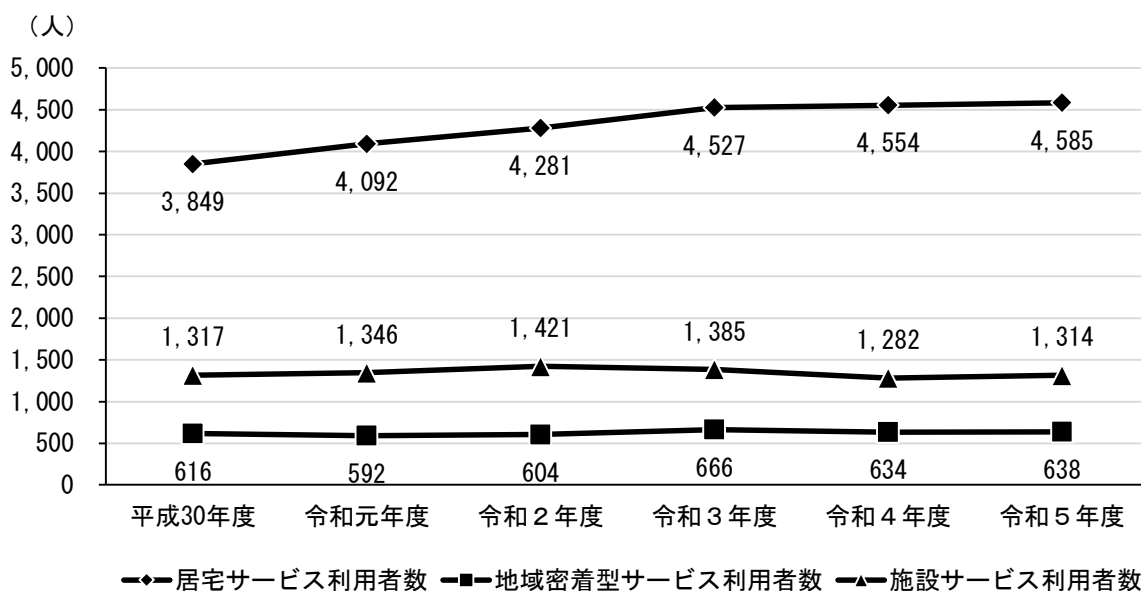
※第2号被保険者（40から64歳）を含むため第1号被保険者要介護等認定者数とは数値が異なります。

※各年度「介護保険事業状況報告」9月月報、令和5年度は「介護保険事業状況報告」6月月報

（５）居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移

平成30年度と令和５年度のサービス利用者数を比較すると、居宅サービス利用者数は736人（19.1％）の増加、地域密着型サービス利用者数は22人（3.6％）の増加、施設サービス利用者数は３人（0.2％）の減少となっています。

■居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス利用者数	3,849	4,092	4,281	4,527	4,554	4,585
地域密着型サービス利用者数	616	592	604	666	634	638
施設サービス利用者数	1,317	1,346	1,421	1,385	1,282	1,314

※各年度「介護保険事業状況報告」３月月報、令和５年度は「介護保険事業状況報告」６月月報

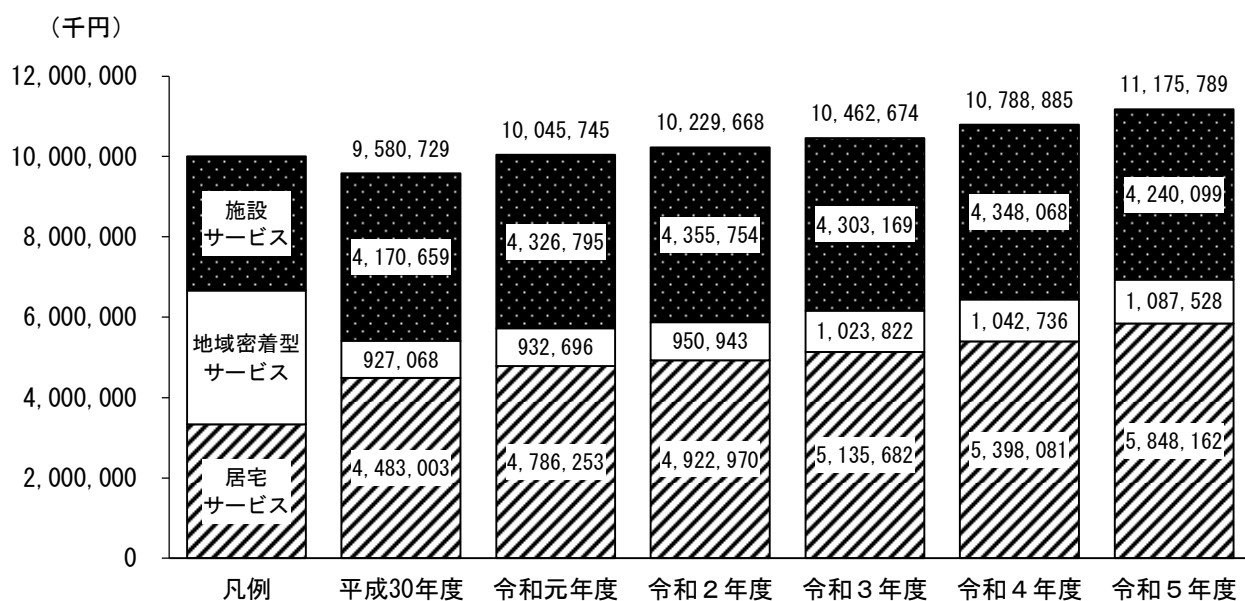
（６）介護保険給付費の推移

平成30年度と令和５年度の介護保険給付費（以下「給付費」という。）を比較すると、1,595,060千円（16.6％）の増加となっており、給付費は大きく伸びています。

また、各サービス別に見ると居宅サービス給付費は1,365,159千円（30.5％）の増加、地域密着型サービス給付費は160,460千円（17.3％）の増加となっています。施設サービス給付費は69,440千円（1.7％）の増加となっています。

認定率の増加に伴いサービス給付費も増加していますが、特に居宅サービス給付費は大幅に増加しています。

■サービス別給付費の推移



（単位：千円・人）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	給付費	4,483,003	4,786,253	4,922,970	5,135,682	5,398,081	5,848,162
	利用者数	3,849	4,092	4,281	4,527	4,554	4,585
	一人当たり給付費	1,165	1,170	1,150	1,134	1,185	1,275
地域密着型サービス	給付費	927,068	932,696	950,943	1,023,822	1,042,736	1,087,528
	利用者数	616	592	604	666	634	638
	一人当たり給付費	1,505	1,576	1,574	1,537	1,645	1,705
施設サービス	給付費	4,170,659	4,326,795	4,355,754	4,303,169	4,348,068	4,240,099
	利用者数	1,317	1,346	1,421	1,385	1,282	1,314
	一人当たり給付費	3,167	3,215	3,065	3,107	3,392	3,227
介護保険給付費合計		9,580,729	10,045,745	10,229,668	10,462,674	10,788,885	11,175,789

※給付費は、平成30年度から令和３年度までは「介護保険事業状況報告」年報、令和４年度は「介護保険事業状況報告」月報、令和５年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された見込値

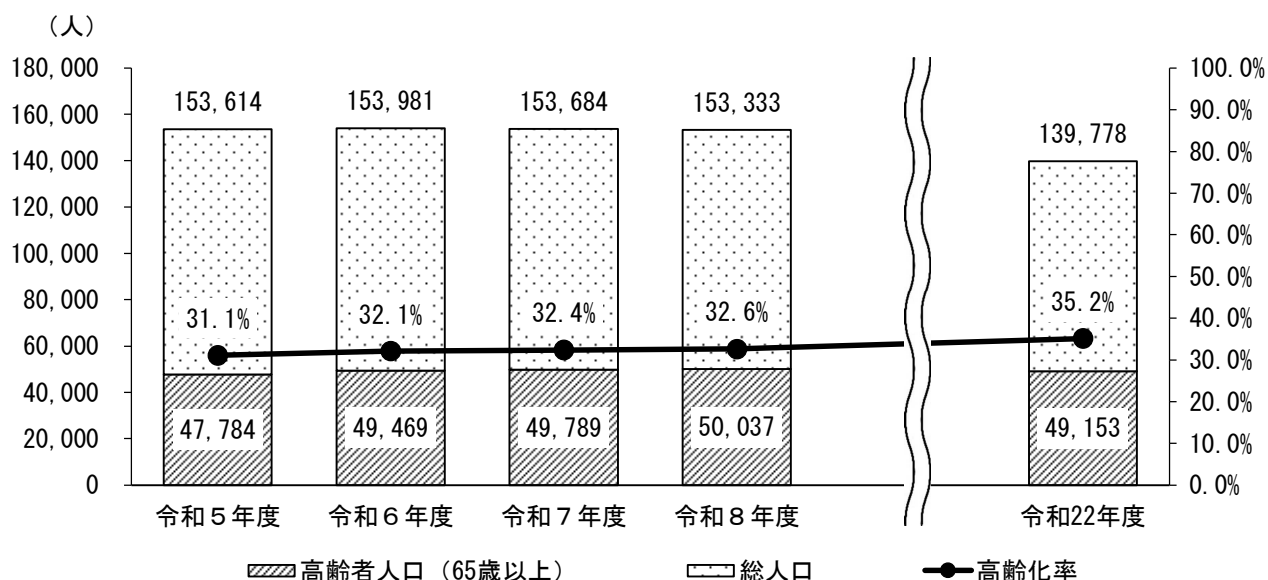
※利用者数は、各年度「介護保険事業状況報告」３月月報、令和５年度は「介護保険事業状況報告」６月月報

2 将来人口等の推計

(1) 将来人口の推計

野田市シルバープランの推計人口は、同年又は同時期に出生した集団についての変化を推計するコーホート要因法を用いて推計した総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計値を参考に算出しています。

◆将来人口推計



(単位：人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
高齢者人口(65歳以上)	47,784	49,469	49,789	50,037	49,153
人口構成比率(高齢化率)	31.1%	32.1%	32.4%	32.6%	35.2%
65～74歳	21,871	20,841	19,767	19,244	21,419
人口構成比率	14.2%	13.5%	12.9%	12.6%	15.3%
75歳以上	25,913	28,628	30,022	30,793	27,734
人口構成比率	16.9%	18.6%	19.5%	20.1%	19.8%
40～64歳	51,578	51,693	51,869	51,863	42,566
人口構成比率	33.6%	33.6%	33.8%	33.8%	30.5%
0～39歳	54,252	52,819	52,026	51,433	48,059
人口構成比率	35.3%	34.3%	33.9%	33.5%	34.4%
総人口	153,614	153,981	153,684	153,333	139,778

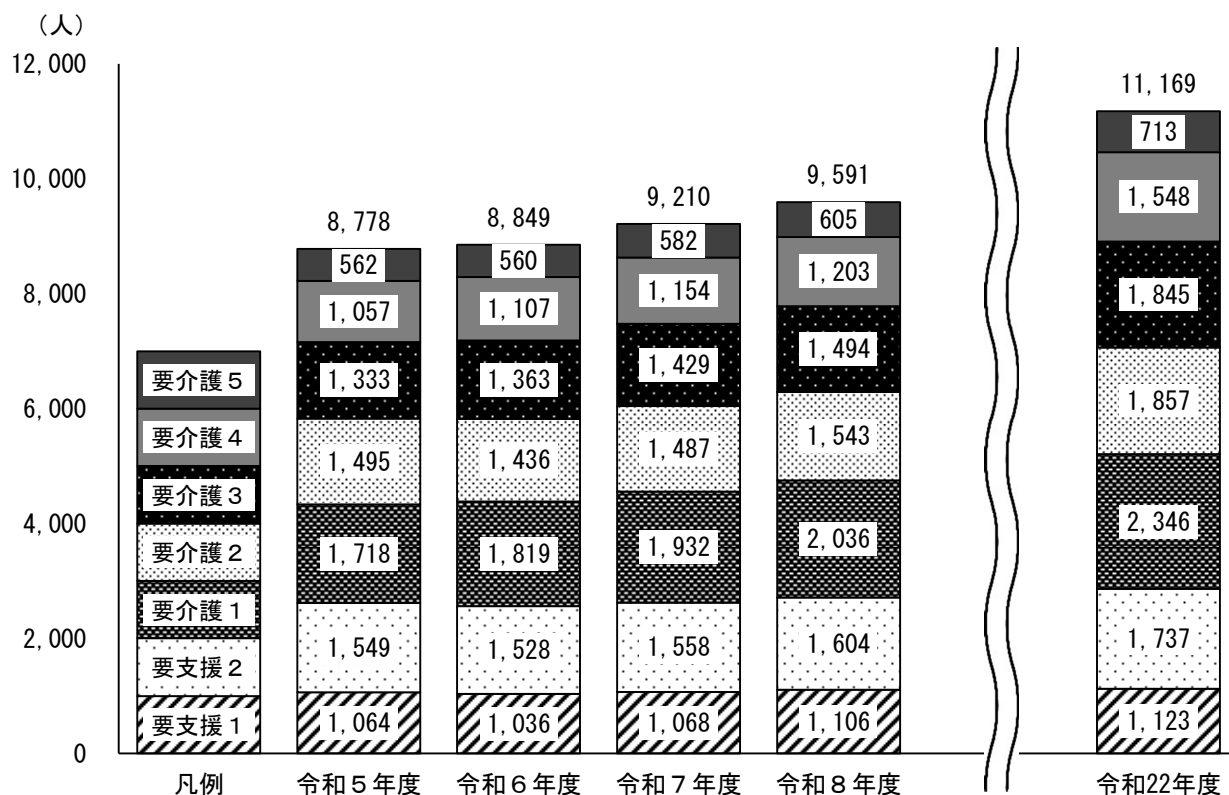
※令和5年度は10月1日（住民基本台帳）の数値、令和6年度以降は各年度10月1日現在の推計値

※人口構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 要介護等認定者数の推計

居宅サービス及び施設サービスの対象となる要介護等認定者数の推計については、地域包括ケア「見える化」システムにより、令和3年度から令和5年度までの要介護等認定者数の伸び率を基に、人口推計と掛け合わせて算出しました。

■要介護等認定者数の推計



(単位: 人)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	1,064	1,036	1,068	1,106	1,123
要支援2	1,549	1,528	1,558	1,604	1,737
小計(要支援)	2,613	2,564	2,626	2,710	2,860
要介護1	1,718	1,819	1,932	2,036	2,346
要介護2	1,495	1,436	1,487	1,543	1,857
要介護3	1,333	1,363	1,429	1,494	1,845
要介護4	1,057	1,107	1,154	1,203	1,548
要介護5	562	560	582	605	713
小計(要介護)	6,165	6,285	6,584	6,881	8,309
合計(要支援+要介護)	8,778	8,849	9,210	9,591	11,169

※令和5年度は「介護保険事業状況報告」6月月報、令和6年度以降は推計値

（３）日常生活圏域の設定及び状況

急速な高齢化の進行に対応し、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、保健・福祉や医療関連施設だけではなく、住まいやその他の公共施設などの地域資源をつなぐ人的なネットワークを活用し、互いに連携することが重要です。

そこで、第３期野田市シルバープランから地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件や介護サービスの整備状況などを総合的に考慮し、市内を四つに区分した「日常生活圏域」を定め、介護予防事業や施設整備を推進しています。

① 設定の基本的な考え方

日常生活圏域は、人口や面積だけでなく、保健・福祉及び医療関連施設や公共施設、交通事情、更に、それら地域資源をつなぐ人的なネットワークの存在も重要であるとともに、次の事項も大きな要素と考えて設定しました。

- ア 地域住民に広く周知できるものであること
- イ できるだけ地域活動と同じ単位であること
- ウ 設定の考え方が地域住民にとって容易に理解できること

② 地域福祉計画との整合

日常生活圏域を設定するに当たっては、地域単位の考え方は本計画の上位計画である地域福祉計画で設定している「従来から住民参加で福祉活動の実績があり、地域福祉の中心的推進役である地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉える」と整合することを前提に検討しました。

◆地区社会福祉協議会活動区域

日常生活圏域	活 動 区 域
中央・東部地区	上花輪地区社協、清水地区社協、中根地区社協、太子堂地区社協、 中野台地区社協、中央地区社協、上町地区社協、東部地区社協、 宮崎・柳沢地区社協
南部・福田地区	南部中央地区社協、南部南地区社協、南部北地区社協、 南部東地区社協、南部第２地区社協、福田地区社協
北部・川間地区	川間地区社協、北部地区社協、七光台地区社協、西部地区社協
関宿地域	関宿地区社協、二川地区社協、木間ヶ瀬地区社協

③ 四つの日常生活圏域

以上のことから、現在、行政においても呼称として利用している7地区（中央地区、東部地区、南部地区、福田地区、北部地区、川間地区及び関宿地域）を基準として、四つの日常生活圏域を設定しました。

■日常生活圏域の人口及び高齢化率（令和5年10月1日現在）

（単位：人）

		地区			圏域		
		人口	高齢者人口	高齢化率	人口	高齢者人口	高齢化率
中央・東部	中央地区	29,249	8,163	27.91%	47,327	14,268	30.15%
	東部地区	18,078	6,105	33.77%			
南部・福田	南部地区	35,644	8,983	25.20%	44,137	12,826	29.06%
	福田地区	8,493	3,843	45.25%			
北部・川間	北部地区	24,737	7,148	28.90%	37,587	11,395	30.32%
	川間地区	12,850	4,247	33.05%			
関宿地域		24,563	9,295	37.84%	24,563	9,295	37.84%
合計		153,614	47,784	31.11%	153,614	47,784	31.11%

ア 中央・東部地区

中央地区は、人口が増加している地域で、高齢化率は27.9%（令和5年10月1日現在：以下同じ。）で全体の中で2番目に低い地区となっています。

一方、東部地区は、人口が減少傾向にあり、高齢化率は33.8%で3番目に高い地区となっています。

地区内には、介護保険施設等が集中しており、広域型施設として特別養護老人ホームが6か所、介護老人保健施設、養護老人ホーム（複合老人ホーム）及び特定施設が1か所ずつ整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが3か所、小規模特別養護老人ホームが2か所（うち1か所は上記複合老人ホーム）、特定施設が1か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1か所、認知症デイサービスが1か所整備されています。

■令和8年度における推計認定者数

（単位：人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
330	479	608	461	446	359	181	2,864

イ 南部・福田地区

南部地区は、人口が増加している地域で、高齢化率は25.2%で最も低い地区となっています。

一方、福田地区の人口は減少傾向にあり、高齢化率は45.3%で最も高い地区となっています。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホームが2か所、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス及び特定施設がそれぞれ1か所ずつ整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが2か所、小規模多機能型居宅介護が1か所、認知症デイサービスが1か所整備されています。

■令和8年度における推計認定者数

（単位：人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
297	431	546	414	401	323	162	2,574

ウ 北部・川間地区

北部地区は、人口が横ばいで、高齢化率は28.9%で3番目に低い地区となっており、介護保険施設が唯一整備されていない地区です。

一方、川間地区は、人口が減少傾向にあり、高齢化率は33.1%で全体の高齢化率を上回っています。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホームが2か所、介護老人保健施設が1か所整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが1か所整備されています。

■令和8年度における推計認定者数

(単位：人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
264	382	486	368	356	287	144	2,287

エ 関宿地域

関宿地域の人口は減少しており、高齢化率は37.8%で地区別では2番目に高くなっています。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びケアハウスが1か所ずつ整備されています。

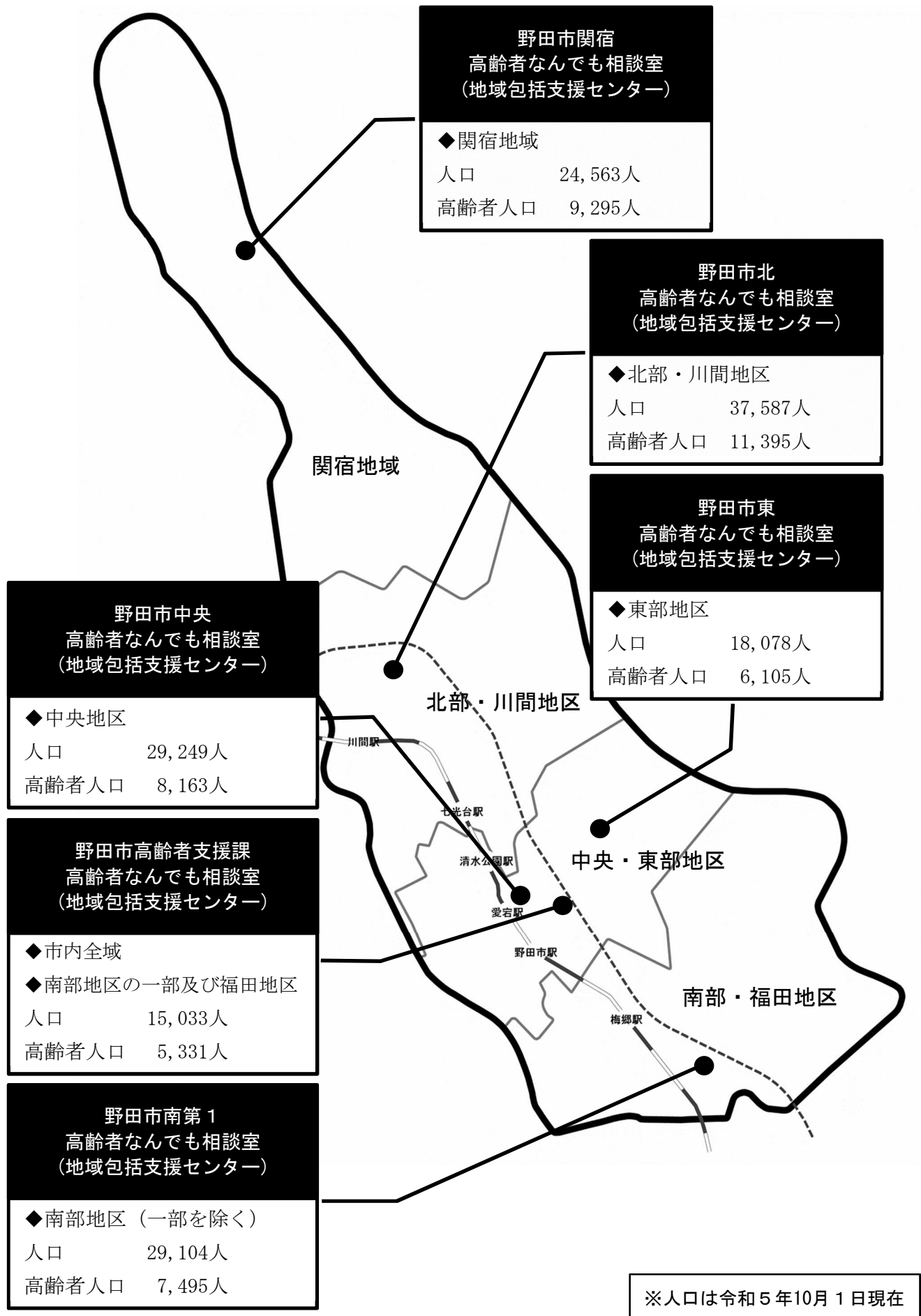
また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが1か所及び看護小規模多機能型居宅介護が1か所整備されています。

■令和8年度における推計認定者数

(単位：人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
215	312	396	300	291	234	118	1,866

■日常生活圏域の区分図



3 課題について

(1) 各種調査等について

本計画の策定に当たり、市民の生活実態や意向（ニーズ）、介護保険サービスの利用状況などを把握することを目的として令和4年10月に以下のとおり各種調査を実施しました。

本調査は、野田市にお住まいの第1号被保険者、要介護・要支援認定者、介護サービス事業所及び介護サービス事業所職員の方を対象として実施しました。

調査の種類		対 象 者	配布数		有効回答数
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援者	1,000		724
2	在宅介護実態調査	要支援者 要介護者	1,000	1,281	744
	特別養護老人ホーム 入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	281		
3	施設サービス利用者調査	介護保険施設の入所者	200	322	142
	特別養護老人ホーム 入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	122		
4	介護サービス事業所調査	介護サービス事業所	136		79
5	介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000		492
6	一般介護予防事業調査	自立	1,000		709

※ 調査1から6まで対象者が重複しないように抽出しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、厚生労働省が公表した調査票案に基づき、全国一律の内容で実施された調査です。野田市では、厚生労働省の調査項目に市独自の調査項目を加え、調査を実施しました。

日常生活圏域ごとの高齢者（自立及び要支援者）の生活状況等を把握し、第9期野田市シルバープランの市民の意見として参考にできるほか、全国統一の資料として利用します。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、全体的な傾向として「元気な高齢者が多いまち」と言える結果となっています。現状では「介護・介助は必要ない」が86.0%で最も高いが、一方で、介護・介助が必要になった原因として「高齢による衰弱」と「糖尿病」をあげている方が多いため、前期高齢者からの健康寿命延伸の取組や生活機能低下の可能性がある方を把握して状況に合わせた介護予防事業を展開していくことが必要と考えられます。

転倒に対する不安については、『不安』が55.1%、『不安はない』が43.4%と『不安』の方が多い結果となっています。また、健康状態については、『よい』が77.8%となっています。一方、『よくない』が20.9%となっています。

会・グループ等への参加頻度については、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「町内会・自治会」「収入のある仕事」は比較的参加頻度が高いが、一方で「ボランティアのグループ」「学習・教養サークル」「えんがわ（通いの場）」「老人クラブ（いきいきクラブ）」は低くなっています。会・グループ等への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」の割合が高くなっています。高齢者の孤立防止や生きがいつくりの観点からも参加率の向上が必要と考えられます。

介護支援ボランティアの認知状況については、「はい（知っている）」が23.8%と約4人に1人となっています。介護支援ボランティアを知っている方で活動参加経験の有無については、「はい（参加経験あり）」が16.3%となっています。

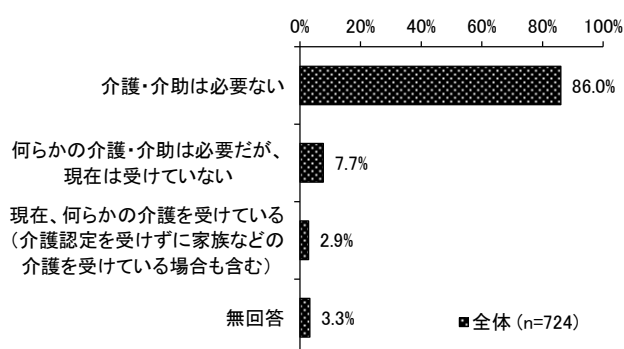
認知症窓口を知らないと回答した方は、8割弱となっており、介護予防・認知症支援事業の認知度も低い状態となっているため、周知を図る必要があると考えられます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から抽出された課題

- ア 前期高齢者への健康寿命の延伸
- イ 運動・食事・日常生活で問題がある方の把握とその状況に合わせた事業の展開
- ウ 地域づくりを通じた健康づくり、介護予防の充実
- エ 雇用やボランティア等の参加機会の確保
- オ 認知症に関する相談窓口の周知等を通じた認知症施策の推進

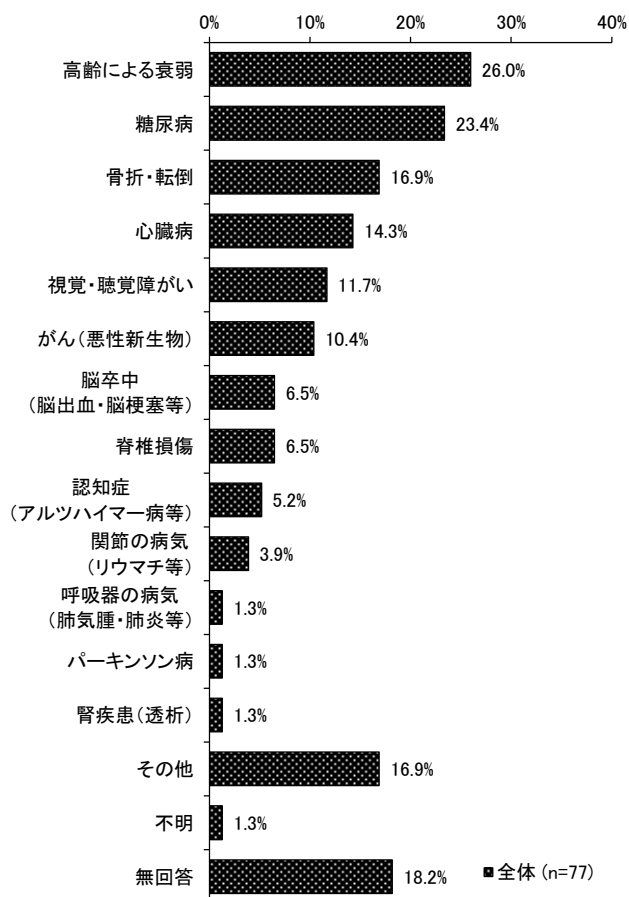
調査結果の抜粋

■介護・介助の必要性



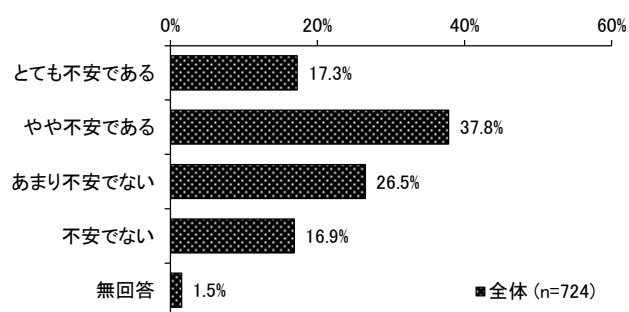
介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」の割合が86.0%と突出して高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（7.7%）、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」（2.9%）の順となっています。

■介護・介助が必要になった原因



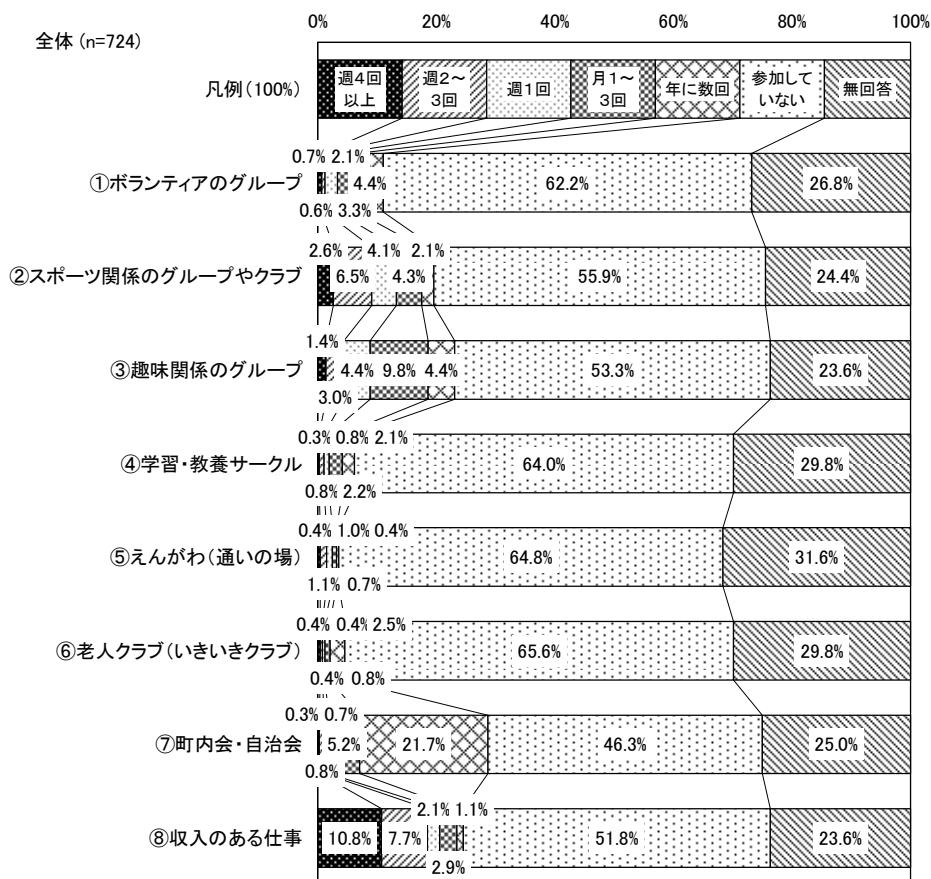
介護・介助が必要になった原因については、「高齢による衰弱」の割合が26.0%と最も高く、次いで「糖尿病」(23.4%)、「骨折・転倒」(16.9%)、「心臓病」(14.3%)、「視覚・聴覚障がい」(11.7%)、「がん(悪性新生物)」(10.4%)の順となっています。

■転倒に対する不安



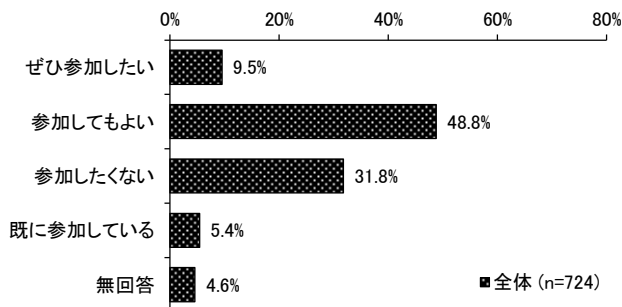
転倒に対する不安については、「やや不安である」の割合が37.8%と最も高く、「とても不安である」(17.3%)を合計すると55.1%が『不安』と回答しています。一方、「あまり不安でない」(26.5%)、「不安でない」(16.9%)の合計は43.4%となっています。

■会・グループ等への参加頻度



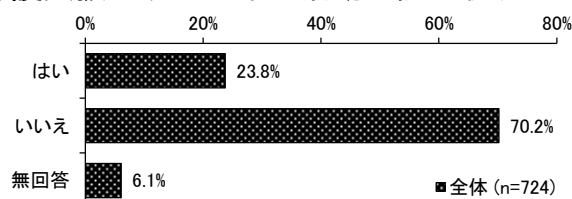
会・グループ等への参加頻度については、「②スポーツ関係のグループやクラブ」「③趣味関係のグループ」「⑦町内会・自治会」「⑧収入のある仕事」は比較的参加頻度が高く、特に「③趣味関係のグループ」では「月1～3回」が9.8%となっています。一方で「①ボランティアのグループ」「④学習・教養サークル」「⑤えんがわ(通いの場)」「⑥老人クラブ(いきいきクラブ)」は6割以上が「参加していない」と回答しています。

■会・グループ等への参加者としての参加意向



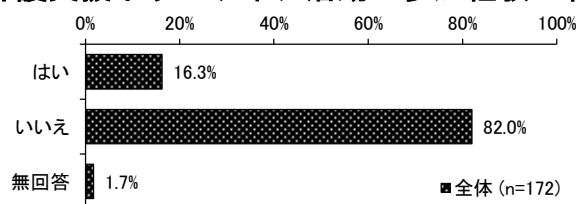
会・グループ等への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」の割合が48.8%と最も高く、次いで「参加したくない」(31.8%)、「ぜひ参加したい」(9.5%)の順となっています。

■介護支援ボランティア活動の認知状況



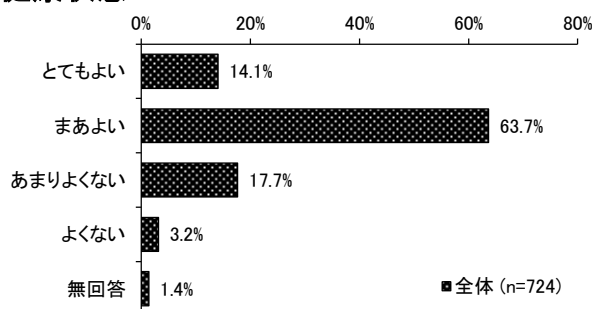
介護支援ボランティア活動の認知状況については、「はい(知っている)」が23.8%、「いいえ(知らない)」が70.2%となっています。

■介護支援ボランティア活動の参加経験の有無



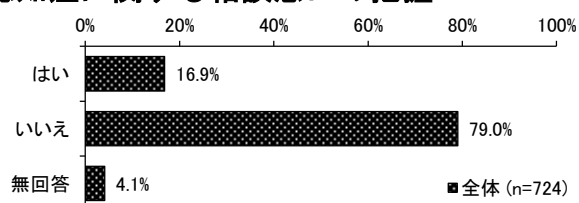
介護支援ボランティア活動の参加経験の有無については、「はい」が16.3%、「いいえ」が82.0%となっています。

■健康状態



健康状態については、「まあよい」の割合が63.7%と最も高く、「とてもよい」(14.1%)を合計すると77.8%が『よい』と回答しています。一方、「あまりよくない」(17.7%)、「よくない」(3.2%)の合計は20.9%となっています。

■認知症に関する相談窓口の把握



認知症に関する相談窓口の把握については、「はい（知っている）」が16.9%、「いいえ（知らない）」が79.0%となっています。

② 在宅介護実態調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

在宅で介護保険サービス等を受けている高齢者における生活の状況、住まいや暮らし、健康状態や介護保険制度についての意識等を把握し、今後の高齢者福祉施策に活用することを目的として調査を実施しました。

在宅介護実態調査(兼特別養護老人ホーム入居希望者調査)からは、全体的な傾向として利用者の現状に合わせた介護が実施されている結果となっています。必要に応じたサービスを利用していますが、介護離職は1割近く存在し、重度化の進展次第で状況が悪化すること考えられます。介護者は精神的・身体的に『負担が強い』と回答している方が多く、特に要介護度が上がるほど『負担が強い』と回答している方は増加しています。また、介護者の健康状態については、「あまり健康でない」が18.8%、「病気や障がいがある」が17.0%と合わせて3割半ばが健康に不安があるという結果となっています。

介護をしながら働いている方で、何らかの働き方の調整をしている方は多くなっていますが、今後も働きながら介護を続けていくことについては、「続けていくのは、やや難しい」（12.7%）、「続けていくのは、かなり難しい」（5.8%）を合計した、『継続は難しい』は18.5%となっています。

一方、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいとする回答は多く、その理由としては「住み慣れた家での生活を続けたいから」が85.1%となっています。また、課題としては家族介護の難しさ、緊急時や夜間の対応で多くの回答がみられます。

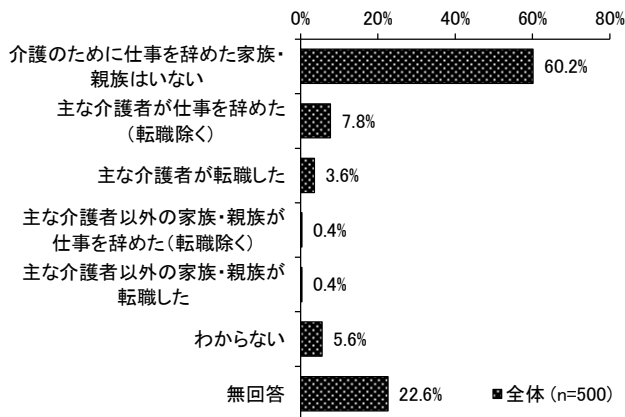
特別養護老人ホームへの入所申込みについては、要介護3以上の方で3割強の方が申込みをしていると回答しており、その理由としては家族の負担の重さと回答している方が約7割に及んでいます。

在宅介護実態調査から抽出された課題

- ア 介護による離職を防ぐための介護者の負担軽減と、介護者への制度・サービス（介護保険サービス以外の支援・サービス、地域密着型サービス、本市実施の高齢者福祉サービス）の周知
- イ 介護サービス利用者への重度化予防策
- ウ 地域包括ケアの周知と仕組みづくり

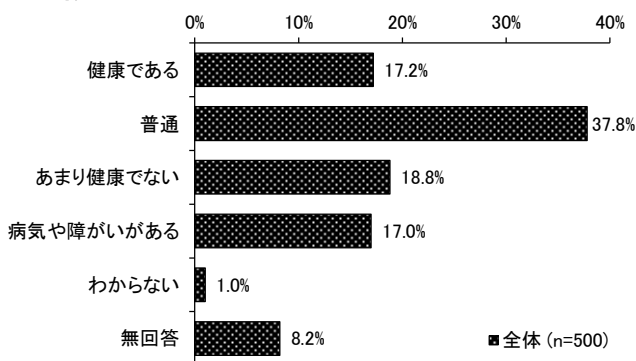
調査結果の抜粋

■介護を理由とした退職の有無



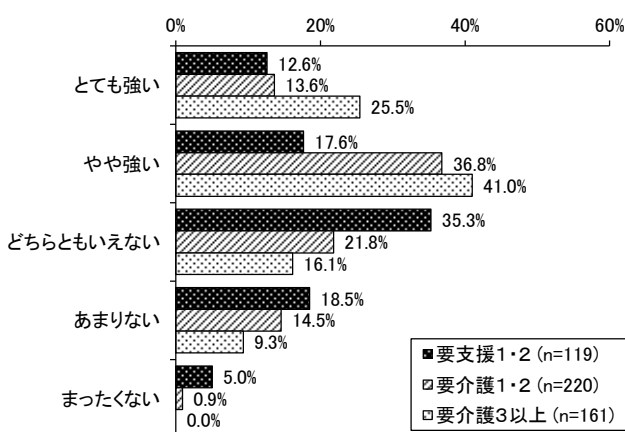
介護を理由とした退職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が60.2%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（7.8%）、「主な介護者が転職した」（3.6%）の順となっています。

■介護者の健康状態



介護者の健康状態については、「普通」の割合が37.8%と最も高く、次いで「あまり健康でない」（18.8%）、「健康である」（17.2%）の順となっています。

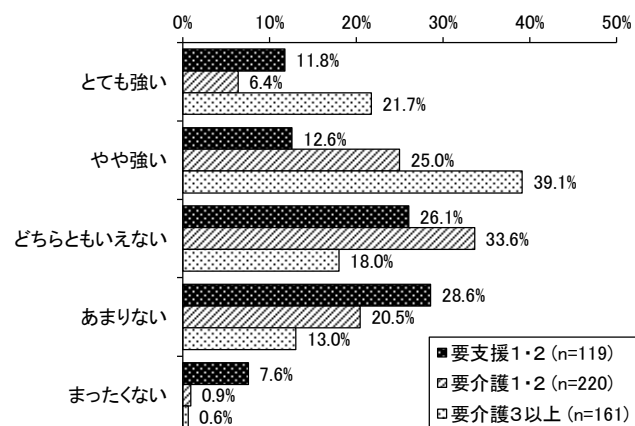
■介護の「精神的な負担」の有無（要介護度別）



介護の「精神的な負担」の有無について要介護度別にみると、「とても強い」「やや強い」は要介護3以上の割合が最も高くなっています。

一方、「どちらともいえない」「あまりない」「まったくない」は要支援1・2の割合が最も高くなっています。

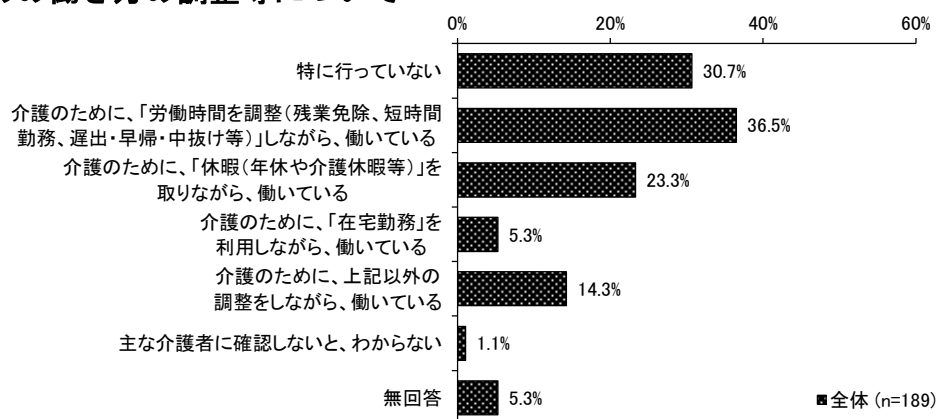
■介護の「身体的な負担」の有無（要介護度別）



介護の「身体的な負担」の有無について要介護度別にみると、「とても強い」「やや強い」は要介護3以上の割合が最も高くなっています。

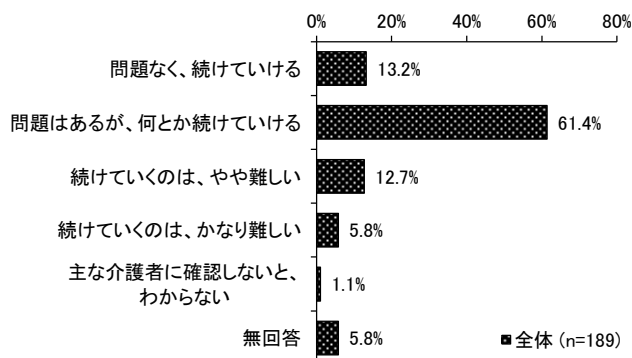
一方、「あまりない」「まったくない」は要支援1・2の割合が最も高くなっています。

■介護のための働き方の調整等について



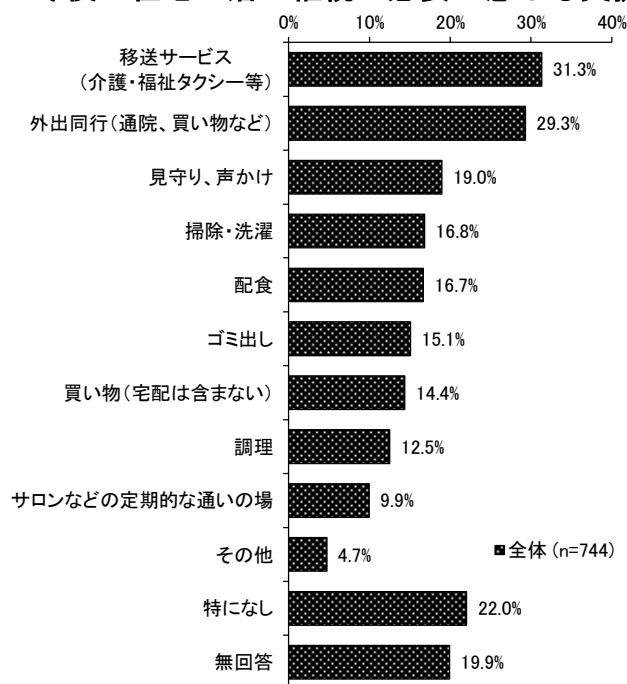
介護のための働き方の調整等については、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」の割合が36.5%と最も高く、次いで「特に行っていない」（30.7%）、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」（23.3%）、「介護のために、上記以外の調整をしながら、働いている」（14.3%）の順となっています。

■仕事と介護の継続について



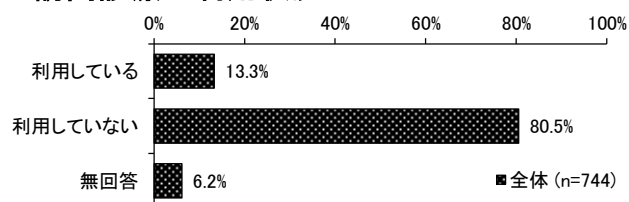
仕事と介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が61.4%と最も高く、「問題なく、続けていける」（13.2%）を合計すると74.6%が『継続できる』と回答しています。一方、「続けていくのは、やや難しい」（12.7%）、「続けていくのは、かなり難しい」（5.8%）を合計した、『継続は難しい』は18.5%となっています。

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



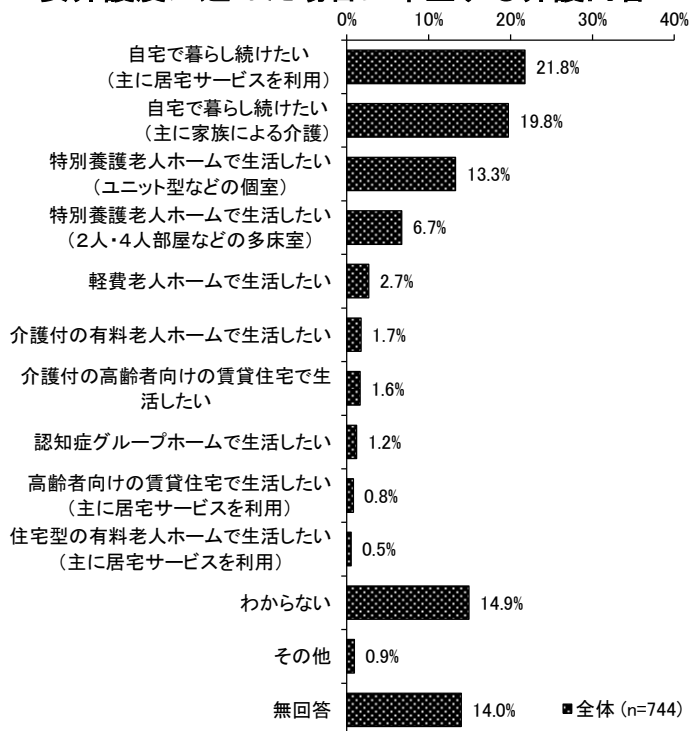
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が31.3%と最も高く、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」（29.3%）、「見守り、声かけ」（19.0%）、「掃除・洗濯」（16.8%）の順となっています。

■訪問診療の利用状況



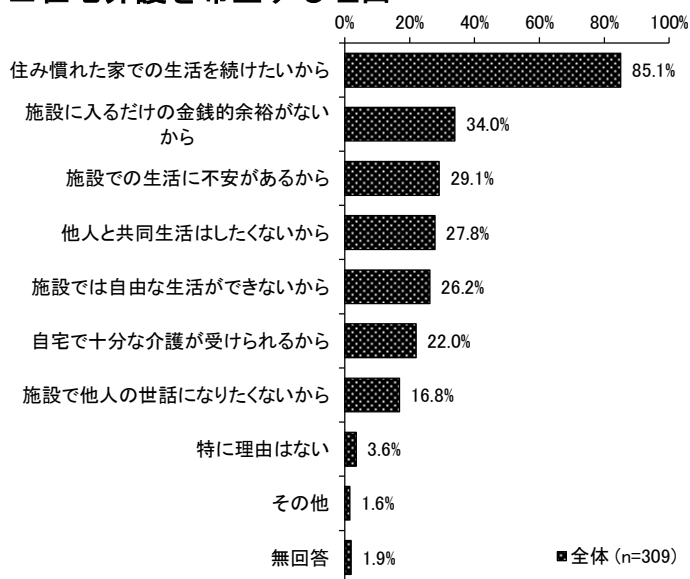
訪問診療の利用状況については、「利用している」が13.3%、「利用していない」が80.5%となっています。

■要介護度が進んだ場合に希望する介護内容



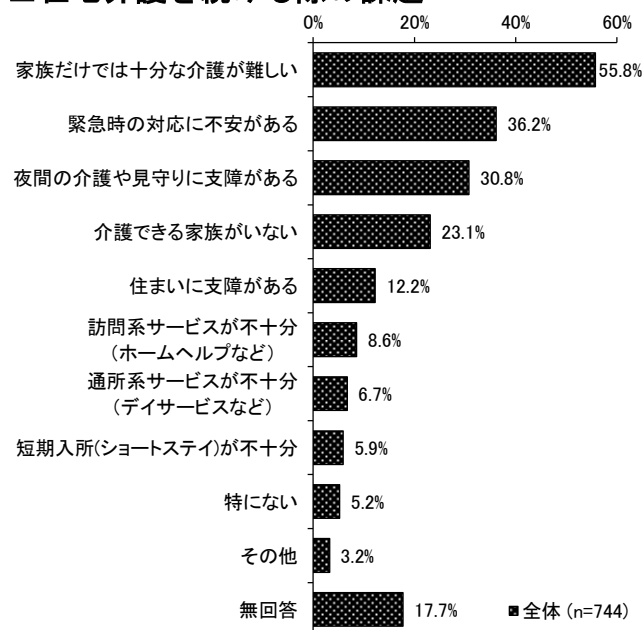
要介護度が進んだ場合に希望する介護内容については、「自宅で暮らし続けたい（主に居宅サービスを利用）」の割合が21.8%と最も高く、次いで「自宅で暮らし続けたい（主に家族による介護）」（19.8%）、「特別養護老人ホームで生活したい（ユニット型などの個室）」（13.3%）、「特別養護老人ホームで生活したい（2人・4人部屋などの多床室）」（6.7%）の順となっています。

■在宅介護を希望する理由



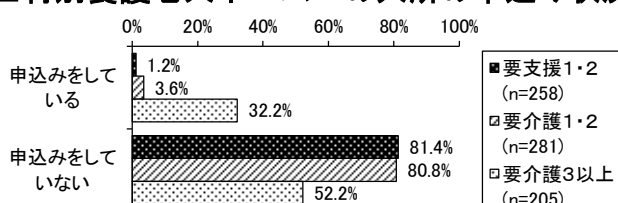
在宅介護を希望する理由については、「住み慣れた家での生活を続けたいから」の割合が85.1%と最も高く、次いで「施設に入るだけの金銭的余裕がないから」(34.0%)、「施設での生活に不安があるから」(29.1%)、「他人と共同生活はしたくないから」(27.8%)、「施設では自由な生活ができないから」(26.2%)の順となっています。

■在宅介護を続ける際の課題



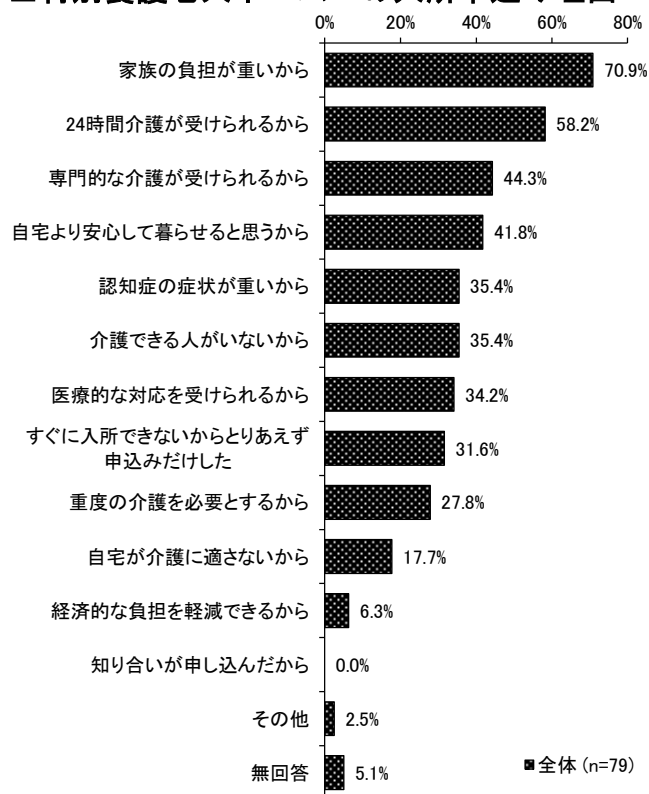
在宅介護を続ける際の課題については、「家族だけでは十分な介護が難しい」の割合が55.8%と最も高く、次いで「緊急時の対応に不安がある」(36.2%)、「夜間の介護や見守りに支障がある」(30.8%)、「介護できる家族がいない」(23.1%)の順となっています。

■特別養護老人ホームへの入所の申込み状況（要介護度別）



特別養護老人ホームへの入所の申込み状況について要介護度別にみると、「申込みをしている」は要支援1・2(1.2%)、要介護1・2(3.6%)と比較すると、要介護3以上では32.2%となっており、その差が大きくなっています。

■特別養護老人ホームへの入所申込み理由



特別養護老人ホームへの入所申込み理由については、「家族の負担が重いから」の割合が70.9%と最も高く、次いで「24時間介護が受けられるから」(58.2%)、「専門的な介護が受けられるから」(44.3%)、「自宅より安心して暮らせると思うから」(41.8%)、「認知症の症状が重いから」「介護できる人がいないから」(各35.4%)の順となっています。

③ 施設サービス利用者調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院及び小規模特別養護老人ホーム等の入所者の生活状況と介護保険についての意識等を把握するために実施しました。

施設サービス利用者調査からは、「要介護3以上」が全体の78.9%を占めていることから、これまでの介護の経緯・実態等で利用者の現状を反映した結果となっています。

施設生活の満足度については、『満足』が71.1%、『不満』が6.3%と多くの方が現状に満足している結果となっています。一方、施設に入所して不満に感じていることは、「家族や友人と離れて暮らすのは寂しい」の割合が39.4%と最も高く、次いで「特にない」、「寝ている時間が多い」、「自分の好きなように生活することができない」の順となっています。

施設費用の負担感については、『負担』が64.8%、『負担を感じない』が16.9%と多くの方が負担を感じている結果となっています。

現在の施設を退所して地域で暮らすための課題については、「家族だけでは十分な介護ができない」が59.9%と最も高く、次いで「住まいに支障がある」、「緊急時の対応に不安がある」、「介護できる家族がいない」、「通院等の外出に支障がある」の順となっています。

介護保険制度全般の満足度については、『満足』が45.1%、『不満』が20.4%と満足している方が多い結果となっています。

特別養護老人ホームへの申込みについては、「申込みをしている」が23.9%となっています。また、申込みの理由は、「家族の負担が重いから」が55.9%と最も高くなっています。

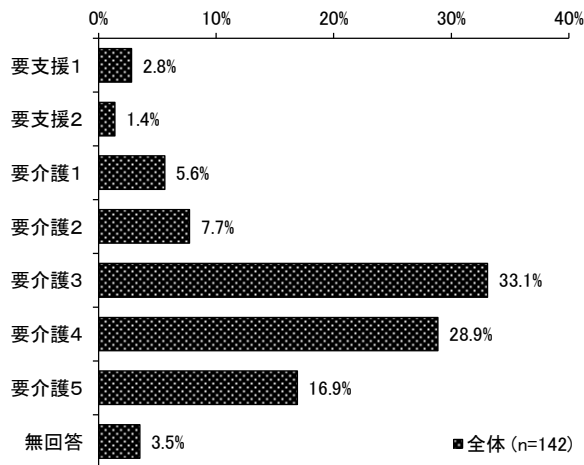
現時点での特別養護老人ホーム入居の必要度については、「ただちに入所できないと非常に困る」が5.9%となっていますが、「なるべく早く入所できるほうが良い」が41.2%となっています。

施設サービス利用者調査から抽出された課題

- ア 施設での生きがいづくりや充実感を持った生活
- イ 金銭的な負担や施設生活での悩みへの対応
- ウ 多様な施設やサービス供給体制の整備

調査結果の抜粋

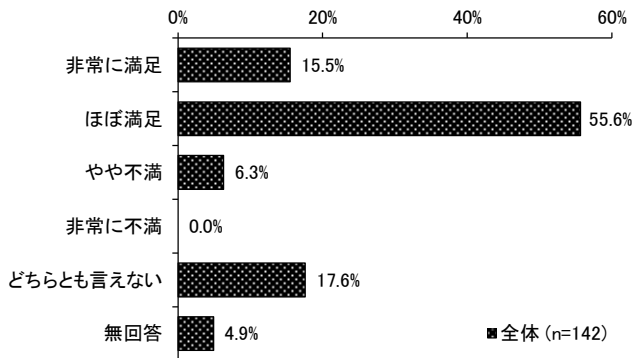
■現在の要介護度



現在の要介護度については、「要介護3」の割合が33.1%と最も高く、次いで「要介護4」（28.9%）、「要介護5」（16.9%）の順となっています。

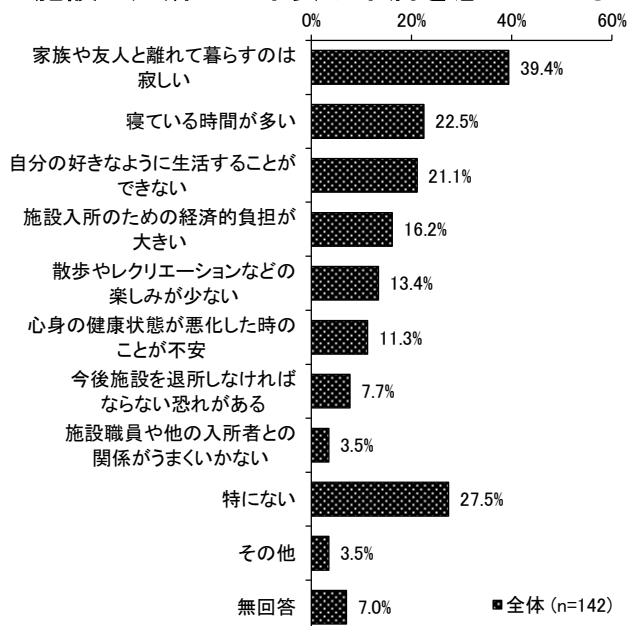
要支援の方の合計は4.2%、要介護の方の合計は92.2%となっています。

■施設生活の満足度



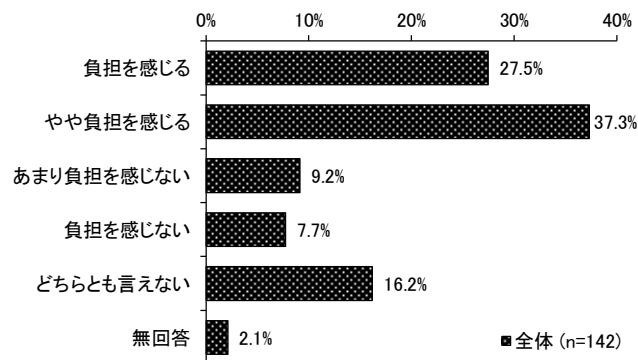
施設生活の満足度については、「ほぼ満足」の割合が55.6%と最も高く、「非常に満足」（15.5%）を合計すると71.1%が『満足』と回答しています。一方、「やや不満」（6.3%）、「非常に不満」（0.0%）の合計は6.3%となっています。

■施設に入所して不安や不満を感じていること



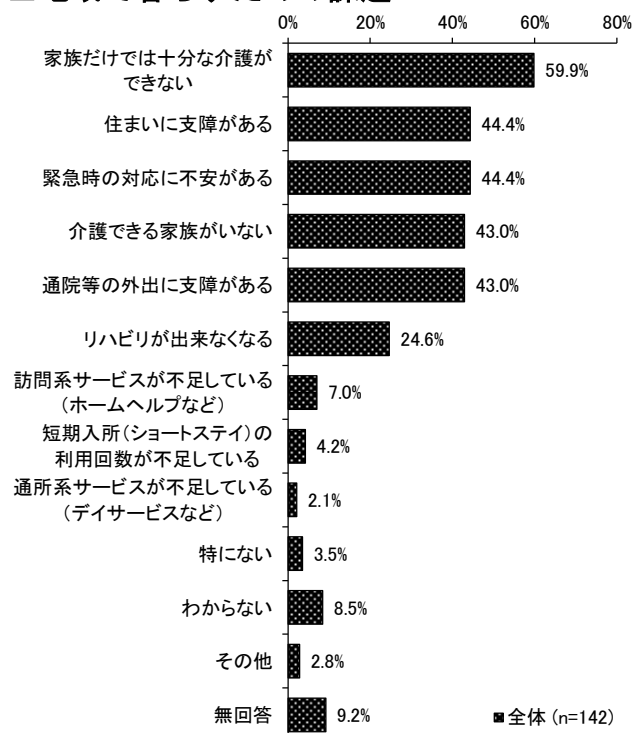
施設に入所して不安や不満を感じていることについては、「家族や友人と離れて暮らすのは寂しい」の割合が39.4%と最も高く、次いで「特にない」（27.5%）、「寝ている時間が多い」（22.5%）、「自分の好きなように生活することができない」（21.1%）、「施設入所のための経済的負担が大きい」（16.2%）の順となっています。

■施設費用の負担感



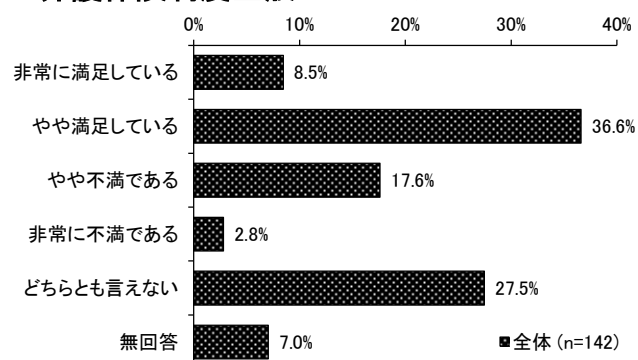
施設費用の負担感については、「やや負担を感じる」の割合が37.3%と最も高く、「負担を感じる」(27.5%)を合計すると64.8%が『負担』と回答しています。一方、「あまり負担を感じない」(9.2%)、「負担を感じない」(7.7%)の合計は16.9%となっています。

■地域で暮らすための課題



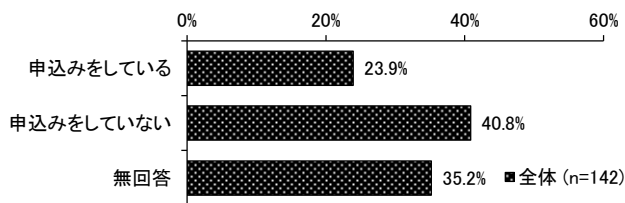
地域で暮らすための課題については、「家族だけでは十分な介護ができない」の割合が59.9%と最も高く、次いで「住まいに支障がある」「緊急時の対応に不安がある」(各44.4%)、「介護できる家族がいない」「通院等の外出に支障がある」(各43.0%)の順となっています。

■介護保険制度全般について



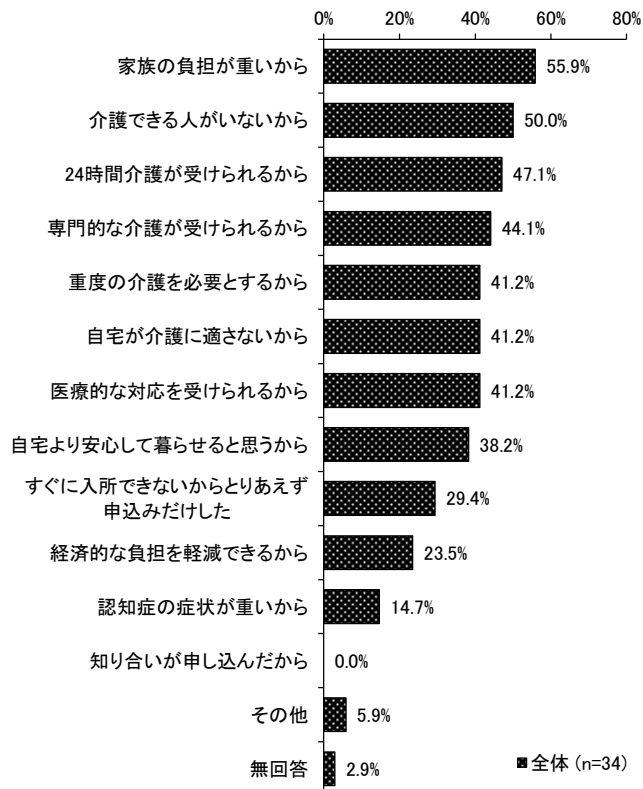
介護保険制度全般については、「やや満足している」の割合が36.6%と最も高く、「非常に満足している」(8.5%)を合計すると45.1%が『満足』と回答しています。一方、「やや不満である」(17.6%)、「非常に不満である」(2.8%)の合計は20.4%となっています。

■特別養護老人ホームへの入所の申込みの有無



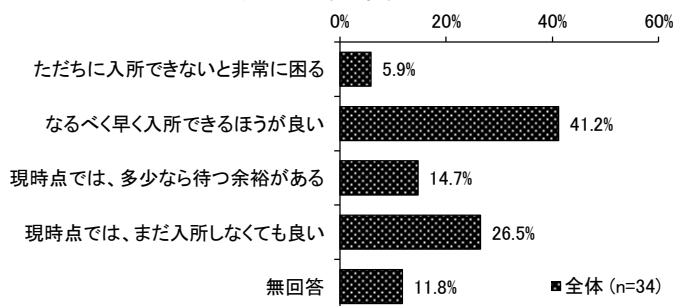
特別養護老人ホームへの入所の申込みの有無については、「申込みをしている」が23.9%、「申込みをしていない」が40.8%となっています。

■申込みをしている理由



申込みをしている理由については、「家族の負担が重いから」の割合が55.9%と最も高く、次いで「介護できる人がいないから」(50.0%)、「24時間介護が受けられるから」(47.1%)の順となっています。

■現時点での入所の必要度



現時点での入所の必要度については、「なるべく早く入所できるほうが良い」の割合が41.2%と最も高く、次いで「現時点では、まだ入所しなくても良い」(26.5%)、「現時点では、多少なら待つ余裕がある」(14.7%)と続く一方で、「ただちに入所できないと非常に困る」(5.9%)となっています。

④ 介護サービス事業所調査

野田市内で事業を展開している介護サービス事業所の運営状況やサービス提供状況を把握するために実施しました。

事業所の運営状況については、令和3年度の総事業収支では、赤字と黒字の事業者数が同数となっています。また、赤字だった事業については、「地域密着型通所介護（利用実員18人以下）」が10.1%と最も高くなっています。

令和3年度の総事業収益については、『見込みを下回った』が最も高くなっており、厳しい結果となっています。見込みを下回った理由としては、利用者数の確保、人件費等の必要経費について挙げている事業者が多くなっています。

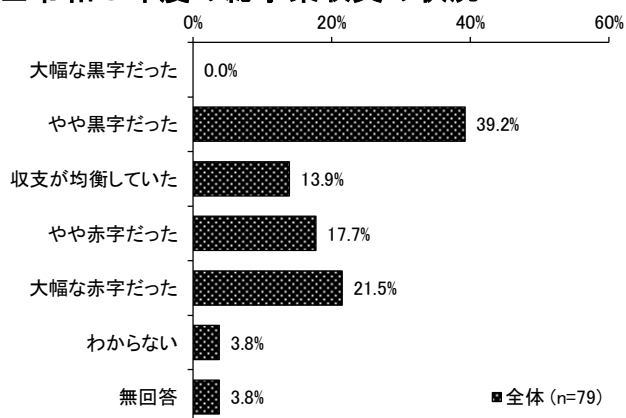
事業経営上の問題点については、「職員の確保が難しい」、「収益の確保が困難」、「事務作業量が多い」、「介護報酬が低い」、「職員の資質向上が難しい」、「職員の待遇改善ができない」が多く挙げられています。

介護サービス事業所調査から抽出された課題

- ア 継続的な人材の確保・育成、離職の防止
- イ 利用者の確保等による経営基盤の強化

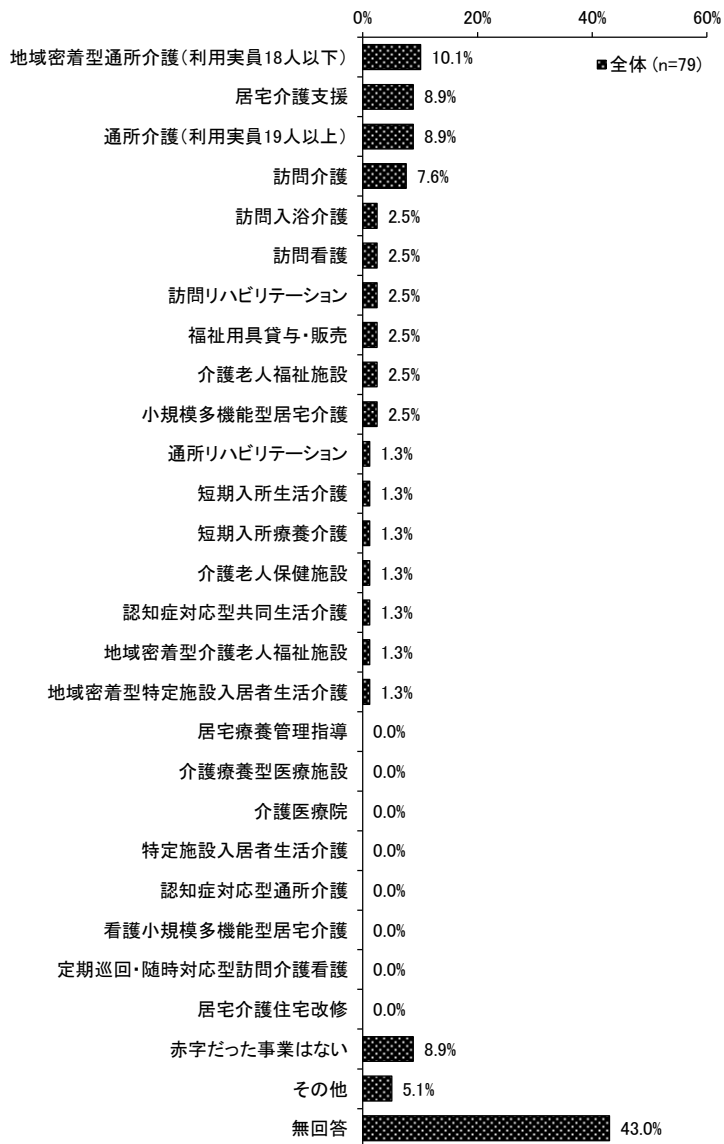
調査結果の抜粋

■令和3年度の総事業収支の状況



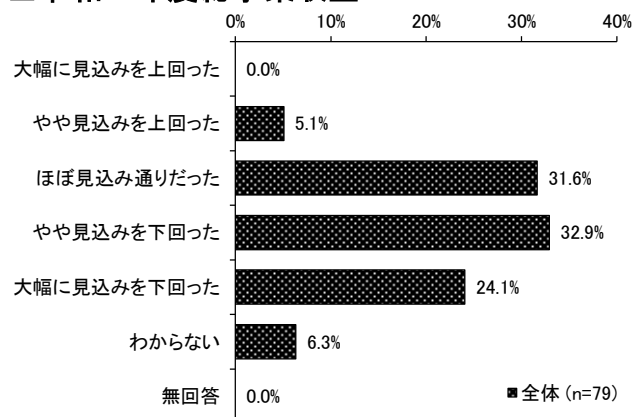
令和3年度の総事業収支の状況については、「やや黒字だった」の割合が39.2%と最も高く、「大幅な黒字だった」(0.0%)を合計すると39.2%が『黒字』と回答しています。一方、「やや赤字だった」(17.7%)、「大幅な赤字だった」(21.5%)の合計は39.2%となっています。

■赤字だった事業



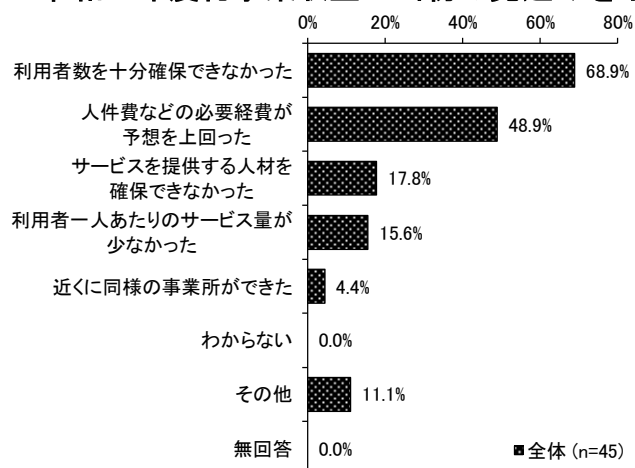
赤字だった事業については、「地域密着型通所介護(利用実員18人以下)」の割合が10.1%と最も高く、次いで「居宅介護支援」「通所介護(利用実員19人以上)」「赤字だった事業はない」(各8.9%)、「訪問介護」(7.6%)の順となっています。

■令和3年度総事業収益



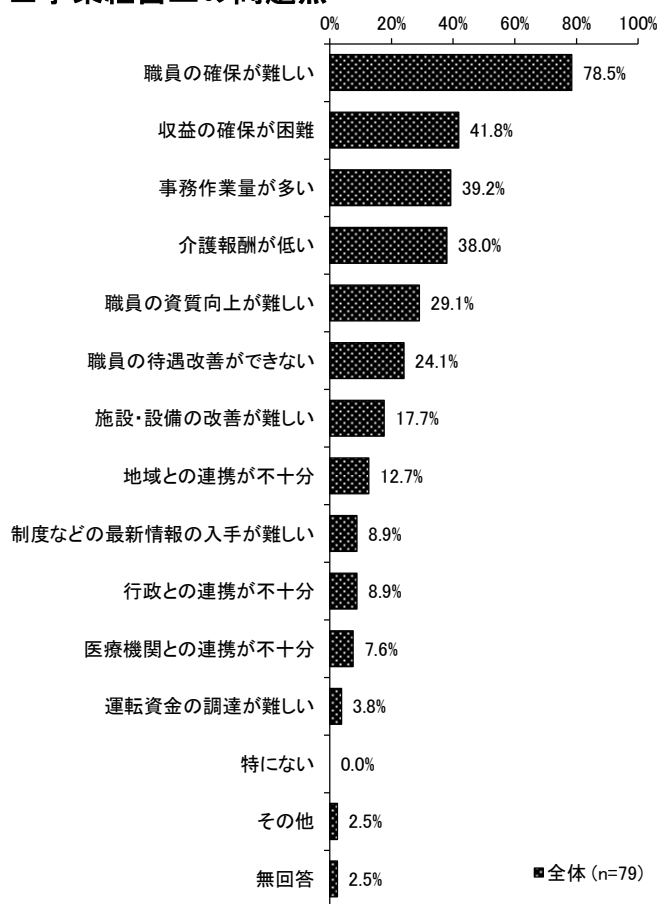
令和3年度総事業収益については、「やや見込みを下回った」の割合が32.9%と最も高く、「大幅に見込みを下回った」(24.1%)を合計すると57.0%が『下回った』と回答しています。一方、「やや見込みを上回った」は5.1%となっています。

■令和３年度総事業収益が当初の見込みを下回った理由



令和３年度総事業収益が当初の見込みを下回った理由については、「利用者数を十分確保できなかった」の割合が68.9%と最も高く、次いで「人件費などの必要経費が予想を上回った」(48.9%)、「サービスを提供する人材を確保できなかった」(17.8%)の順となっています。

■事業経営上の問題点



事業経営上の問題点については、「職員の確保が難しい」の割合が78.5%と最も高く、次いで「収益の確保が困難」(41.8%)、「事務作業量が多い」(39.2%)、「介護報酬が低い」(38.0%)、「職員の資質向上が難しい」(29.1%)、「職員の待遇改善ができない」(24.1%)の順となっています。

⑤ 介護サービス事業所職員調査

野田市内で事業を展開している介護サービス事業所職員の勤務状況を把握するために実施しました。

介護サービス事業所職員調査からは、人材の確保という点で様々な課題が表出しています。

従事者の属性においては、女性の割合が非常に多く、年代は40歳代以降が8割弱になっており、若者世代の担い手不足が顕著となっています。

ただし、業務内容の満足度は、62.8%が『満足』と回答し、現在の事業所での就労継続意向は、『続けたい』が70.4%、現在の職種での就労継続意向は、『続けたい』が76.6%と高い回答となっています。

業務におけるストレスについては、『感じる』が約8割となっており、ストレスを感じる原因については、「職場における上司や同僚との関係」「利用者やその家族との関係」が高くなっています。

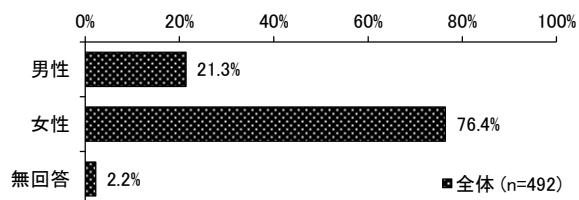
給与・賃金の額については、『満足・妥当だと思う』が45.0%となっています。一方、『少ないと思う』が50.8%となっており、少ないと思う方が多い結果となっています。

介護サービス事業所職員調査から抽出された課題

- ア 若者世代を含む、さまざまな人が従事したいと思える労働環境の整備
- イ 職員個人にかかるストレスの緩和
- ウ キャリアアップのための研修や適切な人事評価制度を通じた人材育成
- エ 給与・賃金の改善

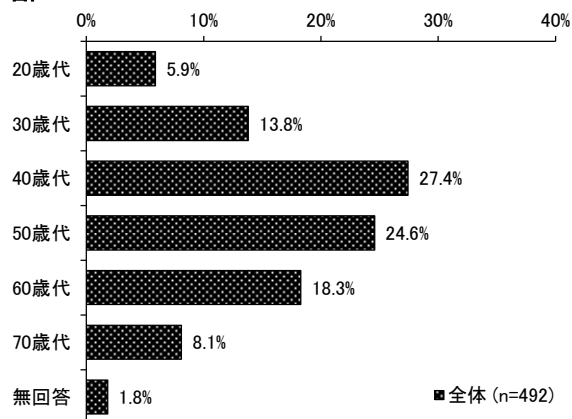
調査結果の抜粋

■ 性別



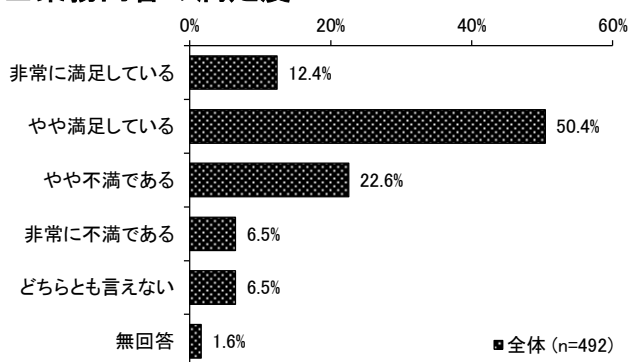
性別については、「男性」が21.3%、「女性」が76.4%となっています。

■年齢



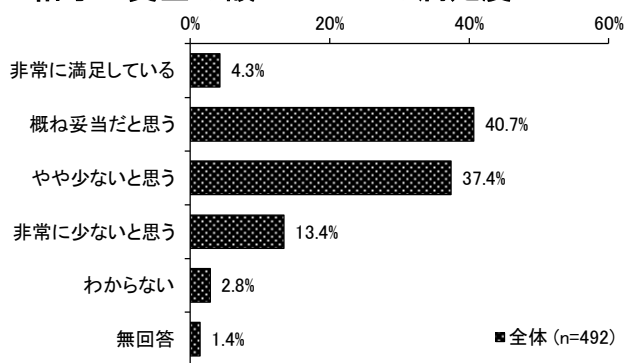
年齢については、「40歳代」の割合が27.4%と最も高く、次いで「50歳代」(24.6%)、「60歳代」(18.3%)の順となっています。

■業務内容の満足度



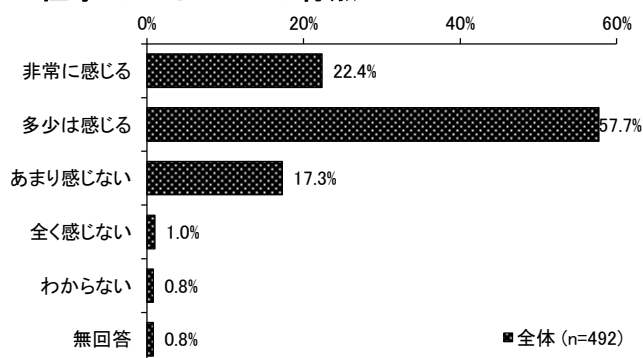
業務内容の満足度については、「やや満足している」の割合が50.4%と最も高く、「非常に満足している」(12.4%)を合計すると62.8%が『満足』と回答しています。一方、「やや不満である」(22.6%)、「非常に不満である」(6.5%)の合計は29.1%となっています。

■給与・賃金の額についての満足度



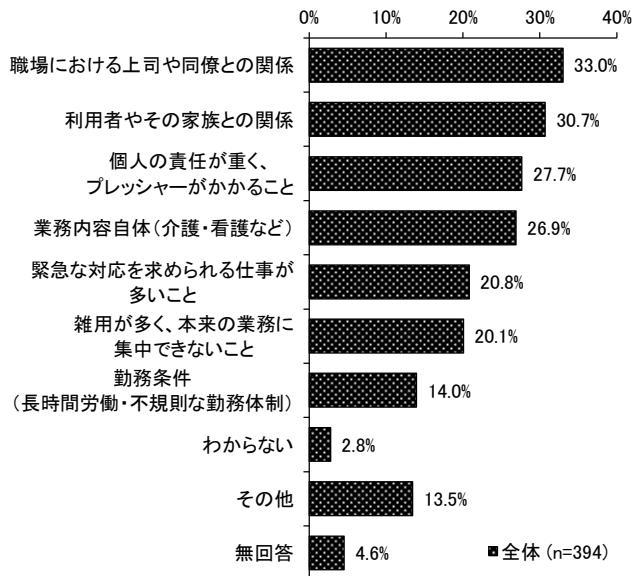
給与・賃金の額についての満足度については、「概ね妥当だと思う」の割合が40.7%と最も高く、次いで「やや少ないと思う」(37.4%)、「非常に少ないと思う」(13.4%)の順となっています。

■仕事のストレスの有無



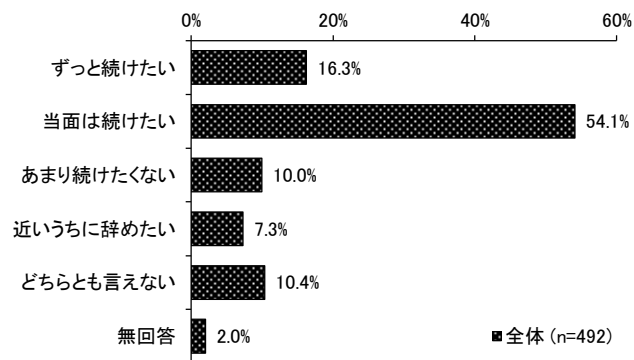
仕事のストレスの有無については、「多少は感じる」の割合が57.7%と最も高く、「非常に感じる」(22.4%)を合計すると80.1%が『感じる』と回答しています。一方、「あまり感じない」(17.3%)、「全く感じない」(1.0%)の合計は18.3%となっています。

■ストレスを感じる原因



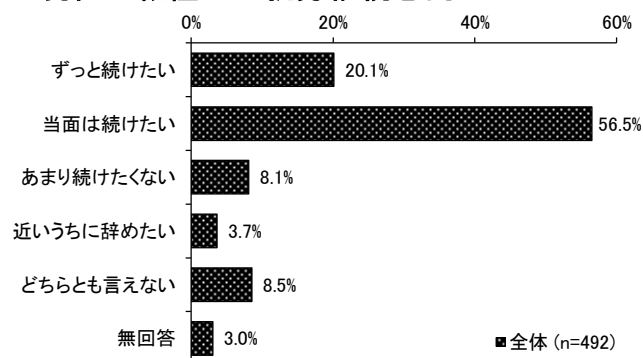
ストレスを感じる原因については、「職場における上司や同僚との関係」の割合が33.0%と最も高く、次いで「利用者やその家族との関係」(30.7%)、「個人の責任が重く、プレッシャーがかかること」(27.7%)、「業務内容自体(介護・看護など)」(26.9%)の順となっています。

■現在の事業所での就労継続意向



現在の事業所での就労継続意向については、「当面は続けたい」の割合が54.1%と最も高く、次いで「ずっと続けたい」(16.3%)、「どちらとも言えない」(10.4%)の順となっています。

■現在の職種での就労継続意向



現在の職種での就労継続意向については、「当面は続けたい」の割合が56.5%と最も高く、次いで「ずっと続けたい」(20.1%)、「どちらとも言えない」(8.5%)の順となっています。

⑥ 一般介護予防事業調査

一般介護予防事業として実施している「介護予防10年の計」の普及状況等を把握するために実施しました。

一般介護予防事業調査からは、家族構成において、配偶者65歳以上の夫婦2人暮らしが全体の約4割強を占め、日中一人になることがよくある方が全体の約3割となっており、コミュニケーションの不足や健康状態の見守り不足などの問題が懸念されます。

外出時の移動手段においては、自分で車を運転する方が約6割と最も高くなっていますが、徒歩も5割半ばとなっています。

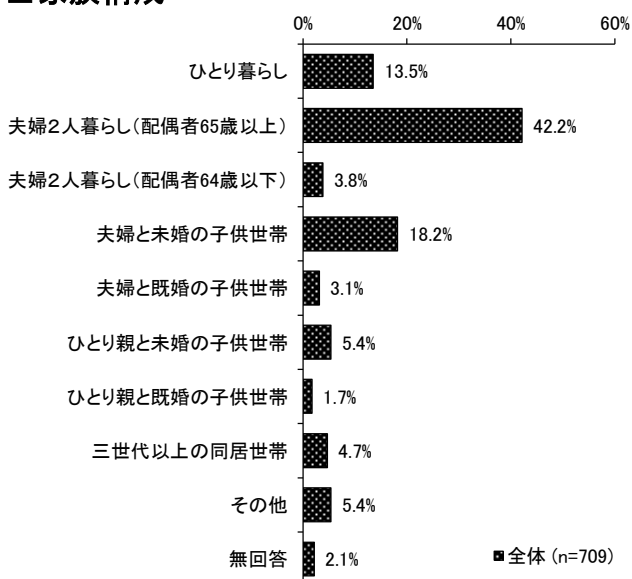
「介護予防10年の計」として取り組んでいる「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」といった市民の自助・互助を中心とした取組については、認知度が低い状態にあるが、「のだまめ学校」への各条件下での参加希望度では、参加に意欲的な『参加したい』は、「10分未満／徒歩／介護予防や認知症予防／商業施設」「10分以上～30分未満／車／介護予防や認知症予防／医療施設」で参加希望が高くなっています。

一般介護予防事業調査から抽出された課題

- ア 独居などによる社会的孤立を防ぐための地域との繋がり創出
- イ 「介護予防10年の計」のより一層の周知
- ウ より身近な場所での自助・互助による介護予防活動の展開促進

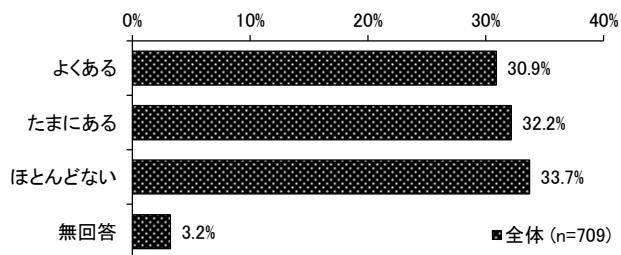
調査結果の抜粋

■ 家族構成



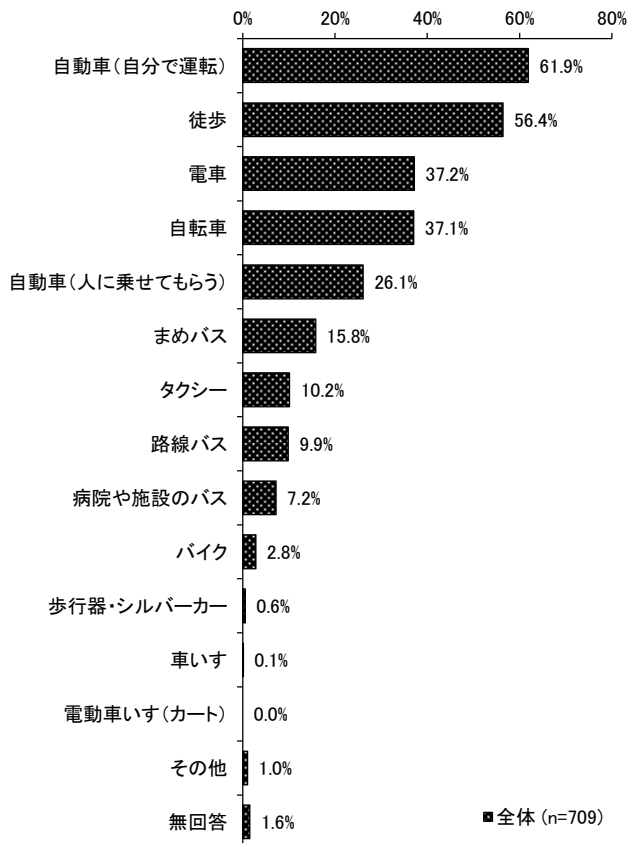
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が42.2%と最も高く、次いで「夫婦と未婚の子供世帯」（18.2%）、「ひとり暮らし」（13.5%）の順となっています。

■日中独居の有無



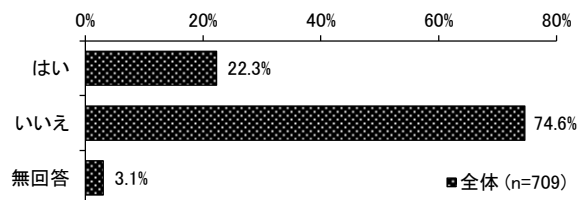
日中独居の有無については、「ほとんどない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「たまにある」(32.2%)、「よくある」(30.9%)の順となっています。

■外出時の移動手段



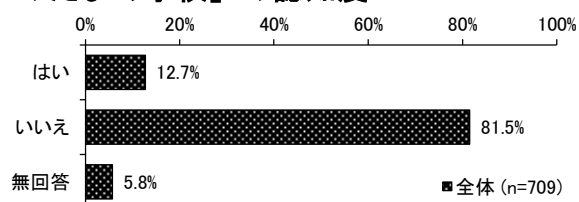
外出する際の移動手段については、「自動車(自分で運転)」の割合が61.9%と最も高く、次いで「徒歩」(56.4%)、「電車」(37.2%)、「自転車」(37.1%)、「自動車(人に乗せてもらう)」(26.1%)の順となっています。

■「シルバーリハビリ体操」の認知度



「シルバーリハビリ体操」の認知度については、「はい(知っている)」が22.3%、「いいえ(知らない)」が74.6%となっています。

■「のだまめ学校」の認知度



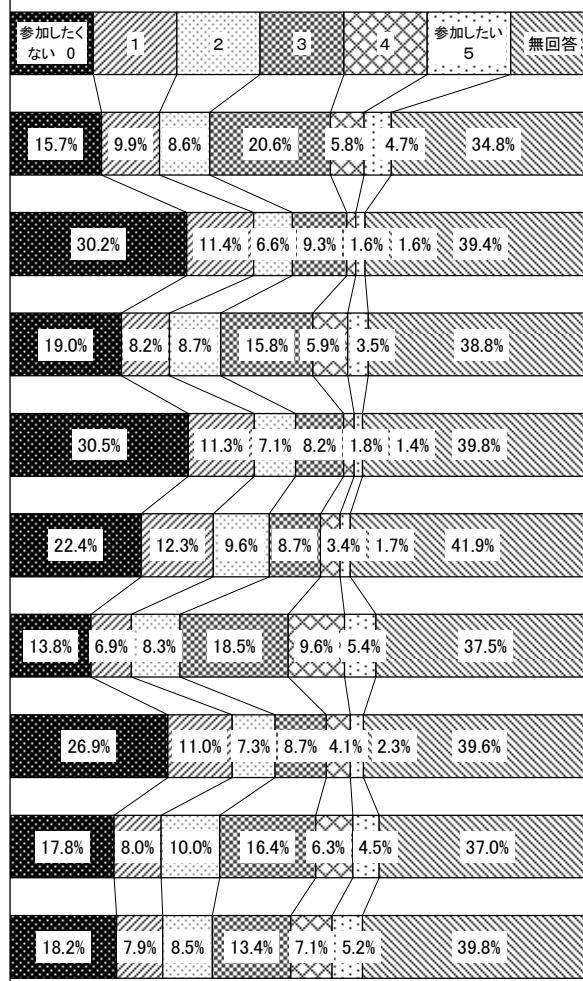
「のだまめ学校」の認知度については、「はい(知っている)」が12.7%、「いいえ(知らない)」が81.5%となっています。

■各条件下での参加希望度

全体 (n=709)

凡例 移動時間／交通手段
／講座内容
／開催場所

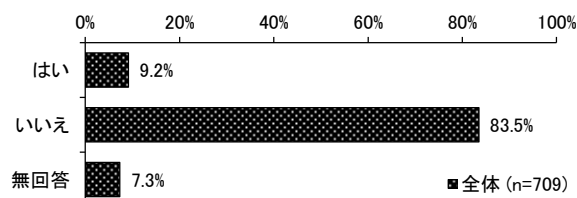
- ①10分以上～30分未満／車
／介護予防や認知症予防
／医療施設
- ②30分以上／徒歩
／社会や科学の教養
／医療施設
- ③10分未満／車
／社会や科学の教養
／学校
- ④30分以上／自転車
／介護予防や認知症予防
／学校
- ⑤10分以上～30分未満／自転車
／社会や科学の教養
／商業施設
- ⑥10分未満／徒歩
／介護予防や認知症予防
／商業施設
- ⑦30分以上／車
／健康維持・リハビリ体操
／商業施設
- ⑧10分以上～30分未満／徒歩
／健康維持・リハビリ体操
／学校
- ⑨10分未満／自転車
／健康維持・リハビリ体操
／医療施設



各条件下での参加希望度は、3～5点を合わせた『参加したい』は「⑥10分未満／徒歩／介護予防や認知症予防／商業施設」の割合が33.5%と最も高く、次いで「①10分以上～30分未満／車／介護予防や認知症予防／医療施設」(31.1%)の順となっています。

一方、0～2点を合わせた『参加したくない』は「④30分以上／自転車／介護予防や認知症予防／学校」の割合が48.9%と最も高く、次いで「②30分以上／徒歩／社会や科学の教養／医療施設」(48.2%)の順となっています。

■「えんがわ」の認知度



「えんがわ」の認知度については、「はい (知っている)」が9.2%、「いいえ (知らない)」が83.5%となっています。

（２）地域ケア会議による課題について

地域ケア会議は①地域ケア個別会議、②地域ケア地区別会議、③地域ケア包括会議に加えて、平成27年度より④地域ケア推進会議（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」が兼ねる。）を開催し、四つの日常生活圏域ごとに地域課題から重点課題を抽出し、解決に向けた対応計画を策定し、評価を行うPDCAサイクルにより取り組んできました。

そこで、令和3年度から5年度までのPDCAサイクルにおける評価を踏まえ、「政策形成機能」として、第9期野田市シルバープランの施策に反映するべく、市全体の課題を検討したところ、地区別重点課題から以下の政策課題を抽出しました。

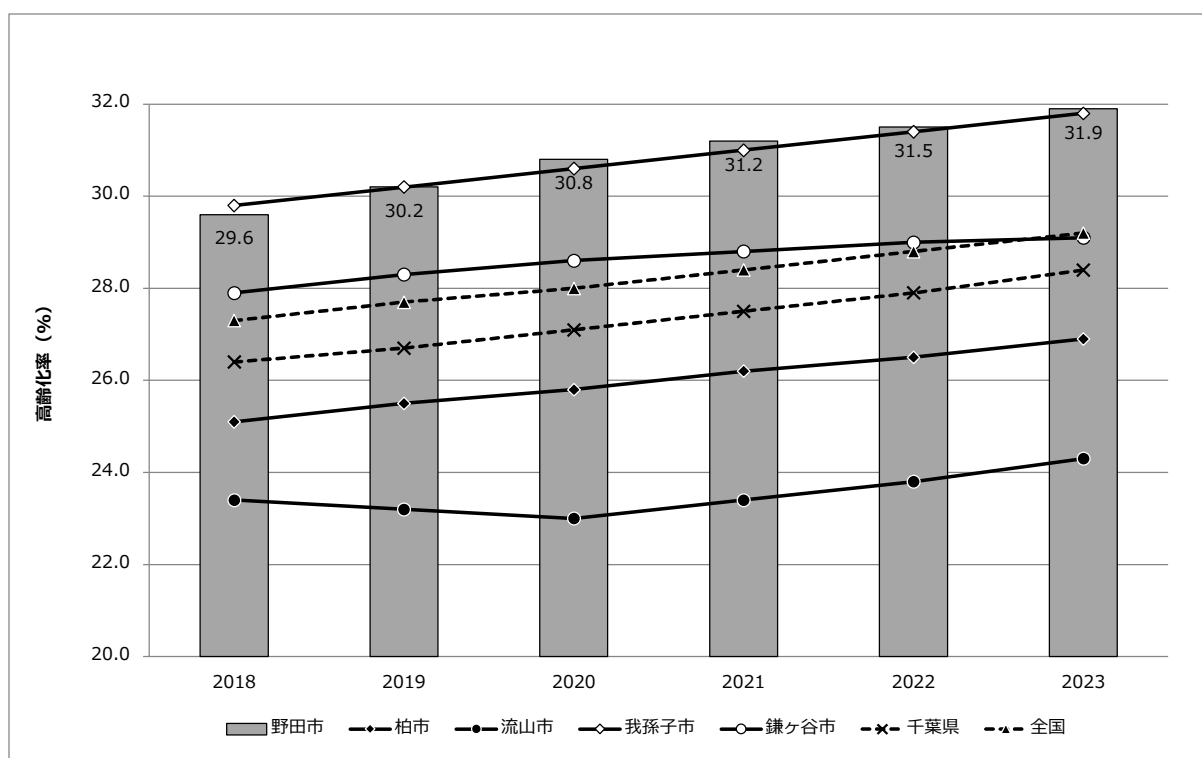
政策課題

- ① 地域包括ケアシステムの構築のために、医療・介護の連携強化が必要
- ② 複雑な問題を抱える個別ケースや制度の狭間となるケースについて、多面的（制度横断的）支援の展開が図れるよう、各専門職や関係機関との連携強化や、各専門職のスキルアップが必要
- ③ 介護予防や認知症への対応のため、社会資源の活用や介護保険制度以外の支援体制が必要
- ④ 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの体制強化を図り、高齢者や各関係機関への更なる周知が必要

(3) 地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システムで、主な目的は、「地域間比較等による現状分析・課題抽出」、「同様課題の自治体事例等の参照、施策検討」、「一元化情報の閲覧可能による関係者間の課題意識・検討状況の共有で、自治体間・関係部署間の連携が容易になる」ことなどです。第9期の課題を洗い出すため以下のテーマで、近隣市（柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）、千葉県、全国との地域間の比較を行い、検証しました。

① 高齢化率の推計比較

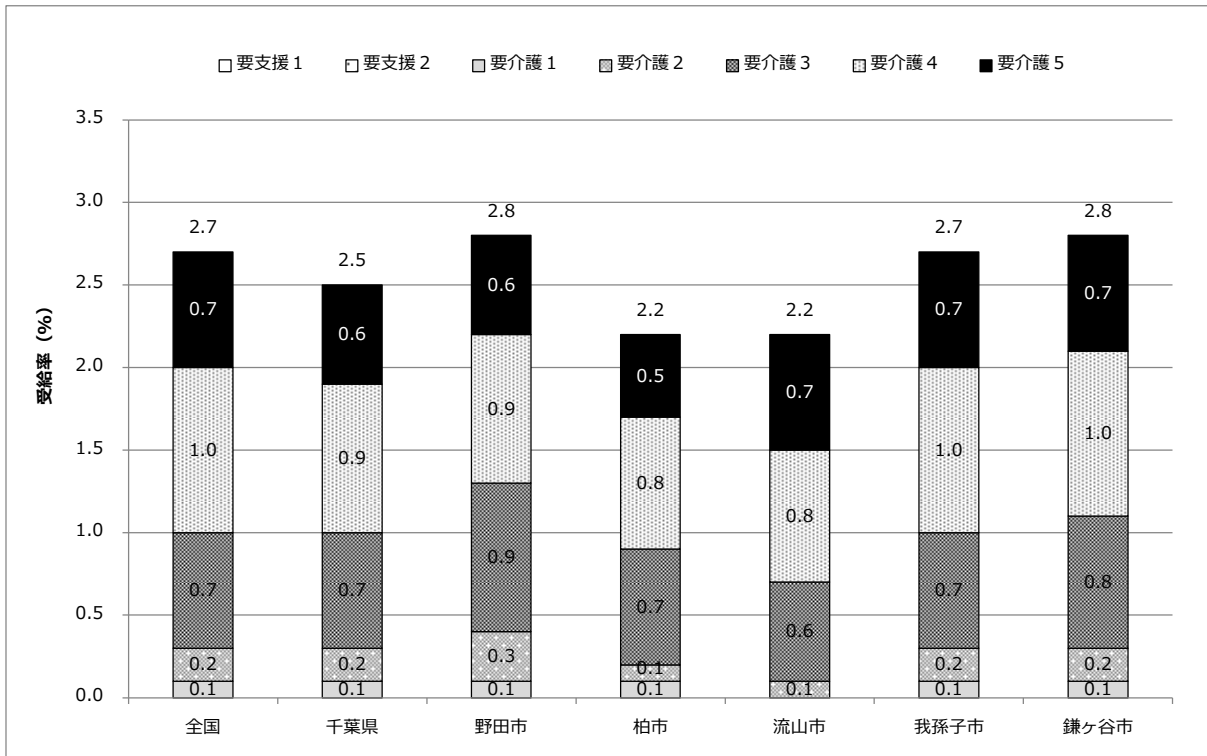


※総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

平成30（2018）年から令和5（2023）年までの高齢化率を近隣市、千葉県及び全国の割合と比較すると、本市の高齢化率は全国及び千葉県の高齢化率を上回っています。近隣市と比較すると、我孫子市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び鎌ヶ谷市より高い高齢化率となっています。

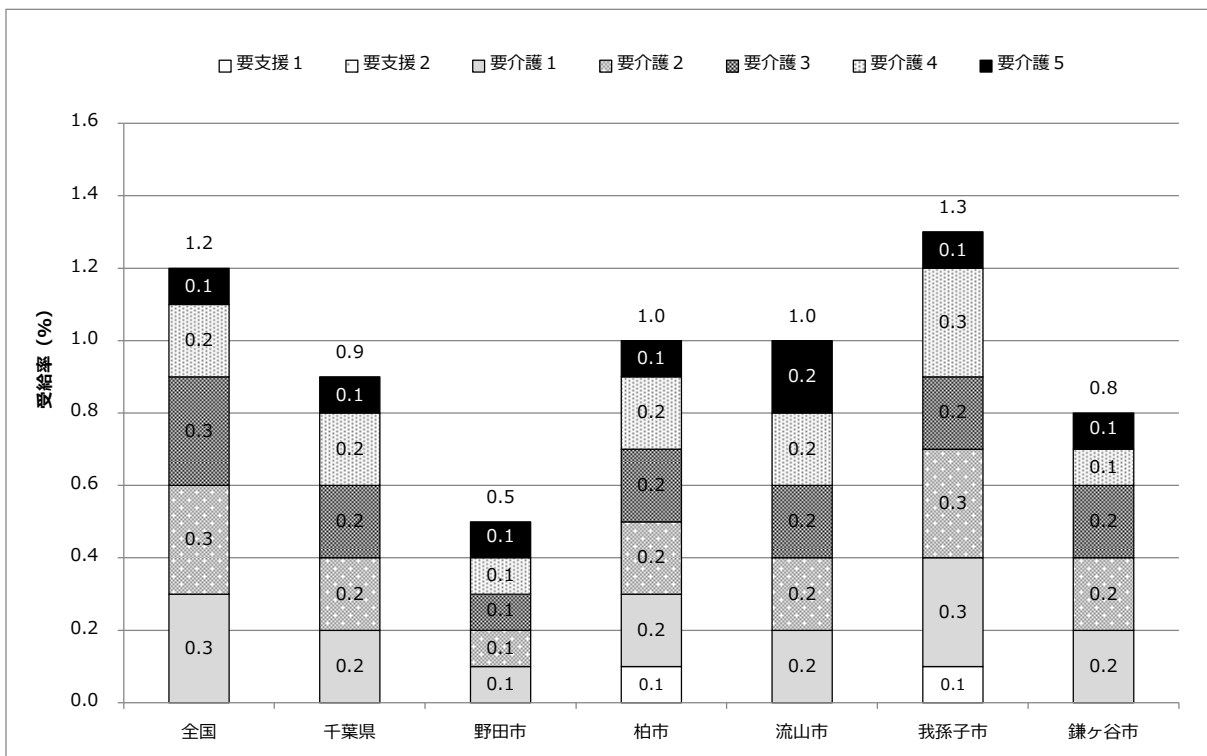
② 施設・居住・在宅サービスの受給率（要介護度別）比較

図1 施設サービスの受給率（要介護度別）比較



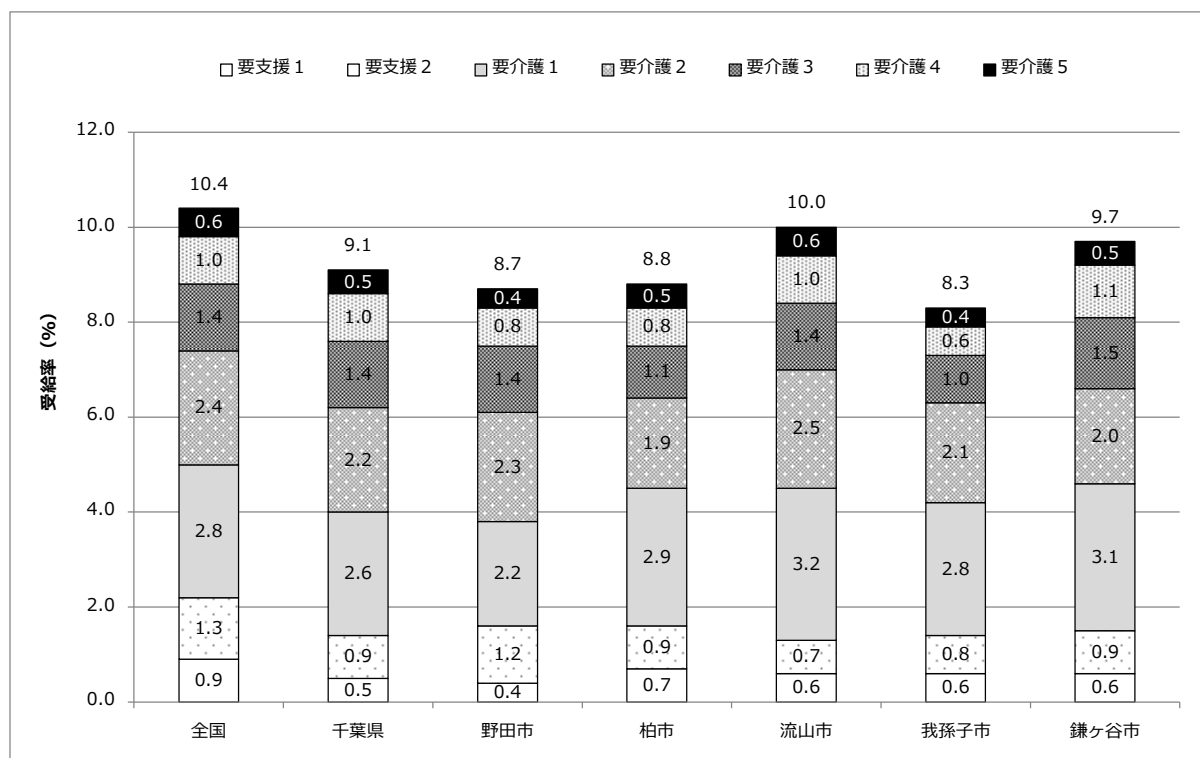
※令和4（2022）年時点、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

図2 居住系サービスの受給率（要介護度別）比較



※令和4（2022）年時点、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

図3 在宅サービスの受給率（要介護度別）比較



※令和4（2022）年時点、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

施設・居住・在宅サービスの受給率の割合を要介護度別に比較すると、図1「施設サービスの受給率（要介護度別）比較」より、施設サービスにおいては鎌ヶ谷市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び我孫子市よりも高く、全国、千葉県と比べても高くなっています。

図2「居住系サービスの受給率（要介護度別）比較」を見ると、居住系サービスにおいては近隣市よりも低く、全国、千葉県と比べても大きく下回っています。

図3「在宅サービスの受給率（要介護度別）比較」を見ると、在宅サービスの割合は全国を下回るものの、概ね千葉県や近隣市と同じ割合となっています。

（４）第８期野田市シルバープランの実施状況からの課題

令和３年度からスタートした第８期野田市シルバープランでは、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和７（2025）年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までを見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ってきました。

その実現のため、高齢者の方々がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として実施してきた「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」など六つの戦略を更に充実させました。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについては、令和３年度より南部・福田地区に１か所増設し、令和４年度より東部地区に新たに設置するとともに、これまで市役所内に設置されていた地域包括支援センターを基幹型地域包括支援センターに位置付け、支援体制を整備しました。なお、令和３年度より名称を市民の皆様がイメージしやすい「高齢者なんでも相談室」に改め、気軽に高齢者ご本人、ご家族、地域の方からご相談や情報提供をしていただけるよう努めました。

認知症施策については、２万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業を中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。

高齢者の権利擁護施策については、成年後見制度の普及啓発を行ったほか、多様化する高齢者虐待事例に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、関係機関との連携、強化を図りました。

以上の実施状況から、以下のとおり課題を抽出しました。

- ① 地域包括ケアシステムの確立
- ② 認知症対策
- ③ 高齢者の権利擁護施策

（５）課題の抽出について

前述の（１）各種調査等、（２）地域ケア会議による課題、（３）地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握及び（４）第８期野田市シルバープランの実施状況からの課題等から、以下のとおり課題を抽出しました。

① 要介護認定までの処理日数の短縮

介護保険制度においては、要介護認定に係る申請から30日以内に認定を行うこととされていますが、野田市の令和４年度の申請から認定までの平均日数は約50日となっており、処理日数の短縮が喫緊の課題となっています。

要介護認定の遅れは利用者にも事業者にも影響を与えるものであり、要介護認定を速やかに実施するため、認定事務の抜本的な改善を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、要介護認定の従来の有効期間に、調査や審査はせず、新たに12か月を合算できる臨時的な取扱いが令和５年度で終了し、認定調査数及び審査件数が増加することから、増加分を処理するため、市が行うこととされている新規申請の調査にも対応可能な、指定市町村事務受託法人に調査を委託していく必要があります。

② 高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の推進

地域包括ケア「見える化」システムから、前期・後期高齢者割合を見ると、本市では全国、県及び近隣市と比べ前期高齢者の割合が高く、一方、高齢化率の割合を比較すると、全国、県を上回っており、今後は後期高齢者の割合が増加することが想定されます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、前期高齢者からの健康寿命延伸の取組や生活機能低下の可能性がある方を把握して状況に合わせた介護予防事業を展開していくことや、高齢者の孤立防止や生きがいづくりの観点から地域での会・グループ等への参加率の向上が必要と考えられ、自立支援・重度化防止の取組や身近な場所での自助・共助による取組が課題として考えられます。

③ 介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、移送サービス（介護・福祉タクシー等）、外出同行（通院、買い物など）といった外出に対する支援へのニーズが高くなっています。

また、地域ケア会議では、介護予防や認知症への対応のため、社会資源の活用や介護保険制度以外の支援体制の必要性が挙げられており、介護保険だけに頼ることなく地域にある様々な社会資源を把握し、有効に活用することが課題として考えられます。

④ 地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

地域ケア会議では、地域包括ケアシステムの構築のために、医療・介護の連携強化の必要性や、複雑な問題を抱える個別ケースや制度の狭間となるケースについて、多面的（制度横断的）支援の展開が図れるよう、各専門機関との連携強化や、各専門職のスキルアップの必要性が挙げられています。

また、在宅介護実態調査では、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいと希望される方が多い一方、訪問診療の利用は前回調査より増加しているものの低い状況となっています。

野田市では医療と介護の連携の取組が行われていますが、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、市が主体となって運用することにより、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施する必要があります。今後、訪問診療も含めて、安心して在宅で医療や介護を受けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が課題として考えられます。

⑤ 介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の推進

在宅介護実態調査では、自宅で介護をしている主な介護者は身体的に『負担が強い』と回答している方は前回調査より減少しているものの依然高く、働きながらの介護の継続については『継続は難しい』が前回調査より増加して2割弱となっており、仕事と介護を両立するための負担が高いことがうかがえます。

介護現場ではケアマネジャー等の介護人材の不足が見られるため、人材確保や生産性の向上などを通じた在宅介護を支える介護サービスの基盤整備や、介護による離職を防ぐため、介護者の負担軽減のための取組の推進が課題として考えられます。

⑥ 施設サービス等の整備と質の向上

特別養護老人ホームの整備については、待機者数の推移、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。地域密着型サービスは後期高齢者の増加に伴い、その状況に合わせた事業の展開が求められることから、必要な整備の検討が課題となっています。

また、介護サービス事業所調査からは、継続的な人材の確保・育成、離職の防止、利用者の確保等による経営基盤の強化といった課題が考えられ、施設サービス等の円滑かつ適正な運営を通し、サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護が課題として考えられます。

⑦ 高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

地域包括支援センターではこれまでも権利擁護業務として、高齢者虐待や困難事例への対応を行ってきました。また、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議等により、関係機関と情報交換や協議を行うなど、連携強化を図ってきました。さらに、虐待防止条例の制定に向けて手続を進めています。

一方、地域ケア会議では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの体制強化を図り、高齢者や各関係機関への更なる周知の必要性が挙げられており、今後も、高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築が課題として考えられます。

⑧ 認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

認知症施策については、2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業や認知症の家族の方の負担を軽減することを目的としたオレンジカフェ（認知症カフェ）の開設支援及び周知などを中心に推進をしています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度が2割弱と前回調査より低くなっていることから、認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応が課題と考えられます。

（６）施策の方向性について

「（５）課題の抽出について」で抽出した課題を受け、第９期野田市シルバープランの施策の方向性を以下のとおり整理しました。

【施策の方向性１】高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

課題（１）要介護認定までの処理日数の短縮

課題（２）高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の推進

課題（４）地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

課題（５）介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の推進

【施策の方向性２】高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

課題（３）介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

【施策の方向性３】高齢者が安心して生活できる環境づくり

課題（６）施設サービス等の整備と質の向上

課題（８）認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

【施策の方向性４】高齢者の権利が尊重されるまちづくり

課題（７）高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

以上のことから、第９期野田市シルバープランにおいても、第８期野田市シルバープランの基本理念・基本目標を継承いたします。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

～健康スポーツ文化都市～ 高齢者が健康を保ち、生きがいを持って 安心して生活できるやさしいまち

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据えて、地域包括ケアシステムを深化・推進することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第3期野田市シルバープランから「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本市では、「夢のある住みよいまち」「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。宣言では、健康は市民すべての願いであり、まちの活力の源であること、また、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人と人との交流を深め、人間力を育み、人づくり、まちづくりにつなげていくことを誓っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市」に基づき、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進するとともに、全ての世代の市民が一体となった「地域共生社会」の実現の第一歩として取り組むことを目指しています。

（２）基本目標

第８期野田市シルバープランの検証を踏まえて、本計画の基本理念に掲げる「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を具体的に実現するために、次に掲げる四つの基本目標の下に、施策の推進に取り組みます。

基本目標１ 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

- 健康づくり・介護予防の取組に多くの高齢者に参加していただき、元気に生き生きといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 第９期の計画では、第８期計画から引き続き自立支援・重度化防止に向け、介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供しながら地域マネジメントを推進します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けたい」と望む方が、医療や介護など必要なサービスをシームレスに受けながら、人生最期のときまで自分らしく暮らしていける仕組みの構築に取り組みます。
- 在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進させるため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスや地域密着型サービスと保健や福祉サービスを一体的に融合する地域ネットワークの構築を図ります。
- 要介護者への支援だけではなく、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援を通して、介護者負担軽減の取組を進めていきます。

基本目標２ 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かして、就労やボランティアなど様々な社会活動に参加することで、明るく活力に満ちた高齢社会を実現し、社会的弱者であるという固定的なイメージを払拭し、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の多様性や自発性を発揮できる「場」づくりとともに迅速で有用な情報の提供を一層推進します。
- 地域における助け合い活動を、住民を中心とした多様な主体で広げる「地域の視点」から捉え直し、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を活動の推進役とする仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者が支えられる側だけではなく、支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組みます。

基本目標 3 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、安全で安心な暮らしを実現するために、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制整備を推進します。
- ハード面の環境整備だけにとどまらず、高齢者一人一人が、できる限り地域コミュニティの一員であると実感できるような役割意識や参加意識の醸成につながる社会的な環境の整備を推進します。
- 認知症高齢者が、尊厳と希望を持って住み続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、家族への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、地域において認知症の理解を更に広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。
- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、市、市民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。

基本目標 4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

- 高齢者一人一人が尊重され、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるようにするためには、全ての市民が高齢者に対して、現在まで社会の発展に寄与してきた世代として尊敬する気持ちを抱くとともに、高齢者の豊かな生活体験を学びたいという謙虚な気持ちをあわせ持つなど、高齢者を敬愛する社会意識を醸成していくことに努めます。
- 高齢者を主なターゲットとした「電話de詐欺（特殊詐欺）」などの被害から高齢者を守り、日常生活や消費行為が安全で豊かなものになるように多面的な相談支援に向けた体制の整備を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみでの取組を進めます。
- 高齢者が尊厳を持って地域社会の中で暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。

(3) 基本方針

本市は、前記の基本目標を実現するために、以下の基本方針を定め施策を推進します。

① 高齢者の健康づくりの推進

- 日常的な健康づくりの取組を通じて生活習慣病等の予防に努め、市民が健康で生き生きとした生活を送れる社会を形成するため、国の「健康日本21」に基づいて市が策定した「野田市健康づくり推進計画21」により、市民一人一人が主体的に取り組める健康づくり運動を推進していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供し、地域における人のつながりを活かし、リハビリテーション専門職等や地域資源も活用しながら自立支援に資する取組を進めていきます。
- 要介護者にとって欠かせない医療ニーズに対応し、地域で暮らし続けることができるように、在宅医療・介護連携を重点的に推進していきます。
- 在宅医療と介護の連携を推進するために、ICT等を活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者協議会、介護支援専門員協議会など、各関係団体、関係機関との連携を更に進めます。
- 高齢者が歩いて通える範囲に「えんがわ」（通いの場）を確保するため、その運営を担う住民に対し、活動の立ち上げから継続まで包括的な活動支援等を行うとともに、医療専門職の関与を行いながら推進していきます。

② 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

- 地域における総合的なケア体制を確立するために、高齢者等のサービス利用のニーズや実態等の実情を的確に把握するとともに、介護保険事業者の指導や介護保険制度の周知に努めます。
- 高齢者が介護や支援が必要になっても、在宅でできる限り暮らし続けることができるように、在宅限界点の向上を目指し、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくため、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保の両面を見据え、地域密着型サービスや施設サービスなどの基盤整備を進め、介護保険サービスの充実を図っていきます。
- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した、質が高く適正なサービスが実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- 要介護者への支援のみならず、家族介護者への支援として相談機関の周知や講演会の実施などを通して、介護者の精神的負担を軽減し、支援の輪を広げる取組を進めます。

③ 民間活力を活用した多元的なサービスの提供

- 介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるために、NPO法人が行う事業やボランティア活動など、地域における様々な活動主体による取組の活性化を推進します。
- 多様化する福祉ニーズに対応できる住民主体の組織を育成するため、NPO法人やボランティアが活動しやすい体制づくりを進めます。
- 団塊の世代を始めとした高齢者自らがサービス事業者の活動支援やボランティア活動など、支援する側として積極的に活動できるような体制づくりを推進していきます。

④ 高齢者の生きがいの推進

- 団塊の世代を中心とした、元気な高齢者が「第二の現役世代」として、豊かな知識と経験を活かして、様々な地域活動に積極的に参加し、地域社会を支えることができるような環境づくりを目指します。
- 高齢者の生きがいのづくりや社会参加促進の核となる居場所づくりを進め、高齢者の多様性や自発性が発揮できるよう取り組んでいきます。
- 住民を中心とした多様な主体が、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を推進役とする世代間交流やボランティア活動の仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 高齢者の求人については求職者のニーズを明らかにするとともに、年齢の高い求職者の雇用を促進するよう求人者への働きかけを行うなど、求職者と求人者をつなぐ役割を積極的に展開していきます。

⑤ 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう日常生活や社会生活における物理的・心理的な障がいを始め、制度上や情報に関する障壁など、高齢者を取り巻くリスクを検証し、その除去・軽減を通じて、ユニバーサルなまちづくりを目指します。
- 「福祉のまちづくり」の取組を引き続き実施するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な団体や組織との間に連携関係を構築します。
- 認知症サポーター養成講座等の様々な場を活用して、高齢者を見守るポイントや、異変に気付いた際の連絡先などを市民に周知することで、高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方（避難行動要支援者）の支援について、自主防災組織や民生委員児童委員などの地域の方や関係機関と連携し、一体となって支援体制の整備を進めていきます。

⑥ 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

- 高齢者を地域全体で支えていく地域の環境づくりを目指して、家庭はもとより関係行政機関及び教育機関、企業や地域社会など、社会のあらゆる領域で高齢者や介護に対する正しい理解を深めるための福祉教育を推進します。
- 社会全体の意識、とりわけ若年層の意識を変え、高齢者や介護に対する理解を更に深めるため、教育委員会等と連携を図り、総合的学習の時間等を活用しながら、更なる福祉教育の推進を進めます。
- 「のだ市民活動ふれあいフェスティバル」を始め各種イベントを通じて、高齢者や介護に対する知識を深めるため、パンフレット等を配布するなど、引き続き啓発活動を行います。

⑦ 高齢者の人権の擁護

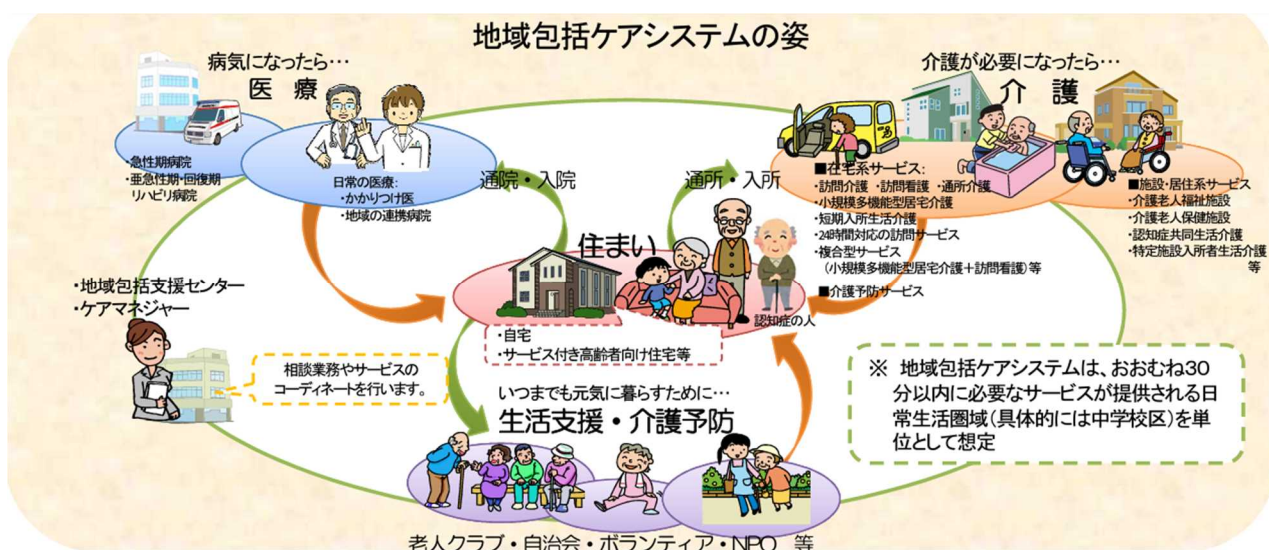
- できる限り多くの高齢者が健康で生きがいを持ちながら社会参加ができるよう、「健康で活力ある高齢者像」を目指すとともに、社会全体が高齢者を敬愛する意識を持ちながら、高齢者の尊厳が保持できるような地域社会づくりを行います。
- ひとり暮らしや認知症の方の増加に伴い、日常的な見守りや支え合いが重要になることから、地域における取組を支援するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の効果的な活用・充実を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみで取組を推進していきます。
- 今後急増が見込まれる認知症の方に対して、認知症サポーターの育成を積極的に行う等の支援策を充実させ、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、引き続き、制度周知のほか、関係機関と連携した相談支援等による利用促進を図っていきます。

2 基本的な進め方

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域包括ケアシステムとは

- 「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提供できる地域での体制づくりです。
- 高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据え、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要となります。



■地域包括ケアシステムのイメージ



(出典) 平成28年3月「＜地域包括ケア研究会＞
地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

○植木鉢・土（住まい、生活支援）がないところに植物（医療、介護、保健・福祉）を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいで安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。

○そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすものと考えられます。

② 本市における地域包括ケアシステムの在り方

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040）年へ向け、野田市や日常生活圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- 自らが望む在宅生活を継続していくために、地域で見守り、支え合える体制を作ります。
- 安心して暮らしていける住まいの確保と居場所づくり、多様な活動を支援します。
- 地域の中で、それぞれの高齢者が役割を持って活動することを支援します。
- 在宅での生活を望む人が、一旦入院や入所しても、再び在宅生活に戻ることができるという視点に立った、医療・介護の連携システムづくりを目指します。
- 認知症の方や医療ニーズの高い高齢者であっても、尊厳を持って生活できるサービス体制や専門家を交えた関係者のネットワークの整備を図ります。

③ 地域包括ケアシステム構築に向けた支援体制

ア 地域ケア会議の開催

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを構築していくための組織です。
- 本市でも孤立、貧困、精神障がい等、地域において介護保険制度では対応できない支援困難事例が増えているといった背景があり、令和元年度からは、地域ケア会議の充実を図り、自立支援型の地域ケア個別会議を開催し、多職種による専門的な立場から高齢者の自立を支援する取組を実施しています。

イ ネットワーク構築のための人材育成支援等

- 地域包括ケアを推進するネットワークの構築に当たっては、地域の社会資源や関係者等との有機的なつながり・顔が見える関係を築き上げ、課題や方向性について関係者間の共通理解と連携意識の醸成を図ることが重要になります。
- 地域包括支援センターは、ネットワーク構築のための考え方や具体的な手法等について調査・研究などを行う会議等を開催するとともに、コーディネートを担う職員の育成、支援を行うことで地域と積極的な関わりを構築しています。
- 地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）ごとにグループワークやケーススタディ等による研修会を開催し、スキルアップに取り組めます。

ウ 地域への周知・利用促進

- 地域包括ケアの要となる地域包括支援センターが、中心的、主導的存在として活動できるよう、地域包括支援センターの目的や機能などを地域の住民や関係者にあらゆる機会を利用して周知し、門戸を広げ、利用の促進を図ります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち	1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり	1 高齢者の健康づくりの推進
		2 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
		3 民間活力を活用した多角的なサービスの提供
	2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり	4 高齢者の生きがいづくりの推進
	3 高齢者が安心して生活できる環境づくり	5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
	4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり	6 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
		7 高齢者の人権の擁護

4 健康スポーツ文化都市宣言

(1) 健康スポーツ文化都市宣言とは

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

(2) 本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性

本計画では、これまでの基本理念、基本目標及び基本方針を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、高齢者福祉施策及び介護保険施策を推進していきます。

健康スポーツ文化都市宣言

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。更に、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくりまします。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

令和5年4月1日

野 田 市

5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

（１）持続可能な開発目標（SDGs）とは

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

（２）本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

本計画における基本理念、基本目標及び基本方針を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。

■持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針との対応表

SDGsの目標	基本方針
 【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	高齢者の健康づくりの推進
	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
	民間活力を活用した多様なサービスの提供
	高齢者の生きがいづくりの推進
	高齢者にやさしいまちづくりの推進
	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
	高齢者の人権の擁護
 【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
	高齢者の生きがいづくりの推進
 【目標11】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

第 4 章

介護保険事業計画

第4章 介護保険事業計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	83
◆地域支援事業	83
（1）介護予防・日常生活支援総合事業	83
① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要	83
② 介護予防・生活支援サービス事業	84
③ 東京理科大学との多様なサービスの導入についての共同研究	85
ア 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの導入について	85
イ 意識調査の結果・考察について	85
（ア）調査方法	85
（イ）分析方法	85
（ウ）結果・考察	86
ウ 総合事業費と地域支援事業交付金の上限額の推計について	88
④ 一般介護予防事業	89
ア 一般介護予防事業について	89
■介護予防把握事業	89
■介護予防普及啓発事業	89
■地域介護予防活動支援事業	89
■一般介護予防事業評価事業	89
■地域リハビリテーション活動支援事業	89
イ 介護予防10年の計	90
（ア）シルバーリハビリ体操	90
（イ）のだまめ学校	90
（ウ）えんがわ	91
（エ）市民ボランティアの育成	91
（オ）介護予防サポート企業	91
（カ）広報戦略	91
■「介護予防10年の計」の歩み	91
ウ 東京理科大学との共同研究による一般介護予防事業の評価	94
（ア）調査方法	94
（イ）分析方法	94
（ウ）分析結果	94
（エ）結論	96
（2）包括的支援事業	97
① 地域包括支援センターの機能と役割	97
ア 介護予防ケアマネジメント	97
イ 総合相談・支援	97
ウ 権利擁護事業	97
エ 包括的・継続的ケアマネジメント	97
② 在宅医療・介護連携推進事業	97
③ 認知症総合支援事業	98
④ 生活支援体制整備事業	98
⑤ 地域ケア会議の開催	99
⑥ 地域包括支援センターの設置	99
⑦ 地域包括支援センターの業務負担軽減	100
⑧ 地域包括支援センター運営協議会	100
（3）任意事業	101
（4）地域支援事業における利用者負担の在り方	101
（5）保険者機能強化推進交付金等の活用について	101
2 施策の取組（各論）	102
◆地域支援事業の適切な提供	102
（1）介護予防・日常生活支援総合事業	102
① 介護予防・生活支援サービス事業	102
訪問型サービス（第1号訪問事業）	102

通所型サービス（第1号通所事業）	102
その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）	102
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	103
② 一般介護予防事業	103
シルバーリハビリ体操	103
オリジナル体操普及事業	104
のだめ学校	104
えんがわ	105
シルバーサロン事業	105
市民ボランティアの育成	106
介護支援ボランティア制度	106
介護予防サポート企業	106
広報戦略	107
③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	107
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	107
(2) 包括的支援事業	108
① 地域包括支援センターの機能と役割	108
地域包括支援センターの整備・充実	108
高齢者虐待防止ネットワーク協議会	108
地域包括支援センター連絡会	109
② 在宅医療・介護連携推進事業	109
在宅医療・介護連携推進事業	109
③ 認知症総合支援事業	110
認知症総合支援事業	110
オレンジカフェ（認知症カフェ）	110
④ 生活支援体制整備事業	111
生活支援体制整備事業	111
⑤ 地域ケア会議の開催	111
地域ケア会議	111
(3) 任意事業	112
① 家族介護等への対応	112
家族介護者等助成事業	112
② 認知症高齢者に係る施策の推進	113
認知症サポーター育成事業	113
成年後見制度の普及・啓発	114
高齢者等を支え合うSOSネットワーク事業	114
徘徊高齢者家族支援サービス事業	115
③ 在宅サービスの適切な提供	115
配食サービス事業	115
④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進	116
介護相談員制度の推進	116
◆健康増進活動の推進	117
寝たきり予防対策（健康づくり）事業の推進	117
◆地域密着型サービスの適切な提供	118
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	119
認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	119
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	119
小規模多機能型居宅介護	119
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	120
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	120
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	120
地域密着型特定施設入居者生活介護	121
◆施設サービスの適切な提供	122
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	122
介護老人保健施設	123
介護医療院	123

◆介護保険制度の円滑な運営	123
(1) 介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援	123
介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援	123
(2) その他	124
要介護認定までの処理日数の短縮	124
介護事業者協議会等の運営	125
介護保険制度についての幅広い広報の実施	125
低所得者等への対応	126
介護保険料滞納者対策の推進	127
3 介護給付適正化計画	128
(1) 考え方	128
(2) 適正化事業の推進	128
(3) 介護給付適正化主要 3 事業の取組	128
① 要介護認定の適正化	128
ア 事業の内容	128
イ 実施方法及び目標	128
② ケアプラン等の点検	129
ア ケアプランの点検	129
(ア) 事業の内容	129
(イ) 実施方法及び目標	129
イ 住宅改修の点検	129
(ア) 事業の内容	129
(イ) 実施方法及び目標	129
ウ 福祉用具購入・貸与調査	129
(ア) 事業の内容	129
(イ) 実施方法及び目標	129
③ 医療情報との突合・縦覧点検	130
ア 医療情報との突合	130
(ア) 事業の内容	130
(イ) 実施方法及び目標	130
イ 縦覧点検	130
(ア) 事業の内容	130
(イ) 実施方法及び目標	130

第4章 介護保険事業計画 施策体系図

基本方針		基本施策
1	地域包括ケアシステムの深化・推進	◆地域支援事業
		(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) ① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 ② 介護予防・生活支援サービス事業 ③ 東京理科大学との多様なサービスの導入についての共同研究 ④ 一般介護予防事業
		(2)包括的支援事業 ① 地域包括支援センターの機能と役割 ② 在宅医療・介護連携推進事業 ③ 認知症総合支援事業 ④ 生活支援体制整備事業 ⑤ 地域ケア会議の開催 ⑥ 地域包括支援センターの設置 ⑦ 地域包括支援センターの業務負荷軽減 ⑧ 地域包括支援センター運営協議会
		(3)任意事業 ① 家族介護等への対応 ② 認知症高齢者に係る施策の推進 ③ 在宅サービスの適切な提供 ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進
		(4)地域支援事業における利用者負担の在り方
		(5)保険者機能強化推進交付金等の活用について
2	施策の取組	◆地域支援事業の適切な提供
		(1)介護予防・日常生活支援総合事業 ① 介護予防・生活支援サービス事業 ② 一般介護予防事業 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
		(2)包括的支援事業 ① 地域包括支援センターの機能と役割 ② 在宅医療・介護連携推進事業 ③ 認知症総合支援事業 ④ 生活支援体制整備事業 ⑤ 地域ケア会議の開催
		(3)任意事業 ① 家族介護等への対応 ② 認知症高齢者に係る施策の推進 ③ 在宅サービスの適切な提供 ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進
		◆健康増進活動の推進
		◆地域密着型サービスの適切な提供
		◆施設サービスの適切な提供
		◆介護保険制度の円滑な運営
		(1)介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援
		(2)その他
3	介護給付適正化計画	(1)考え方
		(2)適正化事業の推進
		(3)介護給付適正化主要3事業の取組
		① 要介護認定の適正化 ② ケアプラン等の点検 ③ 医療情報との突合・縦覧点検

第4章 介護保険事業計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

令和22（2040）年に向けて高齢化率の上昇が見込まれており、引き続き「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の五つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括システムの深化・推進」により高齢者の地域生活を支えていく必要があります。

野田市では、高齢者だけではなく、障がいのある人や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の実現を目指して包括的な支援に取り組んでいます。

また、令和5年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。市では、これまでの取組に加え、引き続き、「8050問題」やひきこもりなど、既存の制度では対応が難しい複合課題やはさまのニーズを抱えた本人・世帯への支援を検討し、包括的な支援体制を目指します。

◆地域支援事業

地域支援事業は、平成18年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成27年4月の介護保険法の改正で大幅な見直しがありました。それにより、野田市では総合事業を平成28年3月から開始しています。

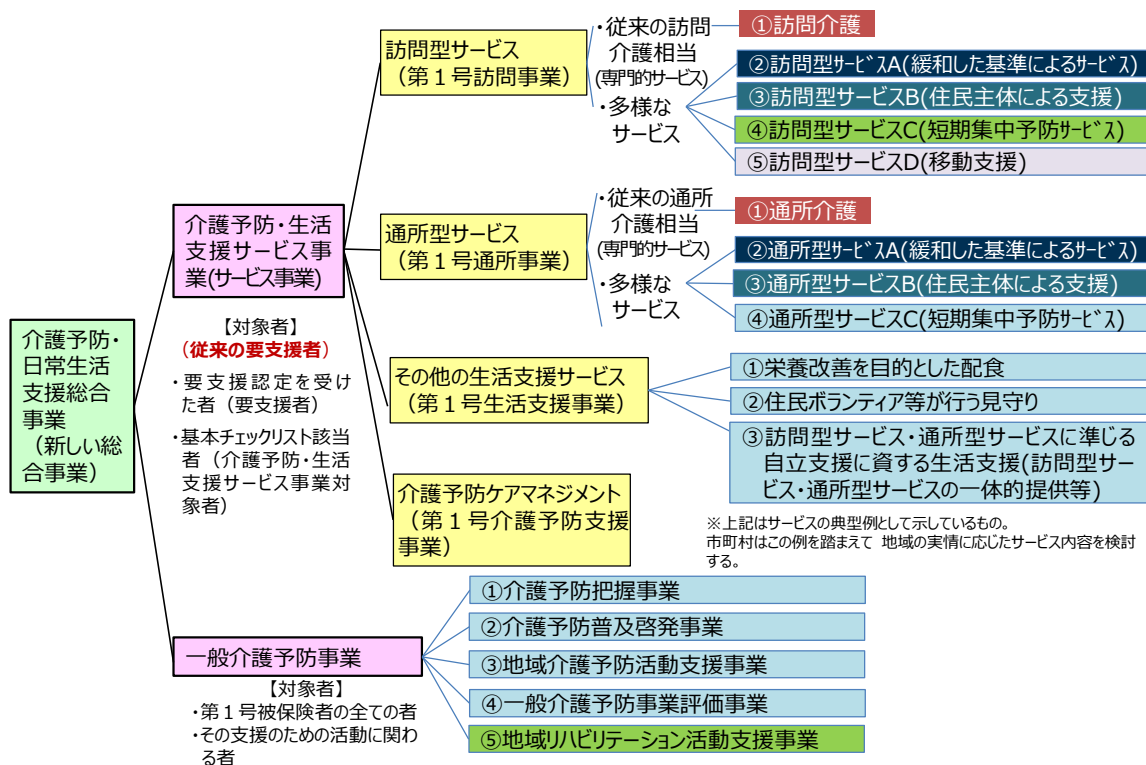
（1）介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

総合事業は、各市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

■介護予防・日常生活支援総合事業の体系図



※85ページの「③東京理科大学との多様なサービスの導入についての共同研究」から、野田市では、多様なサービスの導入は、需給の動向を注視し検討していきます。

② 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態になることを予防し、一人一人が活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業で、対象者は要支援1・2の認定を受けた方、又は基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方(事業対象者)です。

サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあり、それぞれ総合事業導入前に要支援1・2の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に相当するものです。

③ 東京理科大学との多様なサービスの導入についての共同研究

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の多様なサービスの導入について、野田市と東京理科大学との共同研究を実施しました。

表 1 東京理科大学の共同研究者とその役割

氏 名	所 属 ・ 職 名	担 当
高嶋 隆太	東京理科大学 創域理工学部 経営システム工学科 教授	研究統括
石垣 綾	東京理科大学 創域理工学部 経営システム工学科 教授	介護予防・日常生活支援総合事業 の調査・分析
柳田 信也	東京理科大学 教養教育研究院 野田キャンパス教養部 教授	介護予防・日常生活支援総合事業 の実験・構築

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの導入について

総合事業の多様なサービスの導入について、市民のニーズを把握するために、東京理科大学の協力のもと、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自設問を設定し、市民の意識調査を実施しました。

イ 意識調査の結果・考察について

(7) 調査方法

各種調査のうち、自立・要支援 1・2の方を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の中で調査をしました。

(1) 分析方法

政府や地方自治体等の施策の実施に対して、経済性の観点から評価する「費用便益分析」があります。便益と費用との差が正の値（0より大きい値）であれば、施策を実施することは合理的であると判断する手法です。この費用便益分析の便益とは、政策実施を考える地域の住民が、その政策に対してどの程度のお金（税金）を支払って良いかという指標で見積もられ、この指標を「支払意思額」といいます。ニーズ調査において、介護保険の新規サービスに対する市民の支払意思額を測定することで便益を算出し、費用便益分析を実施しました。

ニーズ調査における介護サービスへの支払意思額に関する質問項目は、二肢選択形式（ダブルバウンド：2回金額を提示しているもの）により実施しています。本方式により支払意思推定するために、経済理論（ランダム効用理論：効用（満足度）は観察可能なものと不可能なものに分けられ、実際に選択されたものが最も効用が高いと仮定し、選択確率を算出する理論）に基づいた統計モデル（対数線形ロジットモデル）を用いました。

(ウ) 結果・考察

表1「サンプル特性」に示されているサンプルから下記のようなそれぞれのケースについて年間の支払意思額を推定しました。

- | | |
|------|--------------------------|
| ホーム① | 訪問介護を従前相当サービスで実施する場合 |
| ホーム② | 訪問介護を基準を緩和したサービスで実施する場合 |
| ホーム③ | 訪問介護をボランティアが実施する場合 |
| ホーム④ | 保健師等による居宅での相談指導等 |
| デイ① | 通所介護を従前相当サービスで実施する場合 |
| デイ② | 通所介護を基準を緩和したサービスで実施する場合 |
| デイ③ | 通所介護をボランティアが実施する場合 |
| デイ④ | 通所での運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム |

表2「各属性別の支払意思額(WTP)」には、それぞれのケースにおける男女別、年齢別、生活圏域別の支払意思額が示されています。本表の「全体」の行の支払意思額については、それぞれのケースの平均値を表しています。

各ケースの平均値を見ると、訪問と通所の両方において、従前相当サービスの支払意思額が高く、基準を緩和したサービス、ボランティアが実施するサービス、保健師等による居宅での相談指導等、通所での運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムには、ほとんど差はみられません。

男女別に見ると、男性に比べ、女性の方が全体的に支払意思額が高くなっています。

年齢別に見ると、70歳から79歳の年齢層が、支払意思額が最も低く、80歳以上になると60歳から69歳の年齢層より増加することがわかります。このことから、70歳台になると介護に対する意識が低下する傾向となりますが、80歳以上になると向上することがうかがえます。

また、日常生活圏域ごとに見ると、中央・東部地区と南部・福田地区では、訪問と通所ともに「基準を緩和したサービス」の支払意思額が「ボランティアが実施するサービス」より高い傾向にあります。

以上の結果より、訪問と通所の両方において、従前相当サービスよりも、多様なサービスのニーズは低く、本調査から、多様なサービスの導入は見送ることとします。なお、今後も需給の動向を注視し、多様なサービスの導入について検討していきます。

なお、費用便益分析において必要な「費用」については、多様なサービスを導入する際にサービスごとに算出し、本分析により推定された支払意思額を用いて、多様なサービス導入の合理性と市民の満足度を計り、導入する多様なサービスの判断材料の一つとして活用していきたいと考えております。

表 1 サンプル特性

属性	属性（詳細）	回答者数	割合
N		724	
性別	男	332	45.86%
	女	392	54.14%
年齢	平均値（SD）	74.6	5.968
	最年少（歳）	65	
	最高齢（歳）	94	
	60-69歳	151	20.86%
	70-79歳	423	58.43%
日常生活圏域（人）	80歳以上	150	20.72%
	中央・東部	176	24.31%
	男性	88	
	女性	88	
	南部・福田	181	25.00%
	男性	85	
	女性	96	
	北部・川間	191	26.38%
	男性	79	
	女性	112	
	関宿	176	24.31%
	男性	80	
	女性	96	
要支援 1		16	
要支援 2		12	

表 2 各属性別の支払意思額（W T P）

（単位：円）

	ホーム①	ホーム②	ホーム③	ホーム④	デイ①	デイ②	デイ③	デイ④
全体	4,110	3,403	3,228	3,154	3,668	3,055	2,959	3,071
性別								
男	4,064	3,476	3,249	3,080	3,539	3,106	2,915	2,896
女	4,148	3,340	3,214	3,226	3,772	3,015	3,002	3,225
年齢								
60-69歳	4,285	3,392	3,411	3,251	3,883	3,270	3,105	3,288
70-79歳	3,964	3,283	3,045	3,019	3,495	2,897	2,767	2,891
80歳以上	4,411	4,041	3,803	3,582	4,137	3,414	3,680	3,532
日常生活圏域								
中央・東部	4,395	3,578	3,258	3,309	3,909	3,168	2,816	3,216
南部・福田	4,176	3,499	3,284	2,918	3,516	3,206	3,015	3,052
北部・川間	3,986	3,198	3,194	3,313	3,748	2,825	2,962	3,084
関宿	3,998	3,409	3,197	3,039	3,497	3,084	3,049	2,934

ウ 総合事業費と地域支援事業交付金の上限額の推計について

介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスについては、第8期計画期間中に、総合事業費と上限額の推移を注視し、その導入について検討していくこととなっています。

東京理科大学との共同研究の中で、総合事業費と地域支援事業交付金の上限額（以下「上限額」という。）の今後の推移を推計した結果、第9期計画期間（令和6年度から8年度まで）においては、総合事業費が上限額を下回る結果を得たため、本推計からも、多様なサービスの導入は、見送ることとします。（図1「上限額と総合事業費」参照）

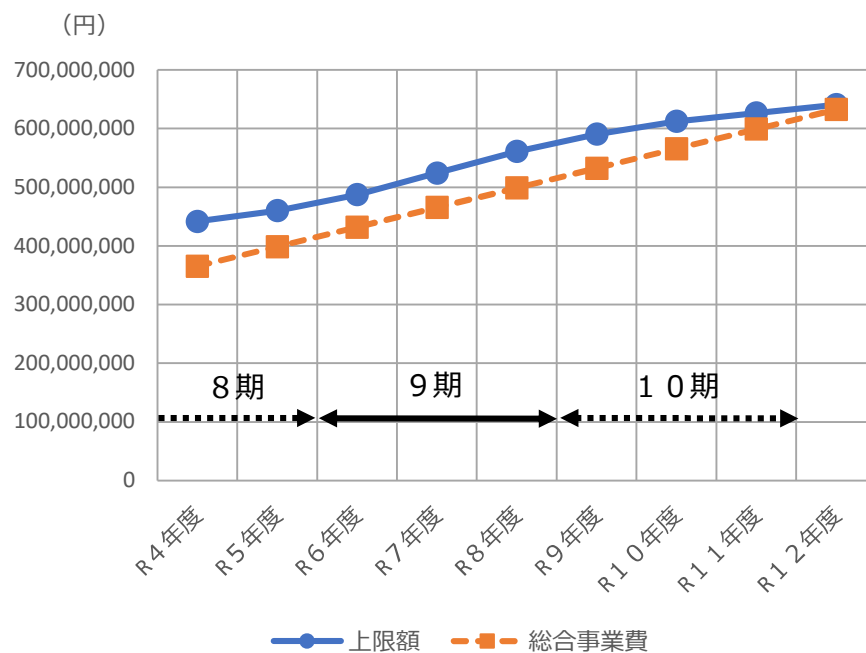


図1 上限額と総合事業費

④ 一般介護予防事業

ア 一般介護予防事業について

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

この事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成されます。

■介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員児童委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布のほか介護予防講座を開催します。

■地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

■一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

■地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

イ 介護予防10年の計

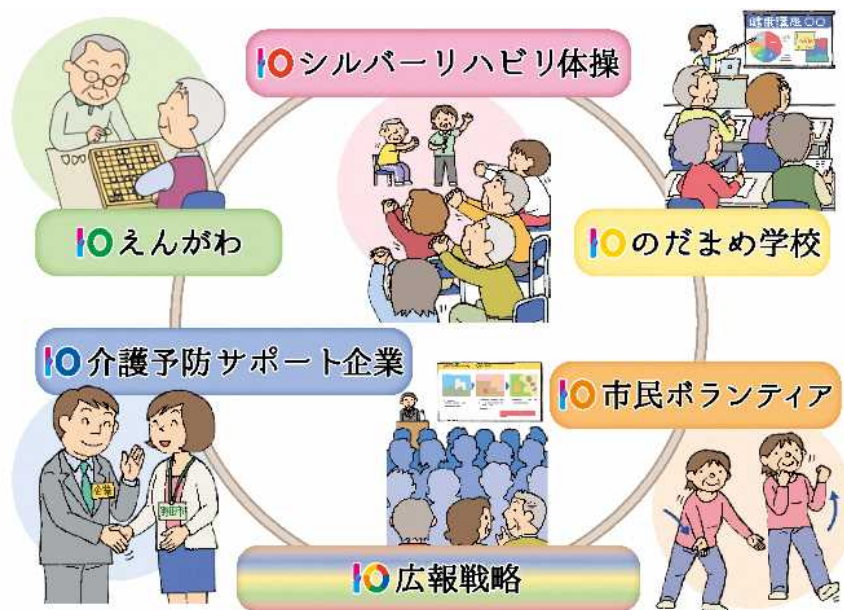
「介護予防10年の計」とは

野田市は、平成29年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、

- (ア) シルバーリハビリ体操
- (イ) のだまめ学校
- (ウ) えんがわ
- (エ) 市民ボランティアの育成
- (オ) 介護予防サポート企業
- (カ) 広報戦略

の六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。

新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進していきます。



「介護予防10年の計」のイメージ図

(ア) シルバーリハビリ体操

身体能力が低下した高齢者でも無理なく行える92種類の体操です。市民の体操指導士が一般の市民を指導する仕組みのため、多くの専門職を必要としない体操です。

(イ) のだまめ学校

保健センターで「のだまめ学校」の全講座を網羅する本講座、本講座の中から市民の要望に応じて身近な場所に出前する出前講座、市内のイベント等に出向いて行う出前ミニ講座を行います。

(ウ) えんがわ

高齢者の方々が中心となって、日常的にお住まいの地域で地域の方々とふれあうことができる通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。えんがわを開設する方には、市から一定の補助が出ます。

(I) 市民ボランティアの育成

シルバーリハビリ体操指導士、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティア及びのだまめ学校ボランティアを支援・育成します。

(オ) 介護予防サポート企業

民間企業などの介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指すことを目的としています。

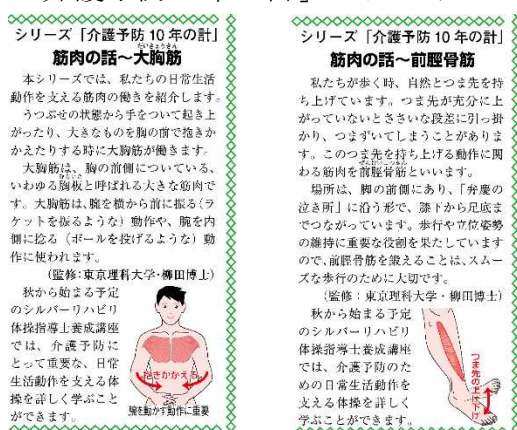
(カ) 広報戦略

作成した「介護予防10年の計」のロゴマークやプロモーションビデオ、自宅でできる介護予防のオンラインプログラム、パンフレット等の活用や、講演会の実施、市のイベント等への参加を通じて介護予防の啓発活動を行います。

■「介護予防10年の計」の歩み

平成29年

5月 東京理科大学理工学部講師（当時）柳田信也氏監修の市報掲載コラム「シリーズ・介護予防10年の計」スタート



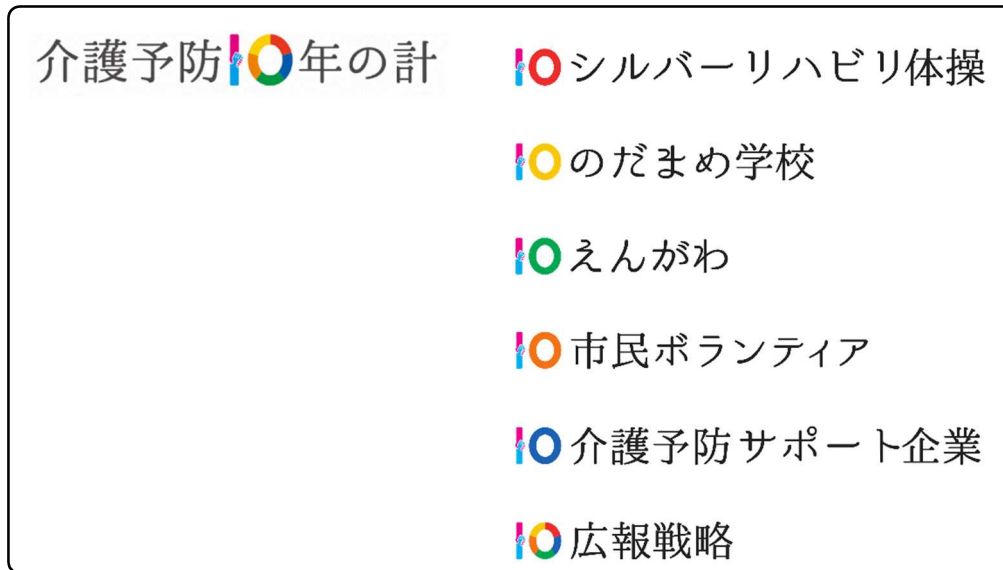
6月 「野田市介護予防10年の計記念講演 大田仁史医学博士講演会」を実施

7月 千葉県理学療法士会と野田市と共催で、「理学療法の日全国一斉イベント」として、シルバーリハビリ体操の実演会を実施

9月 第1回シルバーリハビリ体操体験教室を実施

10月 第1回シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会を実施

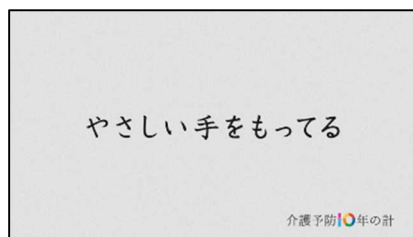
「介護予防10年の計」のロゴマーク完成



11月 「介護予防10年の計」プロモーションビデオ「やさしい手をもってる」完成

「介護予防10年の計」周知用ポスター完成

介護予防普及啓発イベント「つなげ手フェスタ」を関宿総合公園体育館で実施



プロモーションビデオ
「やさしい手をもってる」



普及啓発ポスター

平成30年

1月 「のだまめ学校」開校

3月 シルバーリハビリ体操プロモーションビデオ完成

介護予防普及啓発イベント「つなげ手フェスタ」を総合公園体育館で実施

5月 NHKの公開収録「ハートネットTV めざせ！いきいき長寿」及びNHK介護百人一首・「介護予防10年の計」合同パネル展の実施

野田市シルバーリハビリ体操指導士会発足

ウ 東京理科大学との共同研究による一般介護予防事業の評価

平成29年度に「介護予防10年の計」を開始し、令和4年度に6年目を迎えたことから、「介護予防10年の計」の主要事業の一つであるのだまめ学校の認知度や参加意欲等について、野田市と東京理科大学との共同研究を実施しました。

表1 東京理科大学の共同研究者とその役割

氏 名	所 属 ・ 職 名	担 当
高嶋 隆太	東京理科大学 創域理工学部 経営システム工学科 教授	研究統括
石垣 綾	東京理科大学 創域理工学部 経営システム工学科 教授	介護予防・日常生活支援総合事業の調査・分析
柳田 信也	東京理科大学 教養教育研究院 野田キャンパス教養部 教授	介護予防・日常生活支援総合事業の実験・構築

(7) 調査方法

介護保険事業計画策定のため、実施した各種調査において、野田市独自の調査として一般介護予防事業調査を実施しました。

対象者は、65歳以上の要介護認定・要支援認定を受けていない方とし、四つの日常生活圏域ごとに250名、合計1,000名を無作為に抽出しました。

(4) 分析方法

本研究では、コンジョイント分析を用いて評価を行いました。コンジョイント分析とは、サービスや商品を構成する要素の選好を比較するための手法であり、主にマーケティングの分野で用いられます。コンジョイント分析を行うことで、効用という同一の評価基準を元に異なる属性間、水準間で比較を定量的に行うことが可能となり、相対重要度により、対象となる高齢者がそれぞれの事業のどの要素をどの程度重要としているかを示すことができます。

(5) 分析結果

本調査により得られたデータをもとに、「のだまめ学校」事業についてコンジョイント分析を行いました。その結果として、図1は各属性・水準の効用、図2は各属性の重要度が示されています。図1より、最も効用が高くなるのは、「10分未満」、「徒歩」、「介護・認知症予防」、「医療施設」の組み合わせであるという結果が得られています。回答者は、講座内容以上に移動時間に重きを置いており、開催場所が自宅から30分以上かかる場合は、のだまめ学校に参加する可能性が低いことを示唆しています。許容可能な移動時間については、別の調査項目において、更に細かく時間を区切り、のだまめ学校へ継続的に参加している又は参加したことがある方に対し調べたところ（図3）、10分以上15分未満がもっとも多いことがわかりました。また、

本分析と同様、30分以上を許容できる人はいないことがわかります。また、これまでのだまめ学校に参加意欲はあるが参加できていない方を対象に希望する講座内容を聞いたところ（図4）、本分析と同様に介護予防や認知症予防は比較的割合が高いが、その一方で、健康維持のための運動に関する講座を希望している人が多く、これは「シルバーリハビリ体操」事業などの需要があることを示唆しています。一方、開催場所に関する効用から特に開催場所に関する選好の差異がないことがうかがえます。本結果から、「のだまめ学校」事業を実施する場所（移動時間）の選定が重要であることがわかります。また、コンジョイント分析の効用は定量的に比較できるため、例えば、交通手段が「徒歩」であることよりも、開催目的が「介護・認知症予防」であることの方が、効用が高くなるという判断をすることが可能です。すなわち、移動時間、交通手段、講座内容、開催場所のそれぞれの水準の組み合わせにより、施策の順位付けが可能となります。

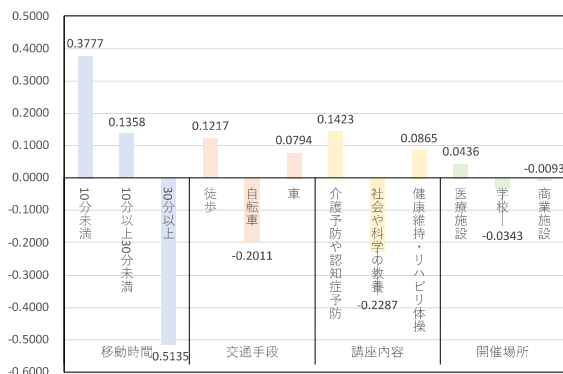


図1 のだまめ学校の部分効用

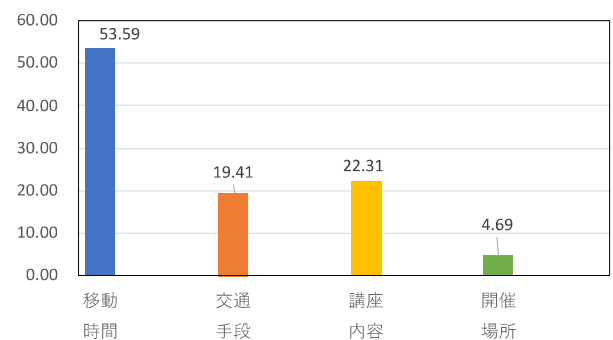


図2 のだまめ学校の相対重要度

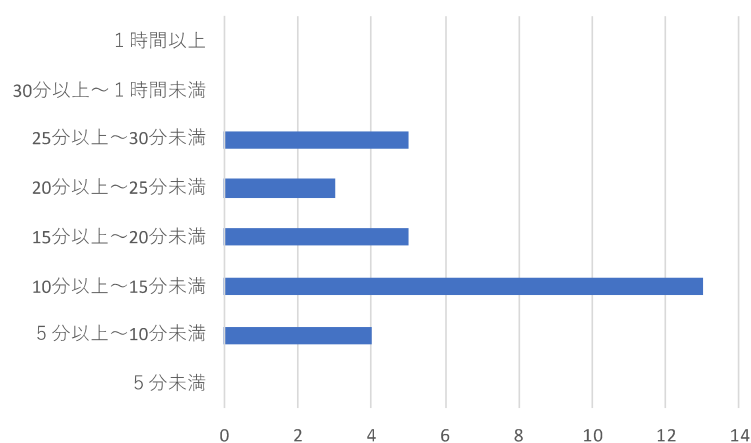


図3 参加許容可能な移動時間

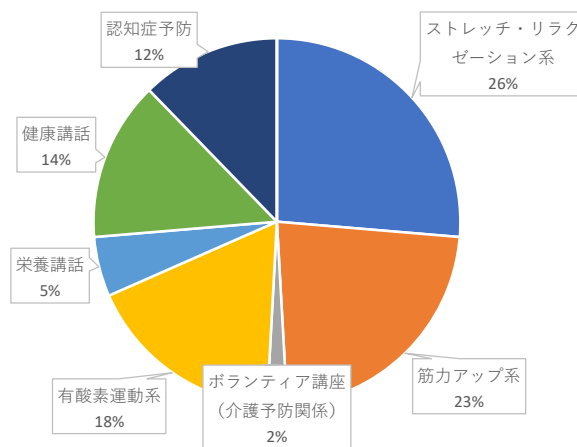


図4 これまで不参加だった人の受講希望の講座内容

(I) 結論

本研究では、野田市在住の65歳以上の高齢者を対象にアンケートを行い、そのデータを元に「のだまめ学校」の効用をコンジョイント分析により定量的に評価しました。結果として、のだまめ学校に対する効用に対して、移動時間の影響が比較的大きいことがわかりました。特に、自宅から徒歩で10～15分程度の場所であれば、参加率の増加が見込めます。また、のだまめ学校の講座内容も一般的な教養ではなく健康や予防に直結するような講座の需要が高いことがわかりました。特に、体操や運動の方法についても希望している人は多く、今後、「シルバーリハビリ体操」に類似した講座も取り入れる必要性があると考えられます。

本研究では、今後、事業への参加者の増加を考える上で「移動時間」が、きわめて重要であることがわかりました。そのため、野田市の実際の地理情報システム（GIS:Geographic Information System）などを用いて、より多くの市民が参加しやすい開催場所などを選定することにより、「のだまめ学校」の効用及び参加率の上昇が可能であると考えられます。

（２）包括的支援事業

① 地域包括支援センターの機能と役割

地域包括支援センターの役割については、「公正・中立な立場から、地域における総合的な介護予防システムの確立を目指す」とされており、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを１か所ずつ設置することが望ましいとされ、以下の事業を一体的に実施する中核拠点として位置付けられています。

ア 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターでは、高齢者の生活機能の低下を予防するための介護予防ケアプランの作成やその評価を実施するとともに、要支援者に対するアセスメントの後の介護予防サービス計画書作成や評価なども行い、要介護状態等となることの予防及び重度化防止のため要支援者等へのケアマネジメントを実施していきます。

イ 総合相談・支援

高齢者とその家族の各種相談を幅広く受け付け、相談内容に応じて、行政機関、野田健康福祉センター、医療機関、介護サービス事業者、民生委員児童委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう、情報提供や関係機関との連絡調整など、制度の垣根にとらわれない総合的な支援を行っていきます。

ウ 権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が送れるよう、ニーズに即した適切なサービス提供や関係機関へのつなぎなどを行い、専門的かつ継続的な視点から本人の生活維持を図っていきます。

認知症等によって判断能力の低下がみられる場合、その方の生活や権利を守るため、成年後見制度等の利用支援を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。

また、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職、地域の関係者及び関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、助言指導等を行います。

② 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、地域の実情を把握し、それに応じた取組を検討し、それらの充実を図りつつ、継続的に事業を進めていきます。なお、医師会が運用しているＩＣＴを、市が主体となって運用することにより活用を推進し、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施していきます。

日常の療養支援については、多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの

在宅医療・介護の提供等を、入退院支援については、入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との協働・情報共有による入退院支援等を、急変時の対応については、在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確認等を、看取りについては、住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施等を、円滑に提供できる体制を目指し構築していきます。

認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療と介護の連携推進が重要であり、認知症施策と連携し、体制の強化に努めていきます。

③ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し認知症の方や家族の視点を重視しながら、医療・介護など地域の連携の下で認知症施策を総合的に推進します。

認知症進行の予防には早い段階からの対応が効果的であることから、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、認知症初期集中支援チームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

また、認知症高齢者と家族の交流の場となるオレンジカフェ（認知症カフェ）事業補助金制度の普及及び認知症ケアパスを活用し認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症理解を深めていきます。

さらに、認知症サポーターのうち、積極的な活動を希望する方に活動の機会を提供し、地域を支える担い手として活躍できる仕組み（チームオレンジ）の立ち上げを進めていきます。

④ 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、市が実施する高齢者支援だけでなく、NPO法人や市民団体、ボランティア、町内会・自治会、福祉関係者・関係団体等が実施する様々な支援の取組を把握・発展させていくとともに、支援の担い手のネットワーク化を図ることにより、地域全体を含んだ多様で効果的な支援体制の構築を図ります。

また、地域の様々な支援の担い手に、既存サービスの拡充、新たなサービスの創出を働きかけ、緊密な連携を図りながら同事業の実施体制を確保していきます。

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域資源の開発やネットワーク構築などのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センター等に配置していることから、引き続き、協議体を通して情報共有及び連携強化を図ります。

⑤ 地域ケア会議の開催

地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

地域の支援者を含めた多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援をし、それらの支援を通して、課題分析を積み重ねることによって地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、更には政策形成につなげて問題解決を図ります。

令和元年度からは、地域ケア会議の充実を図り、自立支援型の地域ケア個別会議を開催し、多職種による専門的な立場から高齢者の自立を支援する取組を実施しています。

なお、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、平成30年度に市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

第1層の協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層の協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施してまいります。

⑥ 地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターの運営については、野田市行政改革大綱における基本的な考え方である民間活力の有効活用の観点から、原則として委託による運営を行っています。

令和4年4月1日から野田市東高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を新規設置し、東部地区に係る業務を委託するとともに、市直営の高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を基幹型地域包括支援センターとして、高齢者施策及び各地区の高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の総合調整や後方支援等を行うよう体制を整えています。

また、高齢者人口を注視し、高齢者の人口増により業務内容が厳しくなることが予想される地域包括センターについては、分割等を検討していきます。

■野田市の地域包括支援センター

センター名 (愛称)	設立年月日	担当区域	運営方法
野田市高齢者支援課地域包括支援センター (野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室)	平成18年4月1日	市内全域 福田地区及び 南部地区の一部	市直営
野田市中央地域包括支援センター (野田市中央高齢者なんでも相談室)	平成30年4月1日	中央地区	委託
野田市東地域包括支援センター (野田市東高齢者なんでも相談室)	令和4年4月1日	東部地区	委託
野田市南第1地域包括支援センター (野田市南第1高齢者なんでも相談室)	平成24年8月11日	南部地区 (一部を除く)	委託
野田市北地域包括支援センター (野田市北高齢者なんでも相談室)	平成20年1月1日	北部・ 川間地区	委託
野田市関宿地域包括支援センター (野田市関宿高齢者なんでも相談室)	平成18年4月1日	関宿地域	委託

⑦ 地域包括支援センターの業務負担軽減

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図り、地域包括支援センターの業務負担の軽減を図ります。

なお、国の介護保険法改正にあわせて令和6年4月より、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市からの指定を受けて実施できることとし、また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とします。

⑧ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会の協議内容等については、協議の迅速化及び結果の一元化を考慮し、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の協議事項として条例で制定しております。

当該委員会における協議結果を地域包括支援センターの運営に反映させることで、適切、公平かつ中立な運営を確保します。

（３）任意事業

地域支援事業が創設されるまで、介護予防・地域支え合い事業で実施していた事業のうち、必須事業（介護予防事業及び包括的支援事業）とはならないものの、市の判断で地域支援事業として次の施策を実施しています。

- ① 家族介護等への対応
- ② 認知症高齢者に係る施策の推進
- ③ 在宅サービスの適切な提供
- ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

（４）地域支援事業における利用者負担の在り方

地域支援事業について、介護保険法では、第115条の45第５項において「市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる」としており、介護給付費と同じ財源構成となっていることから、保険料負担による介護給付費の受給を原則とした介護保険制度の趣旨に基づき、野田市では、地域支援事業に係る事業について、利用料を負担していただいております。

対象となる事業については、「配食サービス事業」となり、平成17年10月の介護保険法改正に伴う施設給付の居住費・食費自己負担の原則を踏まえ、これまでどおり利用者負担をしていただくこととします。

なお、その他の高齢者福祉事業については、今後、地域支援事業に取り込む事業となることも考えられることから、当該事業の利用者負担について事業内容を十分に協議した上で、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会で検討しながら決定します。

（５）保険者機能強化推進交付金等の活用について

国によって第７期計画期間中に高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「機能強化推進交付金」及び公的保険制度における介護予防・健康づくり等に資する取組を推進するための「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

当交付金は保険者の介護保険事業に対する取組を自己評価する形の評価点及び第１号被保険者数を基準として交付されるもので、野田市では当交付金を活用し、一般介護予防事業の拡充をはじめとした地域支援事業の充実に活用しています。

2 施策の取組（各論）

令和3年度から令和5年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、一部の事業を中止又は縮小して実施したため、実績及び実績見込みの値が減少している場合があります。

◆地域支援事業の適切な提供

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	訪問型サービス（第１号訪問事業）	所管	高齢者支援課
現状	従来の介護予防訪問介護に相当する事業を実施しています。 また、令和４年度に実施した東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。		
課題	需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。		
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第９期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。今後も需給の動向を注視し、多様なサービスの導入について検討していきます。		

事業名	通所型サービス（第１号通所事業）	所管	高齢者支援課
現状	従来の介護予防通所介護に相当する事業を実施しています。 また、令和４年度に実施した東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。		
課題	需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。		
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第９期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。今後も需給の動向を注視し、多様なサービスの導入について検討していきます。		

事業名	その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）	所管	高齢者支援課
現状	その他の生活支援サービスは、導入していません。		
課題	その他の生活支援サービスの必要性について、検討していく必要があります。		
施策の方針	必要に応じ、その他の生活支援サービスの導入について検討します。		

事業名	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	所管	高齢者支援課
現状	事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援しました。		
課題	介護保険サービスありきになっており、地域の社会資源を活用することができておらず、自立支援に当たり、多職種との連携が不十分な部分があります。		
施策の方針	事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。 多職種と協働し、利用者の自立支援を行うとともに、地域の社会資源の情報を整理し、介護予防ケアマネジメントに反映することができるよう支援します。		

② 一般介護予防事業

事業名	シルバーリハビリ体操				所管	高齢者支援課
現状	初級指導士を 500 人養成することを目指し、初級指導士養成講習会を実施しています。令和 5 年度については、初級指導士養成講習会は、全 3 回のうち、1 回を閑宿地域で開催しました。 また、市が実施する体験教室を、市内 11 か所の公民館等で月に 1 回開催しています。					
課題	シルバーリハビリ体操の認知度が低いことや、シルバーリハビリ体操初級指導士の活動内容と魅力の周知が足りず、市民の指導士に対する興味が低く、初級指導士養成講習会の参加者が少なくなっています。					
施策の方針	初級指導士を 500 人養成することを目指し、シルバーリハビリ体操の認知度を上げるとともに、シルバーリハビリ体操を体験する機会を増やし、継続して取り組める環境づくりを行います。また、初級指導士の認知度を高めるとともに、地域における活動の定着化と推進を支援していきます。					
実績と見込み	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
初級指導士 養成数	0 人	12 人	50 人	30 人	30 人	30 人
体験教室 開催数	7 回	40 回	132 回	132 回	132 回	132 回

事業名	オリジナル体操普及事業				所管	保健センター
現状	体力や生活動作の保持・増進を目指して、実施しています。なお、既存の事業を活用し、同時に実施することで、幅広く周知しています。					
課題	オリジナル体操(えだまめ体操)の認知度向上が課題です。					
施策の方針	更に多くの市民の方に周知するため、様々な機会や媒体を通じて、普及活動を行います。					
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実施回数	0回	0回	7回	2回	2回	2回
参加者数	0人	0人	120人	20人	20人	20人

事業名	のだまめ学校				所管	高齢者支援課
現状	介護予防に関する知識の向上を目指して本講座を実施しています。 また、本講座の中から市民の要望に応じて身近な場所に出向き、出前講座を実施しています。					
課題	令和4年度に実施した一般介護予防事業調査において、のだまめ学校の認知度が低い結果となっています。受講者定着化を図ることはできていますが、新規受講者が少なくなっています。また、講座によって参加率に差があります。 のだまめ学校の周知をし、新規受講者を増やすとともに出前講座の依頼数を増やす必要があります。講座内容を見直し、参加しやすい講座内容を増やしていくことが課題です。					
施策の方針	のだまめ学校の認知度を上げるとともに、市内全域での介護予防の取り組みを支援するため、出前講座の実施を推進していきます。また、講座内容について見直しをし、参加者の増加を図ります。 東京理科大学との共同研究により、参加者の増加を考える上で、移動時間や講座内容が比較的重要であることが明らかになったことから、移動時間や講座内容を検討してのだまめ学校の参加率の向上を図ります。					
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
本講座参加者	1,187人	3,958人	9,120人	12,000人	12,000人	12,000人
出前講座参加者	0人	0人	600人	1,440人	1,440人	1,440人
出前ミニ講座参加者	0人	0人	300人	720人	720人	720人

事業名	えんがわ				所管	高齢者支援課
現状	平成30年度に野田市えんがわ支援事業補助金交付規則を制定し、えんがわ開設者に対する補助金の交付を開始しました。令和5年9月末時点で累計34か所のえんがわが開設しています。					
課題	令和4年度に実施した一般介護予防事業調査において、えんがわの認知度が低いことが明らかとなりました。累計34か所のえんがわが開設していますが、小学校区に開設されていない地域があるため、市内全域で開設できるよう制度の周知を行う必要があります。					
施策の方針	小学校区に2か所ずつの開設を目標とし、市報やホームページを活用して、えんがわ制度の周知を図り、未開設の小学校区への開設を推進します。 また、特別養護老人ホームのえんがわを中心に、医療専門職の関与を推進していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
開設数	2か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

事業名	シルバーサロン事業				所管	高齢者支援課
現状	シルバーサロン「はつらつ・ゆうみい」については、市報にて行事について周知するなど普及啓発に努めています。シルバーサロン「元気」は、令和4年7月31日で閉所しました。					
課題	えんがわの開設数が増え、活動内容が重複していることから、シルバーサロンとしてどのように取り組むかが課題となっています。					
施策の方針	えんがわとの関係を考慮し、シルバーサロンの在り方について検討していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
参加者数 (はつらつ・ゆうみい)	706人	1,507人	3,500人	3,600人	3,700人	3,800人
参加者数 (元気)	485人	604人	—	—	—	—

事業名	市民ボランティアの育成	所管	高齢者支援課
現状	オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）、介護支援ボランティア、介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操初級指導士及びのだまめ学校ボランティアの育成・支援を行っています。		
課題	のだまめ学校ボランティアの活動内容に限られ、活動の幅が狭くなっています。役割を明確化し、育成するとともに、活動を推進する必要があります。また、他のボランティアについても、役割を明確化し活動しやすい環境を作る必要があります。		
施策の方針	各ボランティアの役割を明確化するとともに、活動内容と方法について検討し、市内全域で介護予防の取り組みが図れるように、活動を推進します。 また、各ボランティアが自立したボランティア活動ができるよう、活動を推進します。		

事業名	介護支援ボランティア制度				所管	高齢者支援課
現状	介護支援ボランティア説明会を開催し、介護支援ボランティアを養成しています。 また、ボランティア登録者へ今後の活動についてアンケートを実施しました。さらに、説明会の開催以外にも、個別にボランティア登録ができるように登録方法を検討しました。 なお、登録施設は令和5年9月末時点で48施設となっています。					
課題	介護支援ボランティアの認知度が低く、説明会の参加者が定員に達しない状態となっています。 また、介護支援ボランティアとして登録しても、活動をしないことが多く、ポイント還元につながっていないことも課題となっています。 介護支援ボランティアの活動内容と魅力の周知が必要です。					
施策の方針	介護支援ボランティア制度の活動内容と魅力について市報やホームページを活用して周知を図ります。また、介護支援ボランティアの活動率の向上を図ります。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
ボランティア 養成人数 (累計)	260 人	264 人	270 人	290 人	310 人	330 人
説明会	0 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

事業名	介護予防サポート企業	所管	高齢者支援課
現状	シルバーリハビリ体操、のだまめ学校の講座協力推進及び支援をしています。		
課題	介護予防サポート企業に登録する企業が少なく、介護予防サポート企業を増やすための周知を行う必要があります。		
施策の方針	介護予防サポート企業の登録数を増やすため、市報やホームページで周知するとともに、市の介護予防事業への活用方法を検討します。		

事業名	広報戦略	所管	高齢者支援課
現状	東京理科大学の柳田教授に協力いただき、市報のだ（毎月 15 日号）及びホームページに「コラム（シリーズ介護予防 10 年の計）」を掲載しています。 「介護予防 10 年の計」ロゴマークや P R 映像、啓発パンフレット等の活用により、「介護予防 10 年の計」を広報しています。また、野田市公式 YouTube チャンネルに、『自宅で実践「健康づくり」』としてシルバーリハビリ体操及びのだまめ学校の動画を掲載し在宅における介護予防の取組を行っています。 また、のだ市民活動ふれあいフェスティバルにて、「介護予防 10 年の計」を広報しました。		
課題	令和 4 年度に実施した一般介護予防事業調査の結果から、シルバーリハビリ体操、のだまめ学校、えんがわの認知度が低いことが明らかとなりました。 作成したロゴマークや P R 映像、啓発パンフレットを効果的に活用していく必要があります。		
施策の方針	作成したロゴマークや P R 映像、啓発パンフレットを効果的に活用することに加えて、イベントに参加し、一般介護予防事業の啓発を推進していきます。		

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが目的となっています。

介護保険分野においては、医療専門職の通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）における場の提供、また、フレイル状態にある高齢者やフレイルのおそれがある高齢者などの受け皿として「介護予防10年の計」を実施していきます。

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	所管	保健センター／ 高齢者支援課
現状	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、関係各課と連携し、実施に向けた検討をしました。		
課題	市内における健康課題を抽出・把握し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチをどのように実施するか関係各課と連携し、検討する必要があります。		
施策の方針	医療専門職について、関係各課と連携し、計画的に関わることができるよう検討します。		

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの機能と役割

事業名	地域包括支援センターの整備・充実				所管	高齢者支援課
現状	令和3年度より南部・福田地区に1か所増設し、令和4年度より東部地区に新たに設置するとともに、これまで市役所内に設置されていた地域包括支援センターを基幹型地域包括支援センターに位置付け、支援体制を整備しました。なお、令和3年度より名称を市民の皆様がイメージしやすい「高齢者なんでも相談室」に改め、気軽に高齢者ご本人、ご家族、地域の方からご相談や情報提供をしていただけるよう努めました。 また、令和5年6月に南第2地域包括支援センターが廃止となりましたが、その業務については、高齢者支援課地域包括支援センターが実施しています。					
課題	地域包括支援センターの職員の不足、相談内容の複雑化、高齢化率の上昇に伴う相談件数の増加が課題となっています。 また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より、地域包括支援センターの認知度が低いことが明らかになりました。					
施策の方針	廃止となった南第2地域包括支援センターの区域を担当する地域包括支援センターの設置を進めます。 また、高齢者人口を注視し、高齢者の人口増により業務内容が厳しくなることが予想される地域包括センターについては、分割等を検討していきます。 なお、地域包括支援センターの職員配置等の体制を整備し、各専門職の人材確保や資質向上、連携強化及び周知を図り、地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるよう運営全般に関わる体制を強化していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
設置箇所	6か所	7か所	6か所	7か所	7か所	7か所

事業名	高齢者虐待防止ネットワーク協議会				所管	高齢者支援課
現状	高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議を年に1回開催し、市内の虐待発生状況や課題について報告、検討しました。					
課題	近年、虐待通報件数及び虐待と判断し対応した件数が増加傾向であるため、今後も、各関係機関とネットワークを構築し、連携を図っていく必要があります。					
施策の方針	特に支援困難な虐待事例については、実務者会議の積極的な開催や、関係者間で役割や支援の方針を定め、虐待対応が行えるよう実施していきます。 虐待防止条例の制定にあわせて、高齢者虐待防止ネットワーク協議会のあり方について見直し、養護者や要介護施設従事者等による虐待事例に適切に対応するため、関係機関とのネットワークを構築し、連携を図っていきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
代表者会議の実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
実務者会議の実施回数	0回	0回	随時	随時	随時	随時

事業名	地域包括支援センター連絡会				所管	高齢者支援課
現状	地域包括支援センター連絡会を月1回開催し、各地域包括支援センターの活動報告や地域包括支援センター事業全般における課題や懸案事項の対応について検討し、併せて資質向上を目的とした研修会を実施しています。					
課題	地域包括支援センター事業における課題が多く、センター間での情報共有や連携を図る機会の確保が必要です。 また、複雑化する問題に対応するため、地域包括支援センター職員のスキルアップが必要となっています。					
施策の方針	各地域包括支援センター間の情報共有や連携を強化し、課題について検討するための体制を整備します。 地域包括支援センターの各専門職の資質向上を目的とする研修会を定期的で開催していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
地域包括支援センター連絡会開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

② 在宅医療・介護連携推進事業

事業名	在宅医療・介護連携推進事業				所管	高齢者支援課
現状	在宅医療・介護多職種連携会議、在宅医療・介護連携推進代表者会議、在宅医療・介護多職種連携研修会を実施しています。					
課題	在宅医療・介護連携における現状の課題について、多職種で会議等を開催し、現状の把握や支援体制の構築を図っていく必要があります。 また、医師会が運用しているICTを十分に活用されていないことから、活用を推進し、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施する必要があります。 さらに、市民への啓発活動を行っていく必要があります。					
施策の方針	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築することに加え、在宅医療の普及や定着、質や機能の向上、強化を図ります。 また、医師会が運用しているICTを、市が主体となって運用することにより活用を推進し、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施していきます。 さらに、在宅医療・介護の活用により本人や家族の望む療養生活が送れるよう、啓発活動を行っていきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
多職種連携会議の実施回数	—	1回	2回	2回	2回	2回
連携推進代表者会議	3回	1回	2回	2回	2回	2回
多職種連携研修会	3回	2回	2回	2回	2回	2回

③ 認知症総合支援事業

事業名	認知症総合支援事業				所管	高齢者支援課
現状	「認知症ケアパス（認知症ガイドブック）」を認知症地域支援推進員会議において見直すとともに、簡易版を作成し、認知症ケアパスの普及啓発に努めています。また、平成 30 年 4 月に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症初期集中支援として訪問やチーム員会議等を実施しました。					
課題	認知症地域支援推進員の活動が認知症ケアパスの作成にとどまっています。今後は、チームオレンジの設置に向け、認知症の方とその家族を地域とつなげられるよう、活動の場を広げていく必要があります。					
施策の方針	認知症地域支援推進員の役割である認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らしていけるよう認知症についての正しい知識の普及啓発活動や認知症ケアパスなどの作成を引き続き継続していきます。 認知症初期集中支援チームに関しては、体制の強化、早期対応、関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指します。 さらに、認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みである、チームオレンジの立ち上げを目指します。					
実績と推計	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
認知症初期 集中支援 チーム員 研修受講者数	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
認知症地域 支援推進員 配置人数	15 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

事業名	オレンジカフェ（認知症カフェ）				所管	高齢者支援課
現状	野田市認知症カフェ事業補助金交付規則に基づき、オレンジカフェ（認知症カフェ）の設立に対し、補助金を交付しています。 令和 5 年度（9 月末時点）は 2 件のオレンジカフェの設立に対して補助金を交付しました。					
課題	令和 3 年度・令和 4 年度は新型コロナウイルスの影響で多くのオレンジカフェが活動を休止しており、新たなオレンジカフェの設立もありませんでした。 また、オレンジカフェの認知度が低いことが課題となっています。					
施策の方針	オレンジカフェの地域における活動の定着化と安定した運営を図るため、市民や関係機関に対し、オレンジカフェの普及啓発を図るとともに、参加者数や設置個所を増やしていきます。					
実績と推計	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
申請件数	0 件	0 件	3 件	3 件	3 件	3 件

④ 生活支援体制整備事業

事業名	生活支援体制整備事業				所管	高齢者支援課
現状	地域ケア会議を活用し、生活支援体制整備に係る協議体【第1層（市域全体）協議体1か所、第2層（日常生活圏域）協議体6か所】を設置し、地域の社会資源の把握及び創出するとともに、情報共有を図っています。					
課題	高齢化が進む中、医療・介護・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みをつくる必要があります。 また、個別ケースへの対応や地域づくりにおいて、社会資源の把握や地域の現状に応じた社会資源の創出が必要となっています。					
施策の方針	地域ケア個別会議、地域ケア地区別会議を活用し、生活支援コーディネーターが中心となって、各地域で必要な社会資源や住民通いの場等、各地域の実情に応じた地域づくりや体制整備を行い、施策へつなげます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
協議体 設置箇所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

⑤ 地域ケア会議の開催

事業名	地域ケア会議				所管	高齢者支援課
現状	地域ケア会議の枠組みに生活支援体制整備事業第1・2層協議体を組み合わせ、地域ケア個別会議、地域ケア地区別会議、地域ケア包括会議を開催しています。各地域包括支援センター主催で個別ケースから必要な資源及び地域の課題を抽出しています。 また、地域ケア個別会議については、要支援等の軽度者に対する自立につながる支援、支援困難ケースへの対応、適正なケアマネジメント支援を実施し、地域のネットワーク構築や介護支援専門員に対するケアマネジメントに関する支援を実施しています。					
課題	個別ケースにおいて、介護支援専門員のケアマネジメントに対する支援、地域のネットワークの構築を進める必要があります。 また、介護支援専門員が担当する支援困難ケースについて、支援体制の構築が不十分となっています。					
施策の方針	医療、介護等の専門職を始め、地域の多様な関係者による地域ケア会議を行い、地域ケア個別会議や地域ケア地区別会議で共有、抽出された地域課題等を地域づくりや施策形成に結びつけることで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 介護支援専門員が不足しているため、地域ケア個別会議においてケアマネジメント支援を行います。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
地域ケア会議 開催回数	42回	40回	40回	40回	40回	40回

(3) 任意事業

① 家族介護等への対応

介護保険制度の導入後も依然として根強い家族介護への支援要望に対応するため、家族介護者へ慰労金を支給することにより、家族の経済的及び精神的な負担軽減を図ります。

事業名	家族介護者等助成事業			所管	高齢者支援課
現状	1年を通じて介護サービス（年間7日までのショートステイの利用を除く。）を利用せずに重度の要介護者（要介護4・5の方）を介護している家族に対し、年間10万円の慰労金を支給しています。				
課題	介護保険制度の浸透により支給対象者は減少していますが、在宅で要介護者を介護している家族の支援策として、引き続き実施する必要があります。				
施策の方針	今後も継続して実施していきます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
支給者数	0人		2人		2人

② 認知症高齢者に係る施策の推進

高齢者の増加に伴い、特に重要性が増している認知症高齢者への取組を重点的に進め、高齢者が自らの意思に基づき、自立し尊厳のある生活を送るとともに、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。

事業名	認知症サポーター育成事業				所管	高齢者支援課
現状	認知症を理解し、認知症の方とその家族を見守る認知症サポーター養成について、市民2万人を目標に、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を市民、小学生等の学生、企業や市役所職員等を対象に開催しています。令和5年9月末時点で累計18,008人（令和5年9月末現在）を養成しています。 さらに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを増やすため、受講要件を満たす方に対し、千葉県キャラバン・メイト養成研修を案内することでキャラバンメイトの養成につなげています。					
課題	認知症の方への地域の理解が少ないことや講座への若い世代の参加が少ないこと、また、認知症サポーター養成講座終了後のサポーターの役割が明確化していないことなどが課題となっています。 さらに、認知症サポーターを養成するためには、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを育成する必要があります。					
施策の方針	引き続き認知症サポーター養成講座の必要性を市民・企業等に周知し、市民2万人を目標に養成講座を実施して、正しい知識の普及を図ります。 また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの育成を図ります。 チームオレンジの一員として活動できる市民の育成を目指し、サポーターの活動場所を構築していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
認知症サポーター養成講座実施回数	32回	40回	50回	50回	50回	50回
認知症サポーター養成講座参加者数	1,671人	1,802人	1,800人	2,000人	2,000人	2,000人
キャラバン・メイト養成研修受講者数	4人	3人	4人	5人	5人	5人

事業名	成年後見制度の普及・啓発			所管	高齢者支援課
現状	認知症高齢者等に対する権利擁護の一環として、判断能力が不十分な高齢者や、身寄りのない認知症高齢者の権利擁護のため、市長が審判の申立てを行い、申立て費用や成年後見人等に対する報酬の支払が困難な高齢者には費用の助成を行っています。				
課題	身寄りのない認知症高齢者の増加により、成年後見制度の市長申立て及び成年後見人等に対する報酬助成も増加傾向となっています。				
施策の方針	高齢者が年々増加する中で、身寄りのない方や親族と疎遠になっている方が増え、今後ますます市長申立ての需要が増加するものと考えられることから、関係機関と連携した相談体制の充実強化を図ります。判断能力が不十分な高齢者等の申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する助成を行う成年後見制度利用支援事業の活用を推進します。また、制度を担う市民後見人の養成を進めていきます。社会福祉協議会や各関係機関と連携し相談体制の充実強化を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
審判確定件数	10 件		4 件		3 件

事業名	高齢者等を支え合うSOSネットワーク事業			所管	高齢者支援課
現状	認知症高齢者が徘徊によって所在不明となった場合に、防災行政無線やまめメールなどを利用して情報を発信し、早期発見や保護につなげています。				
課題	市内全域の防災行政無線放送及びまめメールの配信により、行方不明者の搜索依頼を行っていますが、徘徊を繰り返す方の搜索依頼もあることから、適正な介護サービスの利用につなげ、徘徊を防止するための対策が必要です。 また、高齢者を保護した場合に一時的に収容するための施設の確保も課題となっています。				
施策の方針	防災行政無線やまめメールによる搜索には、多くの市民の協力を得る必要があるため、啓発活動を行うとともに、徘徊を繰り返す方については、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携して対応します。 また、保護した高齢者を一時的に収容するための施設の確保等について検討します。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
利用件数	24 件		24 件		25 件

事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業			所管	高齢者支援課
現状	徘徊高齢者を介護する家族にGPS発信機を貸与し、徘徊があった場合にGPS発信機で居場所を家族が確認して、早期発見や事故防止を図っています。				
課題	徘徊高齢者がGPS発信機を身体から外して徘徊した場合は、居場所の確認ができないことから、GPS発信機以外の徘徊高齢者の発見につながる対策の検討が必要です。				
施策の方針	徘徊高齢者がGPS発信機を身体から外して徘徊した場合は、居場所の確認ができないことから、GPS発信機以外の徘徊高齢者の発見につながる対策の検討をします。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
貸与件数	3 件		1 件		2 件

③ 在宅サービスの適切な提供

在宅サービスについて、市民の需要に十分に対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保・育成、サービス提供事業者への指導、制度の周知徹底などを行うとともに、不正等のないよう監督し、必要な施策を推進します。

事業名	配食サービス事業					所管	高齢者支援課
現状	65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、調理が困難な方に 1 日 1 回（夕食のみ）食事の配達を行い、食生活の改善を図るとともに、配達時に安否確認を行っています。						
課題	事業を必要としている方や介護事業所等に事業の周知を図る必要があります。						
施策の方針	事業を必要としている方を的確に把握していくため、事業の周知を図っていきます。						
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	
利用者数	261 人	257 人	265 人	260 人	260 人	260 人	
延配食数	30,950 食	34,981 食	31,704 食	32,000 食	32,000 食	32,000 食	

④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

施設サービス及び地域密着型サービスは、在宅での生活が困難になった要介護者等が、介護保険施設や地域密着型サービス施設に入所して受けるサービスで、苦情や不満等の未然防止及び身体拘束等の不正がないよう監督し、必要な施策を推進します。

事業名	介護相談員制度の推進				所管	高齢者支援課
現状	介護相談員は、事業所への訪問を行い、利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けを行っています。また、介護相談員から市へ虐待や身体拘束と考えられる事例の報告があった場合には、市は、利用者の安全の確認と確保を第一に考え、関係機関と連携をとり迅速な対応を取ります。					
課題	対象となる事業所が増加した場合、介護相談員の増員を検討する必要があります。					
施策の方針	事業所が増加した場合は、2～3か月に1回の訪問を維持するために、相談員の増員を検討していきます。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
介護相談員数	9人	8人	10人	10人	10人	10人
延訪問回数	0回	0回	30回	120回	120回	120回

◆健康増進活動の推進

「健康日本21(第二次)」、「健康ちば21(第2次)」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画21(第3次)」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

「健康日本21(第二次)」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本方針に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

事業名	寝たきり予防対策（健康づくり）事業の推進				所管	保健センター
現状	健康づくり活動については、保健センター事業を通して地域に密着した健康啓発活動を実施しています。健康・スポーツポイント事業を通して健康意識の定着や実践に向けて働きかけを強化しています。					
課題	市民の健康に関する意識を高めるために、継続的、定期的に実施していく必要があります。					
施策の方針	市民の健康に関する意識を高めるために、各種事業を通じて継続的、定期的に実施していく必要があります。					
実績と推計	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
キャンペーン 実施回数	0回	0回	3回	3回	3回	3回
参加者数	0人	0人	50人	50人	50人	50人

◆地域密着型サービスの適切な提供

地域密着型サービスは、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が続けられるように、日常生活圏域ごとに市が整備計画を策定した上で、事業所指定や指導監督などを行い、利用者は原則的には市民に限定され、地域に根付いた適正なサービスが提供できるよう整備を進めています。

■地域密着型サービスの概要

種 別	定員等	サービス内容
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	29 人以下	常に介護が必要であり、在宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理を行います。
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	3ユニット定員 27 人以下 (1ユニット5人 以上9人以下)	比較的安定した状態にある要支援2以上の認知症の方を対象にした入所施設で、要介護者等が共同生活の中で入浴、食事等や機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	1 日利用定員 12 人以下	比較的安定した状態にある認知症の要介護者が通所しながら、入浴、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	登録定員 29 人以下	居宅の要介護者を対象に、通いを中心に利用者の選択に応じて、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時対応を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	登録定員 29 人以下	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスにより、介護と看護サービスの一体的な提供を行います。
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	登録定員 18 人以下	小規模で生活圏域に密着した通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話や、機能訓練などを日帰りで行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	29 人以下	小規模な有料老人ホームなどで、入居している方に、入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を行います。

事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	所管	高齢者支援課
現状	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)は第7期期間中に養護老人ホームから14人分を転換しました。第8期末時点の施設数は2か所(定員49人)となっています。		
課題	1施設の事業規模が小さく、入所対象者が基本的に野田市住民に限られることを踏まえた上で、待機者数、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、必要に応じて今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は2施設(定員49人)であることから、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	所管	高齢者支援課
現状	認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の第8期末時点の施設数は7か所(定員90人)となっています。		
課題	介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、必要に応じて今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	認知症高齢者の増加に対応するために、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況、既存施設の待機者数の推移及び介護人材の確保等を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)	所管	高齢者支援課
現状	認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)の第8期末時点の施設数は2か所(定員24人)となっています。		
課題	今後、認知症高齢者数の増加が見込まれますが、認知症に対応したサービスの内容の周知を図りつつ、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、必要に応じて今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は2施設(定員24人)であるため、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	小規模多機能型居宅介護	所管	高齢者支援課
現状	小規模多機能型居宅介護の第8期末時点の施設数は1か所(定員25人)となっています。		
課題	24時間対応の「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスであることから、必要に応じて、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は1施設(定員25人)であることから、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	所管	高齢者支援課
現状	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の第8期末時点の施設数は1か所（定員60人）となっています。		
課題	医療対応可能な24時間サービスであり、「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスとして、必要に応じて、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は1施設であることから、利用者については推移を見込み、事業者から整備意欲がある場合には、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	所管	高齢者支援課
現状	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の第8期末時点の施設数は1か所（定員29人）となっています。		
課題	24時間対応の「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスであることから、必要に応じて、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	国の基本指針においては、介護サービス基盤の計画的な整備として、居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が示されています。 本市においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所（定員60人）、小規模多機能型居宅介護1か所（定員25人）、看護小規模多機能型居宅介護1か所（定員29人）が整備されていますが、令和4年度の利用者数は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護167人、小規模多機能型居宅介護154人、看護小規模多機能型居宅介護223人と、看護小規模多機能型居宅介護の利用者が最も多い状況となっています。 このような状況を受け、第9期計画では、上記三つのサービスのうち利用者が最も多い看護小規模多機能型居宅介護1か所（定員29人）の整備を計画します。なお、既存の看護小規模多機能型居宅介護は関宿地域に整備されているため、圏域のバランスを考慮し、関宿地域及び隣接する北部・川間地区を除き、中央・東部地区又は南部・福田地区のいずれかに整備を計画するものとします。		

事業名	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	所管	高齢者支援課
現状	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）の第8期末時点の利用可能な施設数は21か所となっています。		
課題	18人以下の小規模で地域に根ざした事業として運営していく中で、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、必要に応じて今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	地域密着型特定施設入居者生活介護	所管	高齢者支援課
現状	地域密着型特定施設入居者生活介護の第8期末時点の施設数は1か所(定員27人)となっています。		
課題	29人以下の小規模で地域に根ざした事業として運営していく中で、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、必要に応じて今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

◆施設サービスの適切な提供

施設サービスは、在宅での生活が困難になった要介護者が、介護保険施設に入所して受けるサービスで、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院があります。

介護老人保健施設及び介護医療院は、利用状況に大きな変化は見られませんが、原則新規入所者を要介護３以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度要介護者を支えることに重点化された特別養護老人ホームは、近年の高齢者人口の増加に伴い、令和５年７月１日現在で、申込待機者は４５５人となっています（このうち、在宅の要介護３以上は１９３人）。

国は２０２０年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止を図るべく、介護離職ゼロを推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んできました。その一方で、高齢者人口がピークを迎える令和２２（２０４０）年を見通すと、８５歳以上人口が急増し、生産年齢人口が急減することが見込まれており、介護人材の確保がますます厳しい状況となることが予想されています。

このような状況において、市では、在宅での介護の負担をできるだけ減らせるよう、申込待機者のうち、より緊急性の高い待機者を集計し、整備を検討することといたしました。

【第９期野田市シルバープランで市が位置付けた緊急性の高い待機者】

第９期では、第８期における緊急性の高い待機者の考え方を承継し、病院、施設、サービス付き高齢者向け住宅等で生活されている方は、ひとまず支援の場が確保されていることから対象から除き、独居、夫婦、更に介護離職ゼロの観点から同居家族のいる場合の在宅で生活され、かつ、要介護３以上の方を緊急性の高い待機者として集計します。

事業名	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	所管	高齢者支援課
現状	特別養護老人ホームについては、現在、１１施設 ８４１床を確保しています。 新規入所者については、市内の既存施設全体で、令和４年度は ２１９人、令和５年度上半期は １２８人が新規に入所しています。		
課題	待機者解消及び介護離職ゼロに向けた施設整備が求められており、待機者数の推移、既存施設の入所状況、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の施設整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	在宅で生活され、かつ、要介護３以上の緊急性の高い待機者を推計すると、令和５年度は １９３人となり、これを令和８年度の要介護者３以上の推計数で換算すると ２１６人となりますが、待機者の中には、予約的な意味合いで申し込んでいる方もいるため、待機者アンケートにおいて「ただちに入所できないと非常に困る」、「なるべく早く入所できるほうが良い」と、早期の入所を希望した割合が待機者の ５７．０％となっていることを踏まえ、２１６人の ５７．０％に当たる １２３人を緊急性の高い待機者と捉えることとします。 現状では年間 ２３０人程度の入所ができていることから、この １２３人は長期間の待機なしに入所できると考えられるため、原則として、第９期中に新規整備は行わないこととします。ただし、待機者数の推移その他の状況を見据えた上で、必要がある場合は、速やかに １２３床の整備計画を立て、対応することとします。		

事業名	介護老人保健施設	所管	高齢者支援課
現状	介護老人保健施設の第8期末時点の施設数は4か所（定員424人）となっています。		
課題	施設利用者の在宅への復帰の状況、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の状況を注視していく必要があります。		
施策の方針	入所者数は、ほぼ横ばいの状況であり、今後も同様の状況が続くと予想されることから、第9期で新たに整備する計画はありません。		

事業名	介護医療院	所管	高齢者支援課
現状	第7期期間中に介護療養型医療施設から介護医療院への転換が完了しました。第8期末時点の施設数は1か所（定員52人）となっています。		
課題	医療と日常生活の場として今後の動向を見極め、介護医療院の在り方を検討していく必要があります。		
施策の方針	入所者数は、ほぼ横ばいの状況であり、今後も同様の状況が続くと予想されることから、第9期で新たに整備する計画はありません。		

◆介護保険制度の円滑な運営

（1）介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援

事業名	介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援	所管	高齢者支援課／ 保健センター／ 防災安全課
現状	台風等の災害や、新型コロナウイルス等による感染症の流行等により、市及び介護サービス事業者等における災害・感染症対策の構築が急務となっています。 令和5年5月6日災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定を結んだ1社において、介護用品の提供が受けられるようになりました。		
課題	介護サービス事業者等に対する災害・感染症対策の周知や実施状況の確認を行う必要があります。 また、災害等にあった介護サービス事業者等を迅速に把握することが必要です。		
施策の方針	介護サービス事業者等への運営指導や集団指導等において、災害・感染症対策について指導していきます。 地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対しては、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難確保計画の作成・避難訓練の実施が求められており、計画に基づく避難訓練の実施や未提出の事業所に対する計画の策定を指導します。 また、災害や感染症等の流行が発生した際、必要な備品等を介護サービス事業者等へ配布する体制を明確化し、より迅速な対応ができるようにしていきます。		

(2) その他

事業名	要介護認定までの処理日数の短縮				所管	高齢者支援課
現状	新型コロナウイルス感染症の流行により、施設等での認定調査が難しく、臨時的取り扱いによる認定期間の自動延長を行う方が多く、更新件数、審査件数が減少しました。					
課題	介護保険制度においては、要介護認定に係る申請から 30 日以内に認定を行うこととされていますが、野田市の令和 4 年度の申請から認定までの平均日数は約 50 日となっており、処理日数の短縮が喫緊の課題となっています。					
施策の方針	要介護認定の遅れは利用者にも事業者にも影響を与えるものであり、要介護認定を速やかに実施するため、認定事務の抜本的な改善を行う必要があります。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、要介護認定の従来の有効期間に、調査や審査はせず、新たに 12 か月を合算できる臨時的な取扱いが令和 5 年度で終了し、認定調査数及び審査件数が増加することから、増加分を処理するため、市が行うこととされている新規申請の調査にも対応可能な、指定市町村事務受託法人に調査を委託していく必要があります。					
実績と推計	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
認定申請数	5,830 件	5,055 件	6,380 件	10,366 件	9,061 件	9,150 件
審査件数	5,331 件	4,726 件	5,870 件	9,810 件	8,580 件	8,660 件
認定件数	5,438 件	4,826 件	5,997 件	9,960 件	8,700 件	8,790 件
認定審査会 開催数	161 回	145 回	160 回	208 回	208 回	208 回

事業名	介護事業者協議会等の運営					所管	高齢者支援課
現状	介護事業者協議会及び介護支援専門員協議会の全体会及び理事会に事務局として参加し、両協議会との連携を図っています。						
課題	災害や感染症が発生した際に、迅速に対応できるような仕組みが必要です。						
施策の方針	引き続きこれらの協議会と協力して、更なる介護サービス等の資質の向上を目指し、円滑な介護保険制度の運営に努めます。						
実績と推計		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
介護事業者 協議会 開催数	全体会	1回	2回	4回	4回	4回	4回
	理事会	11回	11回	11回	11回	11回	11回
介護支援専門員協議会 開催数	全体会	4回	4回	4回	6回	6回	6回
	理事会	12回	12回	12回	12回	12回	12回

事業名	介護保険制度についての幅広い広報の実施					所管	高齢者支援課
現状	介護保険制度に関するパンフレットを作成し、全戸配布するとともに、市公共施設に配架しています。また、市ホームページにより、介護保険の情報を周知しています。						
課題	パンフレットやホームページ等を活用し、より広く周知をすることが必要です。						
施策の方針	介護保険制度に関するパンフレットを作成し、全戸に配布します。また、「介護予防10年の計」のパンフレット等を活用し周知を図るほか、市報に制度内容について掲載するなど、周知を図ります。						

事業名	低所得者等への対応				所管	高齢者支援課
現状	市報、ホームページ、パンフレット等により、介護保険料の減免制度や介護サービス利用料の軽減について周知しています。また、東日本大震災による被災者減免（国の特例措置）を継続します。低所得者保険料軽減（国の軽減措置）については、令和元年 10 月からの消費税率の引上げに伴い令和元年 10 月以降第 1 段階から第 3 段階の軽減割合を更に拡充し実施しています。					
課題	市報、ホームページ、パンフレット等により減免制度や軽減制度について、更に周知を図るとともに、減免等が必要な方を把握することが必要です。					
施策の方針	風水害等の災害や感染症の流行等の不測の事態が発生したときに、保険料減免等の措置を迅速に行うことができるよう、今後も周知を継続していきます。					
実績と見込み	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (実績)	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
保険料減免	9 人	7 人	0 人	—	—	—
サービス利用料 軽減	0 人	2 人	4 人	—	—	—

■ 利用料の軽減の実施方法

区 分	対象サービス	要 件
社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護※ ・認知症対応型通所介護※ ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護※ ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設サービス ・第 1 号訪問事業 ・第 1 号通所事業	1 生活保護を受給している者 2 住民税世帯非課税であって、次の要件全てに該当する者のうち、その者の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると野田市が認めた者。 ①年間収入が単身世帯で150万円以下であること。（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算） ②預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること。（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算） ③日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業	・社会福祉法人等以外で行う居宅サービス	

※介護予防サービスを含む。

事業名	介護保険料滞納者対策の推進	所管	高齢者支援課
現状	電話や文書による催告と並行して財産調査を実施しています。滞納者の現状を把握した上で分納等の相談に応じていくとともに、積極的に滞納処分も行っています。また、納期を過ぎた介護保険料については、延滞金を加算しています。なお、介護保険料の滞納又は不納欠損となった被保険者には、給付制限を行っています。		
課題	滞納者の中には度重なる催告にも応じない方も多数おり、今後の徴収率の向上が課題となっています。		
施策の方針	収税課を主体に今後も催告や滞納処分を行い、徴収率の向上に努めます。		

■介護保険料の徴収率

区分	特別徴収	普通徴収	計
令和3年度	100.00%	91.53%	99.20%
令和4年度	100.00%	92.43%	99.30%

■介護保険料の滞納状況

区分	第1号被保険者数 (A)	滞納者数 (B)	滞納者割合 (B/A×100)
令和3年度	47,783 人	532 人	1.11%
令和4年度	47,754 人	513 人	1.07%

3 介護給付適正化計画

(1) 考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(2) 適正化事業の推進

本市では、第8期計画期間中に国の定める介護給付適正化主要5事業に取り組むとしていました。

社会保障審議会介護保険部会では、給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要であるとの意見があり、国は費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置付け主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編しました。

第9期計画期間では、国の方針に基づき、介護給付適正化主要3事業に取り組んでいきます。

(3) 介護給付適正化主要3事業の取組

① 要介護認定の適正化

ア 事業の内容

指定居宅介護支援事業者、施設又はケアマネジャーが実施した認定申請に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、個々の受給者の状態に合った要介護認定を目指します。

イ 実施方法及び目標

認定調査の内容について、調査後及び介護認定審査会委員への配付前に全ての調査票の確認を行い、疑義が生じた調査内容については、訪問又は調査員への聞き取り等の方法により点検します。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び介護認定審査会の合議体間の差等についての分析を行い、さらに、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

② ケアプラン等の点検

ア ケアプランの点検

(ア) 事業の内容

ケアマネジャーが作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの資料提出又は訪問調査等による点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保することを目指します。

(イ) 実施方法及び目標

市内の全居宅介護支援事業所に対し、第9期計画期間中に最低1回のケアプラン点検を実施します。また、効果的に点検を実施できるようにするため、適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用します。

- ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
- ・支給限度額一定割合超一覧表（70％）

イ 住宅改修の点検

(ア) 事業の内容

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や、工事見積書の点検及び改修後の施工状況等を点検することにより、真に必要とするサービスの確保を目指します。

(イ) 実施方法及び目標

居宅介護住宅改修の申請を受け、全てについて改修工事を施工する前の工事見積書の点検及び施工前写真等の確認を行うとともに、施工後に竣工写真等により住宅改修の施工状況等を点検します。なお、リハビリテーション専門職の知見に基づき、受給者の自立支援に資する改修内容であるかといった観点からの点検を行います。また、施工前の点検の際には提出書類や写真からは現状が分かりにくい、又は工事内容が受給者の身体状況に適合しているか疑義があるケースなどは、受給者宅を訪問し実態確認を行います。

ウ 福祉用具購入・貸与調査

(ア) 事業の内容

福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

(イ) 実施方法及び目標

福祉用具購入申請時において、全てについて福祉用具が必要な理由と福祉用具利

用者の認定調査状況を確認し、疑義がある申請についてはケアマネジャー等に確認又は福祉用具利用者に対して訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

また、福祉用具貸与調査において、効果的に調査を実施できるよう、適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用し全て確認を行い、疑義があるものについてはケアマネジャー等に確認又は福祉用具利用者に対して訪問調査を行います。

- ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表

③ 医療情報との突合・縦覧点検

ア 医療情報との突合

(ア) 事業の内容

医療担当部署との連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を防ぎます。

(イ) 実施方法及び目標

効果的・効率的な実施を図るため、適正化システムにより出力される帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用します。全てについて点検の結果、医療と介護の重複請求の疑義がある請求について各事業所に連絡及び確認を行います。

- ・医療給付情報突合リスト（突合区分01、突合区分02）

イ 縦覧点検

(ア) 事業の内容

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性及び算定回数・算定日数等の点検を行うことにより、請求内容の誤り等を早期に発見し適切な給付を目指します。

(イ) 実施方法及び目標

効果的・効率的な実施を図るため、適正化システムにより出力される帳票のうち、効果が高いと見込まれる以下の帳票を活用します。全てについて点検の結果、疑義がある請求について各事業所に連絡及び確認を行います。

- ・重複請求縦覧チェック一覧表
- ・算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- ・単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表
- ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

第 5 章

老人福祉計画

第5章 老人福祉計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	136
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	136
民生委員児童委員活動の推進	136
社会福祉協議会との連携	137
2 高齢者の健康づくりの推進	138
(1) 健康増進活動の促進	138
健康づくり計画の策定	138
健康づくり活動の推進	139
保健推進員活動の推進	139
食生活改善推進員活動の推進	140
健康教育（健康手帳の交付）の推進	140
健康相談の推進	141
保健師等による訪問指導事業の推進	141
(2) 疾病予防の促進	142
特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進	142
各種がん検診の推進	142
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	143
(3) 安心できる医療供給体制の構築	144
休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	144
かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）	144
救急医療情報キット	144
3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供	145
(1) 居宅サービスの適切な提供	145
移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉有償運送事業・福祉カー等貸出事業）	145
布団乾燥サービス事業	146
介護用品（紙おむつ）支給事業	146
訪問理容サービス事業	146
緊急通報システム事業	147
住宅改造費助成事業	147
在宅訪問歯科診療事業の推進	147
家具転倒防止器具取付事業	148
(2) 施設サービスの適切な提供	148
養護老人ホーム	148
(3) 介護人材の確保	149
就業促進のための研修支援事業	149
介護人材マッチング機能強化事業	149
体験就労奨励事業	150
4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供	151
(1) ボランティア活動の推進	151
ボランティア活動の推進	151
市民活動支援センターの活用	152
5 高齢者の生きがいづくりの推進	153
(1) コミュニティ活動の促進	153
老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営	153
老人クラブ育成事業の推進	154
地域福祉活動の推進	154
(2) 生きがい対策の充実	155
シルバーライフ施策の推進	155

シルバー人材センターの事業の推進	155
生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	156
世代間・地域間交流の促進	157
伝承行事の後継者の育成	158
(3) 就労対策の充実	159
高齢者雇用の促進	159
6 高齢者にやさしいまちづくりの推進	160
(1) 高齢者の生活の安全確保	160
高齢者に係る消費者対策の推進	160
高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進	160
(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進	162
高齢者の住宅対策の充実	162
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保	163
福祉のまちづくりの推進	163
車いす貸出事業の推進	164
7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	165
(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	165
高齢者の介護に係る意識の啓発	165
福祉教育の推進	165
8 高齢者の人権の擁護	166
(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成	166
敬老祝事業の推進	166
(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進	166
成年後見制度の利用促進	166
日常生活自立支援事業の推進	167
法人後見事業の推進	167
心配ごと相談事業の推進	167
広報・啓発活動の推進	168

第5章 老人福祉計画 施策体系図

基本方針		基本施策
1	地域包括ケアシステムの深化・推進	(1)地域包括ケアシステムの深化・推進
2	高齢者の健康づくりの推進	(1)健康増進活動の促進
		(2)疾病予防の促進
		(3)安心できる医療供給体制の構築
3	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供	(1)居宅サービスの適切な提供
		(2)施設サービスの適切な提供
		(3)介護人材の確保
4	民間活力を活用した多角的なサービスの提供	(1)ボランティア活動の推進
5	高齢者の生きがいづくりの推進	(1)コミュニティ活動の促進
		(2)生きがい対策の充実
		(3)就労対策の充実
6	高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1)高齢者の生活の安全確保
		(2)高齢者に配慮したまちづくりの推進
7	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	(1)高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
8	高齢者の人権の擁護	(1)高齢者を敬愛する社会意識の醸成
		(2)高齢者の人権を擁護するための施策の推進

第5章 老人福祉計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

第9期計画では、第8期計画に引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターが中心となって介護保険施設や医療機関、千葉県野田健康福祉センター、保健センター、社会福祉協議会等との情報ネットワークを構築していくとともに、民生委員児童委員、保健推進員等の活用や社会福祉協議会の体制強化を始め、NPO法人及びボランティアの育成にも努めていきます。

事業名	民生委員児童委員活動の推進	所管	生活支援課
現状	ひとり暮らしの高齢者等の身近な相談相手となり、生活に関する相談や助言等の援助、介護保険制度や各種福祉サービスの周知、住民要求等の行政等への取次ぎなど、行政と住民のパイプ役として積極的な役割を果たしています。主に、緊急通報システムの設置申請・敬老祝品の配布・救急医療情報キットの配布等の高齢者支援に関すること、ひとり親家庭訪問・学校との話し合いなどの児童福祉に関すること、心配ごと相談員として社会福祉協議会事業に関することにも協力を得ています。さらに、生活等の支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整に努めるとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動しています。		
課題	ひとり暮らしの高齢者等で、把握できていない相談支援の解決や支援につなげていくため、自治会や地区社会福祉協議会との連携を強化していくことが必要です。また、委員の高齢化とともに欠員が生じる一方で、新たな委員のなり手の確保が難しい状況です。		
施策の方針	民生委員児童委員には、高齢者やひとり親家庭、児童問題等の身近な相談相手として、また疑問や意見、ニーズ等の情報収集について、引き続き行政や関係機関とのパイプ役としての役割を果たしていただきます。さらに、支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整を務めていただくとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動していただきます。		

■高齢者福祉における民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の 役割	具体的な内容
制度の周知と利用促進の ための役割	高齢者やその家族の状況を的確に把握し、高齢者福祉制度の内容を正確に知らせていくとともに、サービスを利用しながら在宅で生活していくことの重要性について理解を求めています。
見守りや励まし等の役割	高齢者やその家族が地域社会で安心して生活を送ることができるよう見守り活動や友愛活動を展開し、家族介護の状況についてもチェックを行っています。
代理的な役割	高齢者やその家族が高齢者福祉制度に係る申請をすることができない場合や、高齢者福祉制度に関する苦情等があった場合には、行政機関の窓口に的確に取り次ぎます。
代弁者としての役割	高齢者やその家族の実態やニーズを行政機関に伝達し、制度や施策等の充実を図っていきます。

事業名	社会福祉協議会との連携	所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	重点事業として、22 の地区社会福祉協議会の活動強化について、ふれあい・いきいきサロン、お楽しみ会、研修会等の様々な地域活動に対する支援を行っています。 また、地区社会福祉協議会連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し、これらを通じて各地区社会福祉協議会間の連携強化を図っています。 権利擁護事業として、認知症などの理由で判断能力が十分でない高齢者が、地域で安心して暮らせるために、生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の支援を行っています。		
課題	各事業の利用者の促進を図るため、啓発活動を積極的に実施することが課題となっています。		
施策の 方針	高齢者に対する地域基盤の整備を図るため、社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動を強化し、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域ケアシステム確立に向け、「ふれあい・いきいきサロン事業」を行うとともに、地域介護予防事業にも協力体制を整えるなど、高齢者の社会参加や自立支援に結び付く事業を引き続き積極的に展開します。 また、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進についても、社会福祉協議会と一体となって普及啓発活動に取り組んでいきます。		

2 高齢者の健康づくりの推進

(1) 健康増進活動の促進

「健康日本21（第二次）」、「健康ちば21（第2次）」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

「健康日本21（第二次）」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本的な方向に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

事業名	健康づくり計画の策定	所管	保健センター
現状	令和元年度から令和5年度までを期間とする「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」を平成31年3月に策定しました。市民一人一人が健康問題を自身の問題としてとらえ、主体的に健康づくりの取組を行えるようにするためには、個人を取り巻く家庭、地域、学校、職場など、社会全体で支えていくことが必要となり、行政も情報の提供や各種施策の展開など様々な面で積極的に関わりを持ちながら事業を展開しています。		
課題	分野別の課題として、栄養・食生活では、若い世代における朝食の欠食や食事バランスの悪化、カルシウム不足や減塩できていない傾向が見られます。 休養・こころの健康では、睡眠による休養ができていない人やストレスを感じている人が増加しています。 たばこについては、喫煙者の若干の増加が見られます。 アルコールについては、1回の飲酒量が減少傾向にあります。 歯の健康では、歯が20本以上ある人は、年代が上がるほど少なくなり、80代は20パーセント程度です。 糖尿病、循環器病においては、20代から40代が、時間がない、面倒だからという理由で健康診断を受けていない人が多く見られます。 がん検診については、未受診の理由として、自覚症状がないこと、又は検診の時間が合わないなどが多くなっています。		
施策の方針	「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」は、健康づくりの推進のため「個人・家庭でできること」、「地域・職場でできること」及び「行政が支援すること」の実践を通し、社会全体で個人の健康づくりを支え、各関係者が連帯しながら健康づくりを推進するため、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活でき、こころ豊かなまちづくりを目指すため、①健康寿命の延伸、②生活習慣の改善、③子どもの健やかな成長の三つを基本目標として策定しました。具体的には、成人の生活習慣改善に関する9分野（栄養・食生活、身体的活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病及びがん）に母子保健を加えた10分野に掲げた各施策を推進していきます。		

事業名	健康づくり活動の推進	所管	保健センター
現状	健康づくり活動推進のため、健康・スポーツポイント事業を実施しています。市民の健康づくりや疾病の予防、早期発見・早期治療に役立て、更にスポーツに参加する機会の拡充を図り、心身の健康を保持増進していくことを推進しています。 その他にも、骨密度測定の実施や運動習慣の定着のため、誰でも、いつでも、どこでも行うことのできるウォーキングについて、講習会を開催するとともに、ウォーキング活動が継続できるよう支援を行っています。		
課題	健康づくり活動を強化するためには、年代を問わず、市民が健康づくりに取り組むことができる環境をつくる必要があります。特に運動習慣のない人に対して、運動を行う意識付けを行っていくことが求められます。具体的には講習会等を通して、運動に対する正しい情報を提供し、効果的な運動方法を伝えることにより運動の継続を促すことができます。また、健康づくりに対しての情報提供は、各種事業を通して行うことにより、市民が健康づくりに興味を持ち自分自身の健康管理をすることができると考えています。		
施策の方針	健康づくり活動については、保健センター事業を通して地域に密着した健康啓発活動を実施していきます。さらに、健康・スポーツポイント事業を通して健康意識の定着や実践に向けて働きかけを強化していきます。骨粗しょう症による骨折等の予防については、教室を開催することにより正しい知識や予防法を提供するとともに、保健センター及び関宿保健センターに設置している骨密度測定器の利用拡大を図ります。年代を問わず、誰でも、どこでも、継続してできるウォーキングを推進するために、ウォーキング講習会を企画、開催し、具体的な歩き方や正しい情報等を提供するとともに、適度な運動習慣が身に付くよう支援します。		

事業名	保健推進員活動の推進	所管	保健センター
現状	保健推進員として、令和5年4月1日現在29人の方に委嘱しております。母子保健、健康増進事業の普及・啓発のため、各種保健センター事業への参加を通して市民と行政のパイプ役として地域の子育て世代との交流、各種保健事業のPRを行っています。		
課題	市民の健康意識の向上や、地域の子育て世代との交流などを引き続き行う必要があります。		
施策の方針	保健推進員の活動をひろげ、母子保健、健康増進事業の周知を行うことにより、市民に保健センター事業を身近に感じてもらえるよう努めます。 また、保健推進員のPRや活動の周知をホームページなどSNSを活用して広く周知していきます。		

事業名	食生活改善推進員活動の推進	所管	保健センター
現状	食生活改善推進員として、令和5年4月1日現在で41人の方に委嘱しています。活動として、健康づくり料理講習会、シニアカフェ、生涯骨太クッキング等を行い、市民の健康づくりを推進しています。		
課題	食生活の改善は、生活習慣病の予防対策として重要であることから、市民への各講習会への参加を促すとともに、市民の自主的な健康づくりを推進していく必要があります。		
施策の方針	食生活改善推進員の事業活動を推進し、各事業への参加者の増加を図ります。更なる食生活の改善の啓発、周知を行うことにより、市民の自主的な健康づくりを推進します。		

事業名	健康教育（健康手帳の交付）の推進		所管	保健センター
現状	健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防等の正しい知識を習得し、適切な健康管理行動をとることができるように、集団健康教育を実施しています。 また、検診（健診）結果や生活習慣（血圧や体重、日常生活動作）、健康相談の状況を、対象者が記録し、健康管理に役立ててもらうことを目的に、集団や個別の健康教育の場や保健センター窓口で、交付申請者に対し健康手帳を交付しています。			
課題	集団健康教育は、生活習慣病予防を広く啓発できる機会であることから、より多くの市民の参加を得るため、実施方法や内容を工夫していく必要があります。また、特定健康診査及び特定保健指導等との連携が円滑に進むよう支援していくことが必要です。 健康手帳の新規申請数・更新数が低迷しているため、多くの対象者へ活用方法等の一層のPRをしていく必要があります。			
施策の方針	健康手帳のより一層の活用を図るため、市民へのPRに努めます。 集団健康教育は、「健康日本21(第二次)」に示された五つの基本目標に係る内容を基本としつつ、野田市における地域特性による健康状況や他の保健事業の結果状況等を勘案して、がんや糖尿病等、病態別の項目について重点的に取り上げて実施します。 健康教育は、特定保健指導との実施内容のバランスを考えて、実施方法、内容等の見直しについて検討します。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)	
手帳交付数	140冊		179冊	
			令和5年度 (見込み)	
			150冊	

事業名	健康相談の推進			所管	保健センター
現状	心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行うため、保健師等による健康相談を実施しています。 健康相談は、骨粗しょう症や歯周疾患、各病態を対象とした重点健康相談及び心身の健康状況について総合的な相談を受け付ける総合健康相談を実施しています。				
課題	電話、来所相談にて健康相談を実施し、市民の生活習慣病予防、心身の健康の保持・増進を図ります。健康相談の活用をPRしていく必要があります。				
施策の方針	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う健康相談を引き続き実施します。また、事業の充実及びPRに努めるとともに、実施方法の見直しについても検討します。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
相談数	282件		439件		300件

事業名	保健師等による訪問指導事業の推進			所管	保健センター
現状	40歳から64歳までの介護保険を利用していない方で、療養上の保健指導が必要である方及びその家族等に対して、健康に関する問題を把握し、心身機能低下の予防と健康の維持増進のため、訪問指導を実施しています。				
課題	療養上の保健指導が必要な対象者の把握方法を検討し、活動の充実を図る必要があります。				
施策の方針	今後も継続して対象者の把握に努め、市民の健康の維持増進のため、訪問指導を実施していきます。各専門職が連携・協働して訪問指導実施計画を策定し、訪問指導を実施します。				

（２）疾病予防の促進

認知症や寝たきりの要因となる生活習慣病の早期発見と生活習慣病を予防するために必要な運動、栄養に関する正しい知識の普及等を目的として、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、保健事業と介護予防の一体的な実施をします。

事業名	特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進			所管	保健センター
現状	特定健康診査では、関宿地域において令和元年度から集団健診を開始しました。また、未受診対策として実施していた通知での勧奨については、対象者に合わせた文面にする等の工夫をしています。さらに、国保連合会の支援事業を活用し、電話勧奨を実施しました。特定保健指導では、未利用者に対して手紙や電話で再勧奨を行いました。さらに、電話で状況を確認できない方には、訪問指導を実施することで利用率の向上に努めました。				
課題	受診率向上を目指し、あらゆる角度から特定健康診査と特定保健指導の勧奨を行う中で、更に有効な受診率・利用率向上策を検討していく必要があります。				
施策の方針	特定健康診査では、引き続き集団健診を実施し、肝炎ウイルス検診と結核・肺がん検診も同日受診できるような体制を継続することで、受診者の利便性の向上に取り組みます。さらに、未受診者への国保連合会による電話勧奨を継続して実施します。特定保健指導では、未利用者に対する早期のアプローチの他、集団健診の会場での保健指導初回分割実施を行う等、引き続き実施率向上に向けて対策を強化します。				
実績と見込み	令和３年度 (実績)		令和４年度 (実績)		令和５年度 (見込み)
特定健康診査 の受診率	30.7%		31.6%		31.7%
特定保健指導 の実施率	19.4%		23.2%		20.0%

事業名	各種がん検診の推進			所管	保健センター
現状	国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、５つのがん検診（胃がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん・大腸がん）を実施しています。検診の受診率向上のため、普及・啓発に努めています。				
課題	受診率向上を目指し、様々な機会を捉え、がん検診のPRを行い、更に受診しやすい体制づくりに努めていく必要があります。				
施策の方針	各種がん検診の受診率向上対策や継続受診を推進するとともに、がん検診の方法や精度管理について、国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、医療機関との連携を緊密にし適切に対応していきます。				

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	所管	保健センター
現状	事業の実施に向け、関係機関との連携を緊密にし、検討を行っています。		
課題	国保データベース(KDB)システムを活用して、後期高齢者健康診査の結果を始めとした地域の健康課題を分析し、対象者の把握をした上でハイリスクアプローチを実施する必要があります。		
施策の方針	高齢者の心身の状態について把握した上で適切な保健事業を企画・実施することで、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。		

（３）安心できる医療供給体制の構築

疾病の予防など、高齢者に対して、適切な医療の供給が図られるよう医療体制に関する周知を行います。また、休日診療、緊急時の医療整備体制に関しても周知を図ります。さらに、高齢者の健康管理を含め、診療や健康診断を受けることのできる「かかりつけ医」を持つよう高齢者などに働きかけていきます。

事業名	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	所管	保健センター
現状	野田市医師会等に委託し対応している休日の在宅当番医については、毎月15日号の市報の健康ガイド、市ホームページ及び県のちば救急医療ネットを通じて市民へ周知しています。		
課題	急病センターは令和2年8月10日から休診中のため、休日診療及び緊急時の医療体制をわかりやすく周知する必要があります。		
施策の方針	休日診療や緊急時の医療体制に関する情報提供の拡充を図ります。		

事業名	かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）	所管	保健センター
現状	医療機関やかかりつけ医を探す際に活用できるよう、市が発行する「野田[公共施設等]ガイドマップ」を配布し、周知を図っています。 予防接種や健康診査、がん検診を実施している医療機関について、個別通知等で周知しています。		
課題	市民が状況に応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、医療機関を探したり、選ぶための情報提供が行う必要があります。		
施策の方針	医師会及び歯科医師会と連携を図りながら、かかりつけ医の機能や医療機関の情報についての普及・啓発活動を推進します。		

事業名	救急医療情報キット	所管	高齢者支援課／障がい者支援課
現状	高齢者や障がいのある人が自宅で倒れ、救命活動が必要になったときに備え、あらかじめ個人の投薬情報などの医療情報を配布したカプセル内に入れて、冷蔵庫で保管しておき、救急時に救急隊や医師などがそのカプセルで個人の情報を確認するための救急医療情報キットを配布しています。		
課題	医療情報などを常に最新の状態に保っていくよう喚起するとともに、広く事業の周知をしていく必要があります。		
施策の方針	急速な高齢化が懸念されており、緊急時や災害時に医療行為を必要とする人たちを迅速に支援していくための検討をします。 更なる事業の周知を図るとともに、救急医療情報キット所持者に対して最新の医療情報を保つよう働きかけます。		
実績と見込み	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込み）
配布数	103個	136個	124個

3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

(1) 居宅サービスの適切な提供

介護保険制度外の居宅サービスを適切に提供し、高齢者の福祉の増進を図ります。

事業名	移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉有償運送事業・福祉カー等貸出事業）		所管	高齢者支援課／ 障がい者支援課／ 社会福祉協議会
現状	福祉タクシー事業は市の単独事業として実施しており、要介護者や重度障がい者等が社会活動の範囲を広げるため、通院などの外出時におけるタクシーの運賃の一部を助成しています。 NPO法人等が行う福祉有償運送事業については、現在、市内の2事業者が登録事業者として事業を実施しております。 社会福祉協議会では、高齢者及び障がいのある人の社会参加の促進と福祉の向上を図るため、車いす2台が乗車可能な「ゆうあい号」、車いす1台が乗車可能な「たんぼぼ号」を無料で貸し出しています。			
課題	福祉タクシー事業については、対象者の増加に伴い、財政負担も増加しています。 福祉有償運送事業については、現在、登録事業者が2事業者であることから、新たに事業参加できるNPO法人等の発掘が課題となっています。 福祉カー等貸出事業については、利用者が年々増加傾向にあることから、安全で適切な事業運営が求められます。			
施策の方針	福祉タクシー事業による助成は、高齢者と障がいのある人の利用状況等と他の交通機関や地理的条件等を見極めながら、事業の必要性や助成内容を含めた、事務事業の見直しを検討していきます。 公共交通機関等を補完する福祉有償運送事業については、移動制約者には欠かせない事業であることから、引き続き新規事業者の登録促進を図ります。 福祉カー等貸出事業については、更なる事業の周知広報を図るとともに、利用者に対し、安全で適切に利用していただけるような事業の運営に努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
福祉タクシー 事業登録者数	5,261人	5,267人	5,346人	
福祉タクシー 延利用件数	34,138件	33,689件	34,252件	
福祉有償運送 事業登録者数	915人	949人	950人	
福祉有償運送 延利用件数	761件	950件	1,000件	
福祉カー等 貸出件数	271件	301件	350件	

事業名	布団乾燥サービス事業		所管	高齢者支援課
現状	平成30年度に事業を廃止し、従前の利用者に対するサービスの継続をしています。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用人数	2人	2人	2人	
利用件数	46件	48件	48件	

事業名	介護用品（紙おむつ）支給事業		所管	高齢者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、介護認定調査票又は主治医意見書でおむつの使用、尿失禁又は日常生活自立度B又はCのいずれかに該当する方で、市町村民税非課税世帯で市税等の長期滞納がなく、生活保護等を受けていない方に介護用品（紙おむつ）を支給しています。			
課題	介護を必要とする高齢者の増加に伴い財務負担の増加が見込まれることから、事業見直しの検討が必要です。			
施策の方針	民生委員やケアマネジャー等を通じてサービス内容の周知を図るとともに、高齢者の需要動向を把握し、必要としている方の利用促進を図ります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用者数	476人	459人	470人	

事業名	訪問理容サービス事業		所管	高齢者支援課
現状	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方、又は介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた方で、一般の理容サービスを受けることが困難な方に対して、理容サービスに係る訪問費用を助成しています。			
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。			
施策の方針	民生委員やケアマネジャー等を通じてサービス内容の周知を図るとともに、高齢者の需要動向を把握し、必要としている方の利用促進を図ります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用者数	14人	13人	14人	
延利用件数	30件	31件	36件	

事業名	緊急通報システム事業		所管	高齢者支援課
現状	身体上慢性的疾患などで健康に不安を抱いている65歳以上のひとり暮らし高齢者の家に、緊急時に消防が通報を受け、救急出動により迅速な対応ができるよう、電話回線を利用した緊急通報システムを設置しています。			
課題	ひとり暮らしの高齢者の増加による対象者の増加が見込まれます。			
施策の方針	ひとり暮らしの高齢者の増加による対象者の増加が見込まれることから、事業の在り方について検討していきます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
延設置台数	443台	403台	420台	

事業名	住宅改造費助成事業		所管	高齢者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けた方で、介護保険負担割合証に記載された利用者負担が1割又は2割であり、かつ野田市税及び介護保険料を滞納していない方が、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の限度額20万円を超える改修費に助成率を乗じた金額（限度額30万円）を助成しています。助成率は市町村民税非課税世帯の方は1/2、市町村民税課税世帯の方は1/4となります。			
課題	今後も利用者数の増加により財政負担の増加が見込まれます。			
施策の方針	今後も利用者の増加が見込まれることから、介護給付適正化事業とあわせて、住宅改造費助成事業の適正化を図ります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
助成件数	177件	167件	174件	

事業名	在宅訪問歯科診療事業の推進		所管	保健センター
現状	65歳以上で居宅において寝たきりの状態にあり、歯科医院には通院できないものの、訪問歯科診療は可能である方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、診療や保健指導を実施しています。			
課題	高齢化に伴い本事業を必要としている方が活用できるよう実施します。			
施策の方針	利用者数が減少していることから、実施方法の見直しについて検討します。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
年間利用者数	5人	3人	7人	

事業名	家具転倒防止器具取付事業			所管	高齢者支援課／ 障がい者支援課
現状	高齢者のみで構成する世帯又は障がいのある人の属する世帯で、いずれも自ら転倒防止器具を取り付けることが困難であり、かつ、他の者から取付けの協力が得られない世帯に対し、たんすや食器棚等の木製家具に、家具転倒防止器具を無償で取り付けます。				
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。				
施策の方針	継続的に事業の周知を行い、利用促進を図っていくとともに、事業の内容や効果についても検討していきます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
利用件数	2件		2件		15件

(2) 施設サービスの適切な提供

経済的に生活が困難な方で、住宅の状況や家族の事情で在宅での生活が難しい方の入所施設として養護老人ホームを設置運営し、福祉の増進を図ります。

事業名	養護老人ホーム			所管	高齢者支援課
現状	平成17年1月1日より養護老人ホーム野田市楽寿園の定員を70床から55床に変更し、15床を特別養護老人ホームに転換しました。さらに、平成30年4月1日からは、養護老人ホームの入所者が55名の定員を大幅に下回って推移していたことを踏まえ、養護老人ホーム14床を特別養護老人ホームへ転換し、入所定員を養護老人ホーム41人、特別養護老人ホーム29人とし、特別養護老人ホームにおける待機者の減少を図っています。				
課題	入所者の高齢化に伴い、重度の要介護になる方が多くなっているため、対応を検討する必要があります。				
施策の方針	入所中に要介護状態となった場合、居宅サービスの利用が可能なことから、身体状況に応じて、適切なサービス利用の促進を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
入所者数 (年度末)	28人		28人		30人

(3) 介護人材の確保

介護職員の確保及び定着が厳しく、職員の不足により今後の介護サービスの維持に支障が出る事が予想されることから、資格取得費用の一部助成や就職相談会等を実施し、介護人材の確保に取り組みます。

事業名	就業促進のための研修支援事業			所管	高齢者支援課
現状	介護職員初任者研修課程若しくは生活援助従事者研修課程の研修又は実務者研修課程を修了し、かつ、市内の介護サービス事業に就業している者に対し、介護職員研修に要した費用の一部を助成しています。				
課題	介護職員の確保、定着が厳しい状況になっており、介護職員が不足する状況がみられます。介護施設やハローワーク等を通じて広く事業の周知をしていく必要があります。				
施策の方針	介護施設等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定を図るため、助成制度の周知に努め、介護人材確保を図ります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
初任者研修 受講者数	19人		10人		20人
実務者研修 受講者数	28人		21人		25人

事業名	介護人材マッチング機能強化事業			所管	高齢者支援課
現状	介護サービスに従事する職員の確保及び定着を図るため、介護職の就労を目指す学生・生徒及び保護者又は福祉に興味・関心を持ち就労していない主婦や定年退職者等を対象に、野田市役所1階エントランスホールを会場として、介護職員合同就職相談会を開催しています。また、介護施設の見学バスツアーや、ふれあいギャラリーでの介護施設の作品展示等を開催しました。				
課題	少子高齢化が進むなか、介護の担い手不足が社会問題となっています。介護サービスを安定的に提供するため、事業の周知及び事業内容の充実を図り、介護人材を確保する必要があります。				
施策の方針	介護事業者や就労を目指す方の希望等を反映しながら、事業内容の充実を図り、事業を周知します。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
来場者数	中止		13人		14人
参加事業者	—		15事業者		13事業者

事業名	体験就労奨励事業		所管	高齢者支援課
現状	介護福祉に興味・関心のある未就労の主婦やシニア層等を対象に、体験就労を行う機会を提供するとともに、体験就労を行った方に対し、体験就労奨励金を交付しています。 また、体験就労に当たって健康診断書の提出を行った方には、診断書作成費の一部を助成しています。 さらに、体験就労後3か月以内に介護施設等の介護職として雇用され、一定期間就労が継続している方には、雇用の種類及び雇用期間に応じて、就労継続報償金を交付しています。			
課題	事業の認知度が低いため、効果的な広報を行い、利用拡大を図る必要があります。			
施策の方針	事業の周知を図り、認知度を向上させることにより事業利用を促進します。また、受入介護施設等を拡大し、体験就労利用者が希望する職種の体験就労ができるよう努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
利用者	0名	0名	1名	
就職者 (内定者含む)	0名	0名	1名	

4 民間活力を活用した多元的なサービスの提供

(1) ボランティア活動の推進

高齢者人口の増加による地域活動での人材の不足や、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者福祉分野においてもNPO法人やボランティアなどの民間活力を有効に活用していくことが求められています。

NPO法人やボランティアなどの活動を支援・育成していくことで、行政と民間とが協働した高齢者福祉サービスの提供を推進します。

事業名	ボランティア活動の推進			所管	社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では、市からボランティアコーディネーター設置補助金の交付を受け、ボランティアコーディネーターにより、ボランティアの「相談調整」、「情報提供」及び「啓発、フォローアップ」を行っています。また、ボランティア講座の開催やボランティア情報の提供を行うとともに、「ボランティアサロン」や「地区社協スタッフ懇談会」に関しては、必要に応じたテーマを設定して開催しています。更に夏休みを利用し、学生のための「夏休みボランティア体験講座」を開催しています。				
課題	ボランティアの高齢化により活動を引退する方も増えているため、次世代を担う若い世代がボランティア活動に取り組むきっかけ、機会を増やしていく必要があります。				
施策の方針	学生が参加しやすいボランティア体験会を実施し、ボランティアに触れ合う機会を設けるために引き続きボランティア体験会を実施していく必要があります。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
登録者数	1,414人		1,505人		1,550人
相談件数	266件		391件		450件

事業名	市民活動支援センターの活用			所管	市民生活課
現状	市民活動支援センターの機能を充実させるため、令和3年度から市民活動の相談に対応する主任コーディネーターを配置し、コーディネーターやセンター長、支援補助員との連携により、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体の育成・支援に取り組んでいます。 市民活動団体の活動拠点となるよう、市民活動支援センター内のフリースペースやイオンストア店内会議室の貸出を行っています。 また、ホームページや機関紙、登録団体紹介冊子の作成により、市民活動団体やセンターの情報発信を行い、利用促進に努めています。さらに、市民活動イベントとして「市民活動元気アップふえすた」に加え、令和元年度から「こまめカフェ」を開催し、広く市民に市民活動を紹介し、活動への参加を促進しているほか、参加団体間の交流も図っています。さらに、パソコンや助成金の学習会（10人程度での勉強会）も開催しています。				
課題	様々な分野の市民活動団体が発展していくためには、更に市民活動支援センターの機能を充実させるとともに、福祉全般を担う社会福祉協議会のボランティアセンターと、市民活動団体全体を支援する市民活動支援センターが連携していくことが必要です。				
施策の方針	今後もNPO法人及び各種ボランティア団体との連携を強化するため、市民活動支援センターの機能の充実と合わせて、市民活動支援センターの利用登録を推進するとともに、ボランティアセンター等との同時開催による市民活動イベントの開催等により、広く市民に市民活動を紹介し、団体間の交流を行うことで市民活動の活性化を図ります。 また、市民活動団体の財政的な運営基盤となる、市の市民活動団体支援補助金や民間団体の助成金の活用支援を行います。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
利用登録 団体数	133団体		139団体		135団体
センター 利用数	1,146件		917件		950件
会議室 利用件数	284件		276件		300件

5 高齢者の生きがいがづくりの推進

(1) コミュニティ活動の促進

高齢者がコミュニティ活動を展開していく上で拠点となる施設として、老人福祉センターや地域福祉センター、福祉会館、コミュニティ会館、自治会集会施設を始め、社会教育の中核的施設である公民館、図書館、博物館、文化会館等の文化・社会教育施設等の機能の充実を図っています。

また、老人クラブ育成事業、地域福祉活動等の推進により、高齢者のコミュニティ活動の促進を図っていきます。

事業名	老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営	所管	高齢者支援課／ 人権・男女共同 参画推進課
現状	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の活動の拠点として、老人福祉センター、中根地域福祉センター及び関宿福祉センターやすらぎの郷を設置しています。センターの管理及び運営は、シルバー人材センター及び社会福祉協議会に委託し、年末年始と祝日を除き毎日開館しています。 老人福祉センターは、老朽化への対応とともに、利用者の利便性や機能性、快適性の向上、バリアフリー化を図るため、令和3年度から令和4年度に大規模改修工事を行っています。 老人憩いの家は、高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図るため4か所（谷吉会館、七光台会館、島会館及び関宿会館）の福祉会館のうち、谷吉会館、七光台会館及び関宿会館の3か所に併設されています。 福祉会館では、各種講座の開講、自主サークル活動への支援、地域交流事業の開催、相談事業、保健事業などを実施し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図っています。 また、夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託し、高齢者の活用を図っています。		
課題	老人福祉センター等については、利用者の減少がみられるため、今後は市民に対する広報を効果的に行い、利用拡大に努める必要があります。 福祉会館については、利用者の拡大に努め、今後も地域福祉の拠点として、地域住民の需要など地域の実情に応じた事業展開を図る必要があります。また、適宜補修等を実施していますが、すべての会館で設備等の老朽化がみられます。		
施策の方針	老人福祉センター等については、センター自体に魅力を感じてもらうため機能の充実を図るとともに、今後も継続的にPRをしていきます。 老人憩いの家については、今後も高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図ります。 福祉会館については、引き続き、各種講座の開講、自主サークル活動への支援、地域交流事業の開催、相談事業、保健事業などを実施し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図ります。また、夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託し、高齢者の活用を図ります。施設設備については、「野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、工事箇所等の検討を行い、必要に応じて補助金を活用しながら対応していきます。		

■老人福祉センター等の利用者数

区 分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
老人福祉センター	1,420人	4,184人	7,057人
中根地域福祉センター	4,483人	6,076人	16,798人
関宿福祉センターやすらぎの郷	6,517人	14,130人	20,733人
福祉会館（老人憩いの家）	25,954人	35,071人	38,000人

事業名	老人クラブ育成事業の推進			所管	高齢者支援課
現状	老人クラブ（単位老人クラブ）の活動を通じて、高齢者が相互の親睦を図り、生きがいのある毎日を送れるよう、自主的な活動を行っています。 会員数やクラブ数の減少対策として、若手委員会の設置や会員増強運動に取り組んでいます。 高齢者向けの各種スポーツ大会や囲碁・将棋大会、芸能大会、カラオケ大会の開催など、魅力ある老人クラブとなるよう活動しています。 令和4年度には、単位老人クラブの存続を支援するという観点から、市の単位老人クラブへの補助金の見直しを行いました。				
課題	昨今のクラブ数や会員数の減少に対応して、加入促進運動に取り組んでいる野田市いきいきクラブ連合会（旧野田市老人クラブ連合会）に対して、現在の補助制度の継続を図るとともに、市と連合会、地域の老人クラブが一体となって現存のクラブを維持しながら会員増加に努める必要があります。				
施策の方針	野田市いきいきクラブ連合会の下、各種事業の充実を図るとともに老人クラブが一体となって会員増強に努めます。また、団塊世代の方が新たな加入対象者となる中、魅力ある連合会活動や単位老人クラブづくりに取り組んでいきます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
会員数	2,826人		2,563人		2,234人
クラブ数	76クラブ		72クラブ		64クラブ

事業名	地域福祉活動の推進			所管	社会福祉協議会
現状	地区社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を実施する活動拠点です。野田市では22地区を単位として、それぞれの地域の市民が中心となり、地域の特性に合った様々な交流と支えあいの活動を企画し、地域福祉活動を実施しています。				
課題	地区社会福祉協議会が実施する「ふれあいいきいきサロン」や研修会等の活動が、より充実するように支援していく必要があります。				
施策の方針	地区社会福祉協議会スタッフなどの地域における福祉課題やその解決に向けての取組などについてスタッフ懇談会を開催します。				

（２）生きがい対策の充実

高齢者の社会参加の場や社会活動の機会の確保を図るため、平成10年度から実施しているシルバーライフ施策の更なる推進を図るとともに、シルバー人材センター機能の充実を支援します。

また、高齢者の生涯学習活動や高齢者の生涯スポーツ活動の推進、保育所や小学校での世代間・地域間交流の促進、伝承行事の知識や技術等の後継者育成事業の推進（伝統文化の保存・育成事業を推進）など、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。

事業名	シルバーライフ施策の推進	所管	高齢者支援課／ 興風図書館／ 中央公民館等
現状	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、市内の公民館10か所、老人福祉センターや中根地域福祉センターの管理業務（貸館業務、施設管理業務、清掃業務など）等について、シルバー人材センターへの委託等を通じて、高齢者の雇用を図っています。		
課題	高齢者が自らその能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちながら、生活への意欲が高められるような社会参加の機会や、活動の場の確保を図っていく必要があります。明るく活力ある社会を築き上げていくため、老後をどう生きるかという「キャリアデザイン」の考え方を取り入れた新たなシルバー施策の推進を図っていく必要があります。		
施策の方針	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、公共施設の管理の一部をシルバー人材センターへ委託し、高齢者の雇用を推進します。		

事業名	シルバー人材センターの事業の推進	所管	高齢者支援課
現状	健康で働く意欲がある、おおむね60歳以上の方が会員として登録し、施設管理業務や簡単な大工仕事、ふすま張り、庭木の手入れなどの作業に従事しており、市では経営安定化支援のため、公共施設等の受注業務量の増大に努めています。		
課題	財政基盤を強化するため、会員の専門的な職業経験を活かした就業機会の拡大を図る等、シルバー人材センターとしての事業の拡大や、経営の効率化を図るなどの更なる自助努力が必要です。 市としては、経営安定化の支援のための受注業務量の増大に努める必要があります。更に新たな支援策の検討が必要とされています。また、今後は経営体制や就業体制の変化も見込んで、近隣のセンターと連携を図り、事業を推進していく必要があります。		
施策の方針	財政基盤を強化するため、更に事業領域を拡充し、受注業務量を増加させるなどの自助努力が求められており、市としても野田市シルバー人材センターの事業拡大や経営の効率化の推進に向けた支援の在り方を検討します。 また、今後は、経営体制や就業体制の変化も見込んで近隣自治体のセンターとの連携を図り、人材や受注業務の確保など、新たな事業展開を推進します。		
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
受注件数	4,169件	4,162件	4,162件
受注金額	342,287,607円	366,206,642円	366,206,642円

事業名	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	所管	生涯学習課／ スポーツ推進課
現状	生涯学習相談窓口の充実、生涯学習コミュニティ広報の発行、文化祭の開催、美術展示事業の実施、生涯学習ボランティア（学校支援ボランティア）養成講座の開催、市民セミナーや福祉のまちづくり講座等の各種公民館主催・共催講座を実施しています。 生涯スポーツ活動では、スポーツ教室やスポーツ大会、体力測定、スポーツ推進委員主催事業、スポーツ少年団関連事業及び生涯スポーツ推進事業を実施しています。		
課題	急速に進む少子高齢社会において、シニア世代の生涯学習活動の推進を図り、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに努める必要があります。高齢者の生きがい対策の充実を図り、地域活動へのきっかけづくりや人づくりを支援するため、市民との協働を視野に入れた人材養成講座の開設など、生涯学習機会の創出と提供、学習成果を適切に生かすことのできる社会の環境醸成が求められています。 生涯スポーツ活動の拠点である各種スポーツ施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性及び利便性に配慮した施設の改修が必要です。		
施策の方針	引き続き、生涯学習相談窓口の開設、生涯学習コミュニティ広報の発行、社会教育関係団体への助成、文化祭、美術展示事業、生涯学習ボランティア（学校支援ボランティア）養成講座、市民セミナー、福祉のまちづくり講座等を実施していきます。 また、生涯スポーツ活動については、各種スポーツ大会の充実及びスポーツ施設の整備を推進していきます。		

事業名	世代間・地域間交流の促進		所管	指導課／ 子ども保育課
現状	学校支援地域本部事業の充実を図り、「地域に学び、地域に育つ」をスローガンに「地域とともに子どもたちを育む学校づくり」を推進しています。地域の方々による学習支援、地元事業所での職場体験学習、地域ボランティアによる図書の読み聞かせや学校環境整備などを進めています。また、生活科において身近な高齢者など多様な人々と触れ合う体験活動を実施するとともに、総合的な学習の時間において小学校では地域の人々の暮らし・伝統と文化について、中学校では職業や自己の将来に関する学習で地域の人材活用を図っています。 保育所では、野菜、花の苗植え等を年間行事に取り入れ、これらの行事を介して高齢者との交流を実施することができました。しかし、多くの保育所で新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。また、中学生との交流においては、職場体験などの交流を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。			
課題	学校のニーズの変化等に応じて、新規の地域の支援者の協力が得られるよう、活動を広める必要があります。本部によって活動の違いがあるため、横の連携を一層進める必要があります。また、公民館と連携し、教育資源を活用し本事業を推進する必要があります。年次計画を策定する際に「地元自治会」や「いきいきクラブ（老人クラブ）」などと事前に日程等の調整を行い、より多くの高齢者が参加できるように実施していくことが課題です。 保育所等における高齢者との交流については、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで一部実施されましたが、多くの園では実施できなかったため、感染症のリスクを考えたうえで無理のない範囲で各保育所に実施していただけるよう周知していく必要があります。各保育所にて新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となりましたので、各保育所と連携を取りながら世代間・地域間交流をより多く実施していくことが課題です。			
施策の方針	小中学校では、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用し、世代間交流活動を年間計画に位置付けながら継続して実施していきます。具体的には、小学校では、昔の遊びを学んだり、高齢者を行事に招待して贈物や会食をするなどの交流を図るとともに、デイサービスセンターや病院などの施設を訪問して歌を披露したり、手伝いをするなど、交流を進めます。また、中学校では、施設を訪問して介護やボランティア活動などを中心に交流を図るとともに、高齢者に対する理解を深めながら、キャリア教育の一環としての福祉教育や進路学習に結び付けます。 世代を超えたコミュニケーションは、地域の子どもたちを知る方が多くなることで、子どもの健全育成への効果が大きくなるとともに、教員や子どもが地域の方との交流を更に深めていくことで、地域全体の教育力が高まることが期待されます。 地元自治会及びいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭の開放をし、保育行事、伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて高齢者との交流を深めます。地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
高齢者ふれあい事業の実施状況	0回	1回	9回	

事業名	伝承行事の後継者の育成	所管	生涯学習課／ 指導課
現状	野田市民俗芸能のつどいを11月下旬～12月上旬に開催しています。野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体と、加盟団体が指導して後継者育成を行っている市内小中学校の団体が参加して民俗芸能を上演しています。 また、後継者育成事業については、後継者育成指導委託事業、学校と連携した事業を開催しています。		
課題	子どもを対象とする後継者育成事業については、既に大きな成果をあげていますが、成長した子どもが後継者として地域に帰ることを目的とする、若者層を対象とした事業も必要となっています。ただし、古くから伝承されている民俗行事は、小中学校の学区よりも狭い地域から成るコミュニティによって保持されていることが多いので、地域を超え広範囲にわたる事業を行う場合、十分に保持団体の理解を得る必要があるため、慎重に進める必要があります。 「民俗芸能のつどい」などイベントでの民俗芸能の上演は、後継者育成事業に対する意欲の向上に役立っており、今後も継続する必要があります。		
施策の方針	11月下旬から12月上旬に開催される「野田市民俗芸能のつどい」では、野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体などが指導している市内の小中学校が参加して民俗芸能を上演しています。野田市民俗芸能のつどいを通じ、市内の学校と連携した事業の開催などを行います。市のほか民間助成を活用し、笛や太鼓など後継者育成に使用する用具の整備を行います。		

(3) 就労対策の充実

高齢者の雇用促進や雇用相談窓口の利用の促進など、高齢者の就労対策の充実を図っています。

事業名	高齢者雇用の促進	所管	商工労政課
現状	雇用促進奨励金は、職に就くことが困難な高齢者、障がいのある人又はひとり親を対象にハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用する事業主に対し、奨励金を交付するものです。 ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図っています。 無料職業紹介所では、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで市役所2階の無料職業紹介所において、市民からの求職に対し職業紹介相談員が求人情報（ハローワークの情報含む）を提供し、職業相談・あっせん等を行っています。 千葉県ジョブサポートセンター、流山市、柏市、我孫子市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図っています。（ジョブサポートセンターの調整により、4市（野田市、流山市、柏市、我孫子市）共催）企業や関係機関と連携した高齢者向けを含んだ就職説明会の開催等について推進を図っています。		
課題	高齢化の急速な進展により高齢者の増加が見込まれ、意欲と能力のある高齢者が、長年培った知識や経験を活かして働くことができ、生活の安定を図ることができるような環境整備が必要です。		
施策の方針	職に就くことが困難な高齢者等をハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用した事業主に対して、引き続き雇用促進奨励金を交付し、高齢者雇用を推進して参ります。 ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図ります。 無料職業紹介所では、今後も毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで市民の方からの求職に対して市内事業所の求人情報の提供やあっせんを行います。また、内職相談についても引き続き就業相談の一環として無料職業紹介所において、内職に係る情報の収集、提供及びあっせん等を行います。 千葉県ジョブサポートセンター、近隣市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図ります。 引き続き企業や関係機関と連携した高齢者向けを含んだ就職説明会の開催について推進を図ります。		

6 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) 高齢者の生活の安全確保

高齢者が被害を受けやすい悪徳商法などのトラブルを防ぎ、外出時や災害時に高齢者が被害を受けないよう、啓発事業や相談業務の充実を図り、被害の未然防止のための知識の普及に努めます。

また、高齢者も含めた地域ぐるみの支援体制を整えることなどにより、日常生活における安全の確保を推進します。

事業名	高齢者に係る消費者対策の推進			所管	市民生活課
現状	市報、安全安心メールの配信、消費者ミニ情報の発行により、消費者トラブルに関する情報提供を行いました。また、高齢者向けのリーフレットや具体例を取り入れながら注意喚起を行う出前講座により、啓発を行っています。				
課題	出前講座の周知と、いきいきクラブや高齢者団体だけでなく、高齢者支援組織、見守り施設などとの連携をしていく必要があります。				
施策の方針	悪徳商法の手口等について広く注意喚起を行うため、出前講座を継続して実施します。また、市報、安全安心メールの配信、消費者ミニ情報の発行により情報発信を行うことで、高齢者とその家族等、周辺の方々への注意喚起や、トラブルの早期発見のための見守り体制を強化していきます。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
講座開催回数	3回		9回		5回
参加者数	69人		153人		140人

事業名	高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進	所管	防災安全課／ 高齢者支援課／ 市民生活課
現状	防災対策に関しては、自主防災組織の組織化及び活性化を推進するため、地域防災リーダー研修の実施や地域に向けた講話の実施、自主防災組織等の活動に対する補助制度の拡充等を行い、災害時に迅速な避難及び被害の拡大防止が図れるよう、地域ぐるみの防災体制（自主防災組織）づくりの支援を実施しています。 野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行っていましたが、現在見直しを行っています。 防犯対策に関しては、市民で組織する野田市防犯組合では、17の支部を中核として自主防犯活動を展開し、全市的な防犯活動の推進に努め「犯罪のないまち」の実現を目指しています。更に防犯の強化を図るため、いざというときお互いに助け合うことができるような地域ぐるみの防犯体制を充実していくことが重要であり、自治会等と連携を強化して、自主防犯活動に対する啓発や支援等を実施しています。 交通安全対策に関しては、老人ホームや公民館等で交通安全教室等を各施設の自主事業として実施しています。		

課題	防災対策に関しては、高齢者に配慮した地域防災力の向上が課題としてあることから、地域に向けた講話の実施、活動等に関する補助制度の周知を行い、高齢者だけでなく、その支援を行う方々の防災知識についても向上を図る必要があります。 令和3年に災害対策基本法が一部改正され、市町村に対し個別避難計画の作成が努力義務化されましたが、避難行動要支援者名簿には自力で避難できる方も登録されていることや、支援者の確保が難しいといった課題があり、計画の見直しが必要です。 自主防犯活動に関しては、野田市防犯組合の各支部が地域の実情に合わせて定期的に実施していますが、パトロール等に参加する方が高齢化してきており、継続的な活動を維持していくことが各支部の課題となっています。さらに、市内の犯罪発生情報を安全安心メールや市報等で情報発信していますが、高齢者に広く周知を図るため、引き続き市報での情報発信を行うほか、振り込め詐欺被害防止の防犯活動を高齢者が多く集まる講演会や商業施設と連携して行っていく必要があります。 交通安全対策に関しては、高齢者を交通事故から守るための啓発活動を実施していく上で、地域や各種団体等の協力が必要となります。		
施策の方針	自主防災組織及び自主防犯組織の全市的な展開については、身近な地域の防災力の向上及び知識の普及を図るため、地域防災リーダー研修の実施や地域に出向いての講話や、防犯力向上のための研修会を行い、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりの支援を引き続き実施するとともに、災害時に迅速な避難と被害の拡大防止が図れるよう避難行動要支援者の支援体制の推進を目指します。 要支援者の捉え方等について検討し、真に支援が必要な方の支援計画となるよう見直す必要があります。 また、高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみの防犯体制づくりの支援を引き続き実施します。 交通安全対策については、高齢者は加齢により活動範囲が異なることから、生活実態を踏まえたきめ細やかな交通安全対策を推進するとともに、高齢者が主として歩行や自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目して、それぞれの特性を理解した各施設で実施する交通安全教室等に引き続き協力します。		
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
自主防災組織 組織数	222団体	223団体	225団体

（２）高齢者に配慮したまちづくりの推進

高齢者向けの住宅の充実を始め、道路・公共施設周辺環境整備や車いすの貸与による移動手段の確保及び啓発の充実など、野田警察署や社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者に配慮したバリアフリーの整備を推進します。

事業名	高齢者の住宅対策の充実			所管	営繕課
現状	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業として高齢者を対象に民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、円滑な推進を図るため、多くの不動産事業者の登録が得られるよう宅地建物取引業協会への働きかけを強めるとともに、様々な機会を通して事業の周知に努めています。				
課題	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援制度について関係部署にチラシを配布するなど周知はしているものの、現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることなどから、利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要などの条件があり、確保できない場合は契約できないなどの問題があります。				
施策の方針	現金収入の少ない高齢者が持家で生活が続けられるよう、不動産を担保に生活費を借り、死亡後に返済する仕組みとしてのリバース・モーゲージ制度について先進市から情報を収集し、更に国の動向を注視しながら導入の可否を検討します。 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業については、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、引き続き多くの不動産事業者の協力が得られるよう宅地建物取引業協会等に働きかけを行うとともに、様々な機会を通して事業の広報・周知に努めます。				
実績と見込み	令和３年度 (実績)		令和４年度 (実績)		令和５年度 (見込み)
相談件数	1件		0件		2件
申込件数	0件		0件		0件

事業名	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保		所管	高齢者支援課
現状	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置数は第8期末時点で有料老人ホーム10か所（定員357人）、サービス付き高齢者向け住宅12か所（定員385人）となっています。			
課題	サービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、今後必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むとともに、サービスの質を確保する必要があります。			
施策の方針	県と情報を共有し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態把握に努めるほか、サービスの質の確保に資する介護相談員の活用を検討します。 また、事業者に対しては、市民を優先して受け入れるよう働きかけていきます。			
実績と見込み	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込み）	
有料老人ホーム	8か所（定員339人）	8か所（定員339人）	10か所（定員357人）	
サービス付き 高齢者向け住宅	11か所（定員340人）	11か所（定員340人）	12か所（定員385人）	

事業名	福祉のまちづくりの推進	所管	生活支援課/ 営繕課
現状	福祉のまちづくりパトロールにより指摘された道路等の要望整備箇所について、応急処理工事を行い、歩行者の安全確保を図るとともに、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化を図りました。平成25年度からパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、利用頻度の高い道路に拡げ実施してきましたが、平成30年度までに完了しました。このことから、令和元年度からは、開始から20年余の時間の経過や、パトロール参加者の要望を踏まえ、初期に実施した半径500メートル圏内の路線を再度実施するとともに、新たに商業施設に隣接する路線で実施しました。 パトロールに基づく道路の改修が一巡したことから、令和3年度からはパトロールを一旦凍結し、公共施設のバリアフリー改修に特化した事業を実施しています。 また、福祉のまちづくりフェスティバル、公民館主催の福祉のまちづくり講座においても啓発を行いました。		
課題	福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、広く福祉のまちづくりについての啓発を行い、バリアフリーの実現に向けた活動を積極的に実施することが課題となっています。		
施策の方針	福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、バリアフリーの実現に向けた啓発活動を引き続き行っていきます。 公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、施設の利用状況、整備の優先度等を踏まえ、計画的に進めていきます。 また、福祉のまちづくりパトロールは一旦凍結しておりますが、公共施設管理者による周囲の点検や、福祉のまちづくり推進協議会の方々による日常生活圏域の中において危険箇所が確認された場合には、福祉部が窓口となって受け付け、対処してまいります。		

事業名	車いす貸出事業の推進		所管	社会福祉協議会
現状	介護保険制度における福祉用具貸与については、要介護状態等にある方を対象としており、期間は比較的長期となっています。それとは別に社会福祉協議会では、独自に骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や、要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施しています。（最高31日間） また、ボランティア体験学習等に対しても貸し出しています。			
課題	車いす貸出事業は、一時的又は短期間利用するときに貸し出すこととしていますが、長期間の利用者も少なくなく、台数に限りがあるため、適切な利用についての検討が必要です。			
施策の方針	社会福祉協議会では引き続き、骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施していきます。 ボランティア体験学習等における福祉用具の積極的な活用を推進し、市民の意識啓発に努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)	
貸出人数	355人		475人	
			令和5年度 (見込み)	
			450人	

7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

高齢化社会において介護ニーズが増加する中で、特に女性の家庭内での負担が増加しないように、介護を社会的に支援することが必要であり、家庭や地域社会、行政機関及び企業などを対象に、高齢者の介護に対する正しい理解を深めるための啓発や介護サービスの情報提供を推進します。

事業名	高齢者の介護に係る意識の啓発	所管	人権・男女共同参画推進課
現状	固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うことが多くなっています。また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。		
課題	女性だけが家事、育児、介護等で過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしく生きられる社会の実現が求められます。		
施策の方針	野田市男女共同参画計画に示された各種施策を適切に推進します。その一環として、社会における制度や慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の是正、解消を図るため、男女共同参画に関する講演会等を開催するなど、男女共同参画意識の醸成に向けた情報の収集、提供、啓発及び学習機会の提供等を行います。		

事業名	福祉教育の推進	所管	指導課
現状	福祉教育の一環として、小中学校は、高齢者施設等への訪問・交流活動、地域の清掃、募金活動等を実施しました。		
課題	学校教育において、地域、関係団体と連携を強化し、福祉活動や交流活動に取り組み、児童生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような福祉教育を継続して推進する必要があります。		
施策の方針	中学校における体験学習や福祉施設ボランティアの依頼については、各施設が可能な限り受け入れ態勢を整えられるよう、市として積極的に働きかけを行い、福祉教育の推進を図ります。 福祉教育の一環として市内小中学校を拠点とした地域の高齢者との更なるふれあい活動を推進して、学校教育における地域との連携を図ります。		

8 高齢者の人権の擁護

(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成

市では、福祉教育等を推進していくことによって、高齢者を敬愛する社会意識の醸成に努めていきます。

事業名	敬老祝事業の推進			所管	高齢者支援課
現状	多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛して長寿を祝福し、敬老の意を表すため、敬老祝金や敬老祝品を支給しています。				
課題	市の単独事業として実施してきたことから、将来的に財政負担を増大させる可能性があるため、支給対象年齢・金額等の見直しを平成29年度及び令和元年度に実施しましたが、高齢者福祉対策の財源確保等の観点から、更なる見直しの検討が必要です。				
施策の方針	敬老祝金と敬老祝品については、今後も節目支給を継続するものの高齢者の増加により費用が増加し、財政的な負担が増大していくことから、近隣市の状況をみながら、更なる見直しについて検討します。				
実績と見込み	令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込み)
敬老祝金	1,500,000円		1,230,000円		1,260,000円
敬老祝品代	4,483,000円		4,766,220円		5,249,000円

(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進

市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及啓発及び利用促進を図るとともに、各種相談事業を推進するなど、高齢者の人権を擁護するための施策の推進に努めます。

事業名	成年後見制度の利用促進	所管	高齢者支援課／ 生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として相談支援事業を実施しています。同事業では、成年後見制度に関する問合せのほか、判断能力が十分でない方の様々な権利擁護に関する相談支援を実施しています。		
課題	社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の広報・啓発を進めるとともに、利用者がメリットを実感できる制度・運用とするための体制づくりを行う必要があります。		
施策の方針	成年後見制度の利用促進に向けた施策の基本的な計画策定と権利擁護支援体制を強化するため地域連携ネットワークの構築を進めていきます。 地域連携ネットワークの円滑な運営のため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会及び協議会を運営していくための中核機関の設置を検討します。		

事業名	日常生活自立支援事業の推進		所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として日常生活自立支援事業を実施しています。同事業では、定期的に契約者を訪問し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように支援を実施しています。			
課題	契約件数が増加傾向にあり、相談内容も多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。			
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制の強化を図ります。継続して、日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
契約者数	92人	100人	111人	

事業名	法人後見事業の推進		所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として法人後見事業を実施しています。同事業では、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、判断能力が十分でない方の支援を実施しています。			
課題	相談内容が多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。			
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制及び関係機関との連携を強化します。継続して、成年後見制度の普及啓発に努めます。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
受任件数	17件	16件	15件	

事業名	心配ごと相談事業の推進		所管	社会福祉協議会
現状	総合福祉会館の相談室に心配ごと相談所を開設しています。			
課題	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、相談から解決までに至らないことがあります。 相談所の周知広報を強化するとともに、相談員の資質の向上を図る必要があります。			
施策の方針	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、継続して実施する必要があります（初期相談であることから、専門的な相談については、適切な相談窓口への案内、又は取次ぎとなります。）。 また、各種専門的な相談にも応じられるよう、相談員の資質向上を図ります。			
実績と見込み	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
相談件数	18件	27件	35件	

事業名	広報・啓発活動の推進	所管	人権・男女共同 参画推進課
現状	各種機会を通して、人権啓発冊子等を活用し、高齢者に関する人権についての啓発を実施しています。		
課題	平成30年度に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」（5年ごとに実施）で高齢者の人権に関する問題が指摘されており、野田市の実態・ニーズに合わせた課題を精査し、関係機関や庁内関係部局との協力体制や情報交換、連携について検討する必要があります。		
施策の方針	令和2年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、「高齢者の人権」を重要課題の一つに位置付けており、「野田市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。		

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	デイサービスなごみ
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市清水 171-7
4 運営事業者	株式会社宮下
5 代表者氏名	宮下 慶子
6 指定更新年月日	令和5年10月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和 5 年 8 月 31 日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第 78 条の 12 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の指定の更新をするに当たり、同法第 78 条の 2 第 6 項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市清水 15
	名 称	株式会社宮下
	代表者氏名及び住所	宮下 慶子 千葉県野田市野田 677-1 ローズハイツ野田愛宕 A 棟 310 号室
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市清水 171-7
	名 称	デイサービスなごみ
	管 理 者 氏 名	入枝 由希

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について

埼玉県春日部市に所在する野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止届出事業者等

1 事業所の名称	マインドホーム穂の華豊町
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	埼玉県春日部市豊町六丁目 11 番 10 号
4 運営事業者	トラスト合同会社
5 代表者氏名	富岡 快雄
6 廃止年月日	令和 5 年 9 月 30 日
7 廃止理由	野田市の利用者がいないため